

第9期 銀河福祉タウン計画

【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

《令和6年度～令和8年度》

「本別ならではの町民力を結集し、
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～



令和6年3月
北海道 本別町



「福祉でまちづくり」宣言

私たちが健康で心豊かに安心して暮らすことは、町民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。

私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で 明るく住みやすい まちづくり
- 1 豊かな経験を活かし 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実で いつまでも笑顔で暮らせる まちづくり
- 1 人権を尊重し 一人ひとりが生きがいもてる まちづくり
- 1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり

平成 18 年 3 月

北海道本別町

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	計画策定の背景と趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の策定方法	3
第5節	日常生活圏域の設定について	6
第2章	高齢者を取り巻く現状	7
第1節	人口の推移	7
第2節	日常生活圏域別人口	9
第3節	世帯の状況	11
第4節	認知症高齢者の状況	13
第5節	介護保険事業の実施状況	14
第6節	第8期計画の事業評価	24
第7節	アンケート結果からの課題	26
第3章	計画の基本的な考え方	32
第1節	本別町が目指す高齢者支援体制のイメージ	32
第2節	基本理念	34
第3節	基本目標	34
第4節	重点的に取り組むこと	35
第5節	施策の体系	37
第4章	施策の展開	39
第1節	健康で健やかに生活できる本別をつくる	39
第2節	住み慣れた地域で安心して暮らせる本別をつくる	48
第3節	みんなの支え合いでいきいきとした本別をつくる	62
第5章	介護保険給付等に係る見込み	72
第1節	介護保険の財源構成と制度改正	72
第2節	将来フレーム	74
第3節	サービス利用者数の見込み	78
第4節	介護保険事業の見込み	89
第5節	保険料の算定	94

資料編	98
1 本別町健康長寿のまちづくり条例	98
2 本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿.....	102
3 計画策定経過.....	103

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

介護保険事業と高齢者福祉施策では、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第9期計画は、団塊ジュニアの世代が65歳以上になる2040年を視野に入れつつ、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることになります。

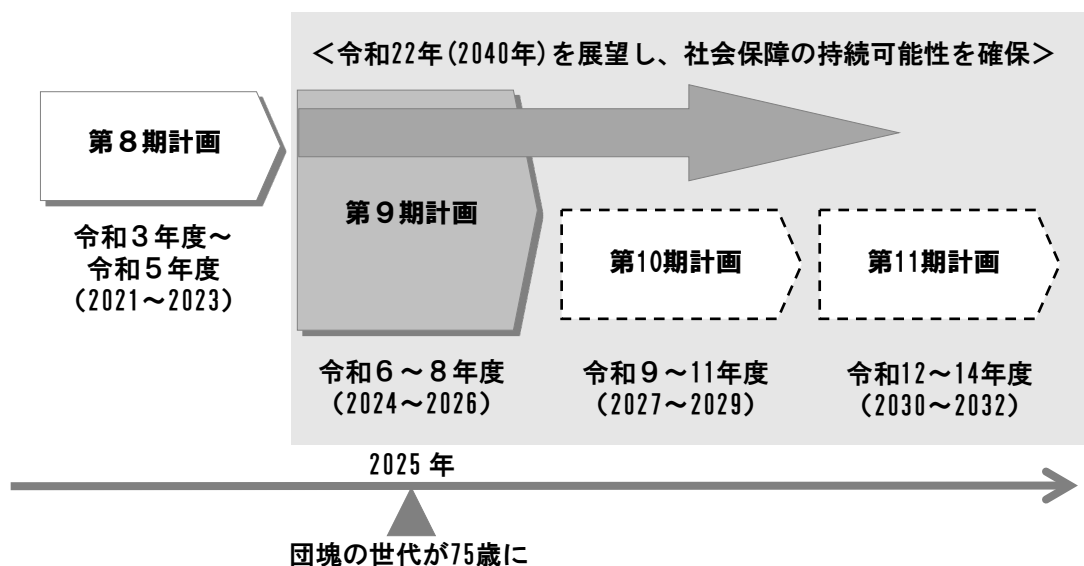
足下においては、これまでの経年的な変化の把握を行うとともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指していく必要があります。

全国的な傾向と同様、本別町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

本町では、令和3年3月に「第8期銀河福祉タウン計画」を策定し生涯にわたっていきいきと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持って地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

このたび、第8期の計画期間が終了することに伴い、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、本町のさらなる高齢者福祉施策の充実のため、「第9期銀河福祉タウン計画」を策定します。

■第9期銀河福祉タウン計画の方向性

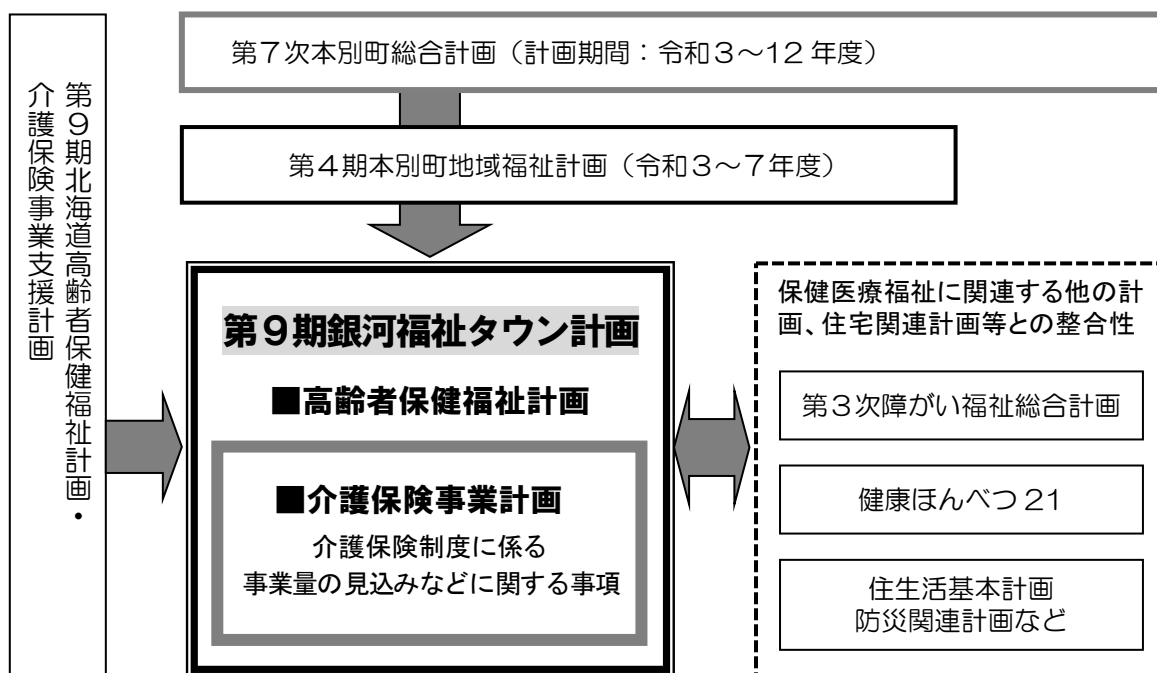


第2節 計画の位置付け

第9期銀河福祉タウン計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の保健福祉全般にわたる総合的な計画です。

また、本計画は、「第7次本別町総合計画（計画期間：令和3～12年度）」を最上位計画とし、「第9期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：令和6～8年度）をはじめ、本町の関連する諸計画と整合性を図るものです。

■第9期銀河福祉タウン計画と他計画の関連



第3節 計画の期間

本計画は、令和6年度～令和8年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である令和8年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第8期計画								
			見直し → 第9期銀河福祉タウン計画					
						見直し → 第10期計画		

第4節 計画の策定方法

1 策定体制

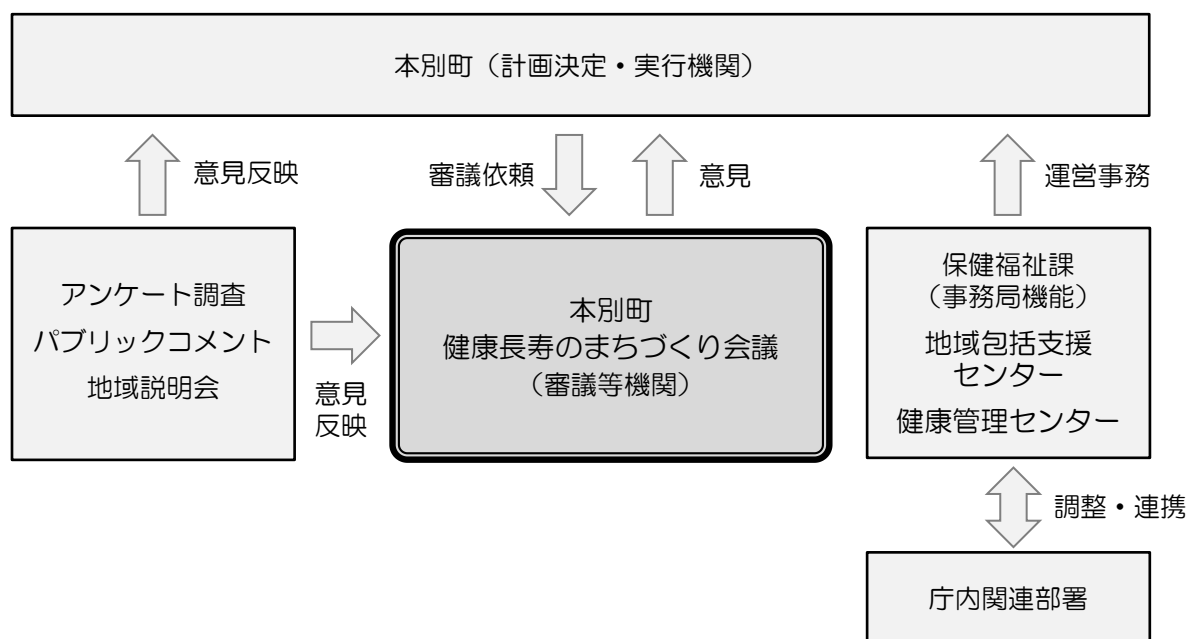
(1) 行政内部の体制

行政内部の策定体制については、保健福祉課、地域包括支援センター、健康管理センターが中心となり現状分析や課題の抽出、計画案の検討を進めるとともに、町が運営する国保病院、老人ホーム、住宅施策を担当する建設水道課などの関連部局や本別町社会福祉協議会と密接な連携を図り、計画策定にあたりました。

(2) 本別町健康長寿のまちづくり会議

第8期計画（令和3年度～令和5年度）の達成状況や反省点について「本別町健康長寿のまちづくり会議※1」の事業評価部会において事業評価を行い、同会議において「第9期銀河福祉タウン計画」の策定にあたっての審議を行いました。

■計画策定体制



※1 本別町健康長寿のまちづくり会議

地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の附属機関で、保健福祉施策への町民の参加等を目的に、平成13年3月に町民主導により制定された「本別町健康長寿のまちづくり条例」第7条に基づき設置された会議です。被保険者の代表としての公募町民、保健福祉関係者、介護サービス事業者等の21人の委員で構成されています。

2 高齢者実態調査の実施

第9期銀河福祉タウン計画の策定にあたって、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況等を把握するため、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

また、第2号被保険者（40～64歳の町民）を対象に、健康や地域の助け合いの現状、高齢者施策に対する意向等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

（1）調査対象及び調査方法等

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	第2号被保険者調査
調査の目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。	要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。	40～64歳の町民を対象に、健康や地域の助け合いの現状、高齢者施策に対する意向等を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。
対象者	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者（要支援認定者、総合事業対象者を含む）	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）	40歳以上64歳以下の町民（無作為抽出による）
調査地域	町内全域		
調査基準日	令和4年10月1日		
調査期間	令和4年10月		
調査方法	配布：郵送 回収：訪問		配布：郵送 回収：郵送

（2）回収結果

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	第2号被保険者調査
配布数 A	2,327票	158票	1,000票
回収数	2,120票	134票	385票
有効回収数 B	2,120票	134票	385票
有効回収率 $B \div A \times 100$	91.1%	84.8%	38.5%

3 町民の意見反映

「第9期銀河福祉タウン計画」の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、町広報紙への記事掲載やパブリックコメントを実施しました。

また、さらに広く意見や要望をうかがうために、地域説明会を本別地区・勇足地区・仙美里地区の3会場で開催しました。

4 計画策定後の点検体制

「本別町健康長寿のまちづくり会議」において、本計画の町民による進捗状況の確認、事業評価を引き続き実施します。地域密着型サービスの質の確保・運営評価、地域包括支援センターの運営・評価等についても同会議において実施します。

また、計画に設定された目標に関して達成状況を評価し、未達成の場合にはその原因の分析と改善策の検討を行うとともに、必要に応じて目標の見直しを行います。

第5節 日常生活圏域の設定について

第3期計画において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険事業計画における日常生活圏域として、「本別地区」「勇足地区」「仙美里地区」の3圏域を設定しました。

第9期計画期間中においても、この3地域を日常生活圏域として、地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。

■本別町の日常生活圏域



日常生活圏域名	自治会数	自治会名	担当民生委員数
(1) 本 別	41	北1丁目、北2丁目、北3丁目、北4丁目、北5丁目、北6丁目、清流町、北7丁目、北8丁目、南1丁目、南2丁目、南3丁目、南4丁目、柳町、緑町、柏木町、向陽町、東町、朝日町、山手町、錦町、栄町、新町、中央小学校、中学校、高等学校、東本別、共栄、共栄1、負簾1、負簾2、チエトイ1、チエトイ2、弥生町、美里別西中、美里別東中、美里別高東、美里別東下1、美里別東下2、上本別、追名牛	23
(2) 勇 足	15	勇足元町、北糖自治会、勇足東1、勇足東2、勇足東3、勇足東4、勇足東5、勇足西1、勇足西2、勇足西3、勇足西4、勇足西5、押帯、上押帯、美蘭別	5
(3) 仙美里	20	仙美里元町、美里別西上、活込、美里別東上、追名牛、仙美里1、仙美里2、木札内、仙美里3、上仙美里、美栄、奥仙美里、東仙美里、仙美里ヶ丘、西仙美里、拓農、清里、新生、月見台、明美	6

※自治会数は75で「追名牛」は本別、仙美里で重複。民生委員数は33人で圏域の重複あり。

第2章 高齢者を取り巻く現状

第1節 人口の推移

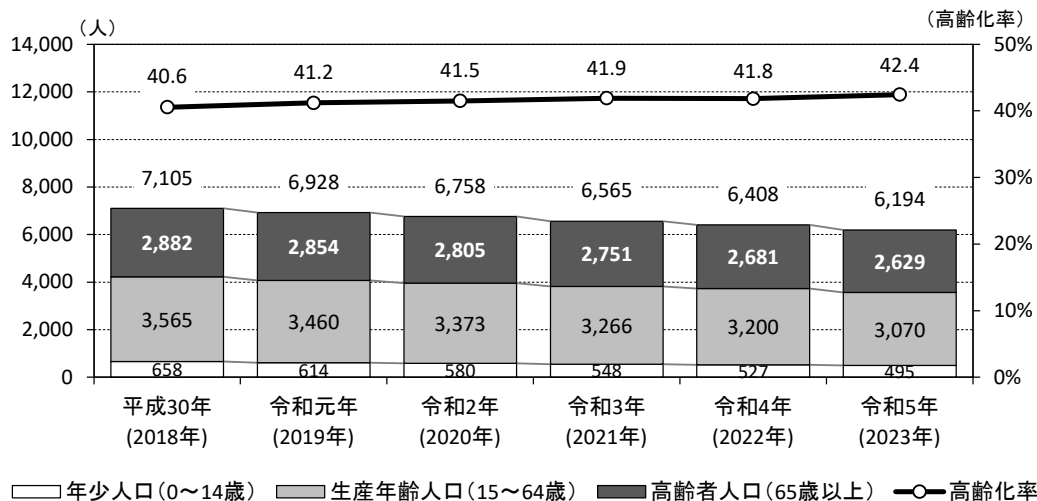
1 総人口の推移

本町の総人口は減少を続けており、令和5年の住民基本台帳による総人口は6,194人となっています。

年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口及び年少人口だけでなく高齢者人口も減少しており、令和5年の高齢者人口は2,629人となっています。

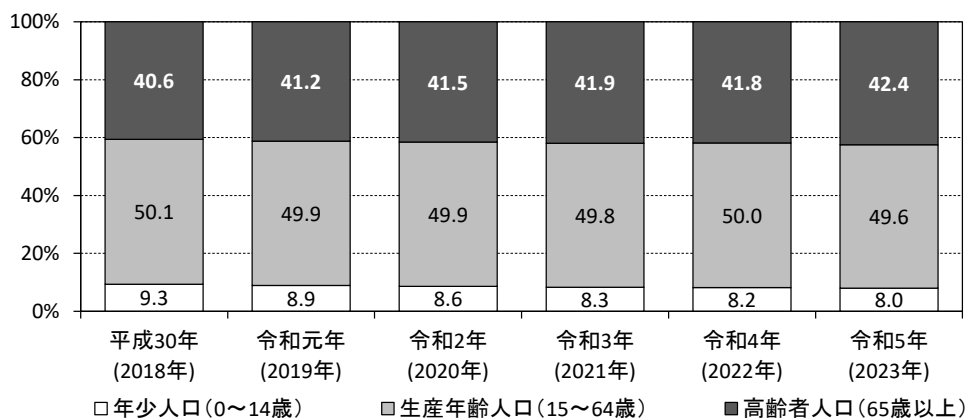
年齢3区分別の構成比をみると、高齢化率は増加傾向が続いており、令和5年は42.4%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



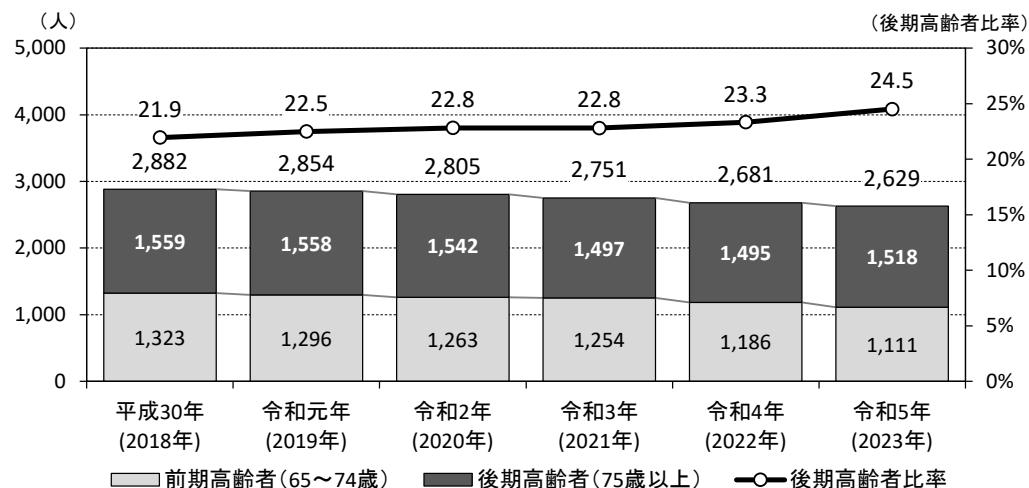
[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

2 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は減少傾向が続いている一方、減少が続いていた後期高齢者（75歳以上）は令和5年に増加に転じています。

後期高齢者比率（総人口に占める後期高齢者の割合）は増加傾向が続いています。

■高齢者人口の推移



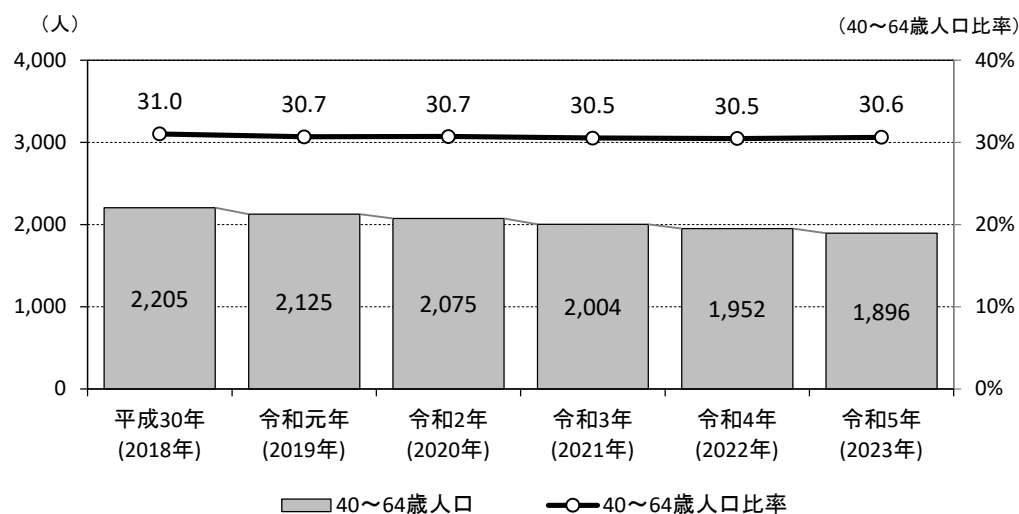
[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

3 40～64歳人口の推移

40～64歳（第2号被保険者）の人口は減少傾向が続いており、平成30年の2,205人から令和5年には1,896人に減少しています。

40～64歳人口比率（総人口に占める40～64歳人口の割合）でみると、ごくわずかに減少傾向がみられる状況です。

■40～64 歳人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

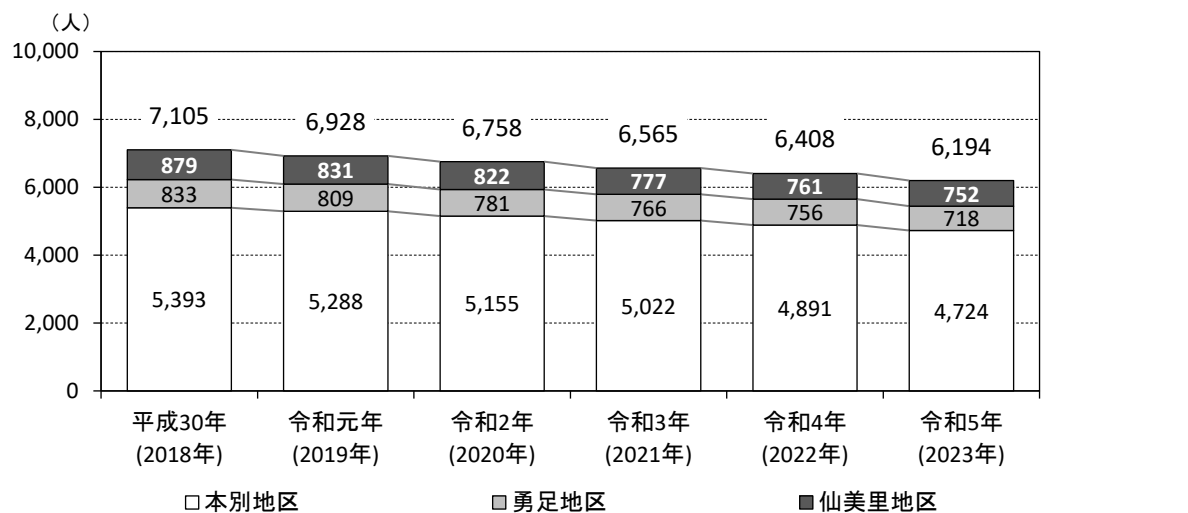
第2節 日常生活圏域別人口

1 人口の推移

本町の日常生活圏域別の人口は、本別地区が全体の約76%を占め、勇足地区及び仙美里地区がそれぞれ約12%となっています。

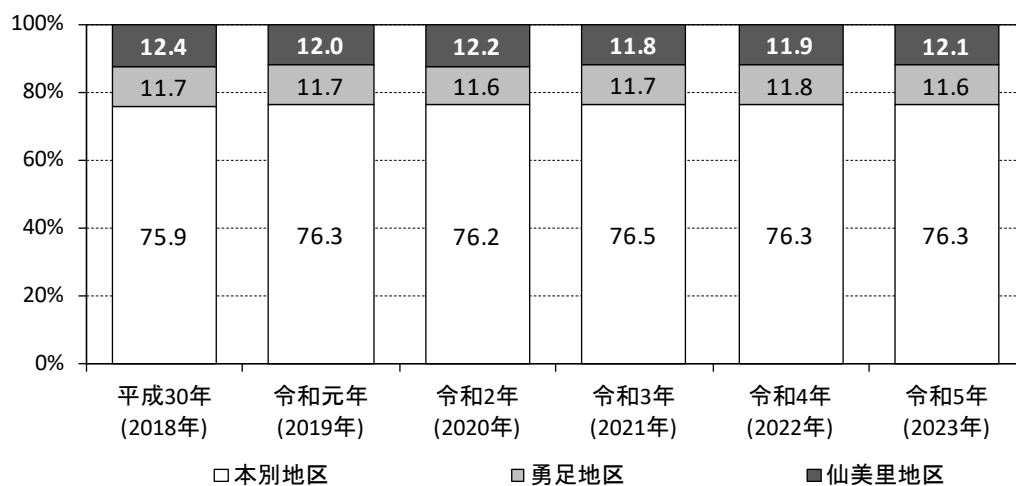
いずれの地区も人口は減少傾向が続いており、平成30年から令和5年までの5年間における人口減少率は、本別地区が12.4%、勇足地区が13.8%、仙美里地区が14.4%となっています。

■日常生活圏域別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

■日常生活圏域別人口割合の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

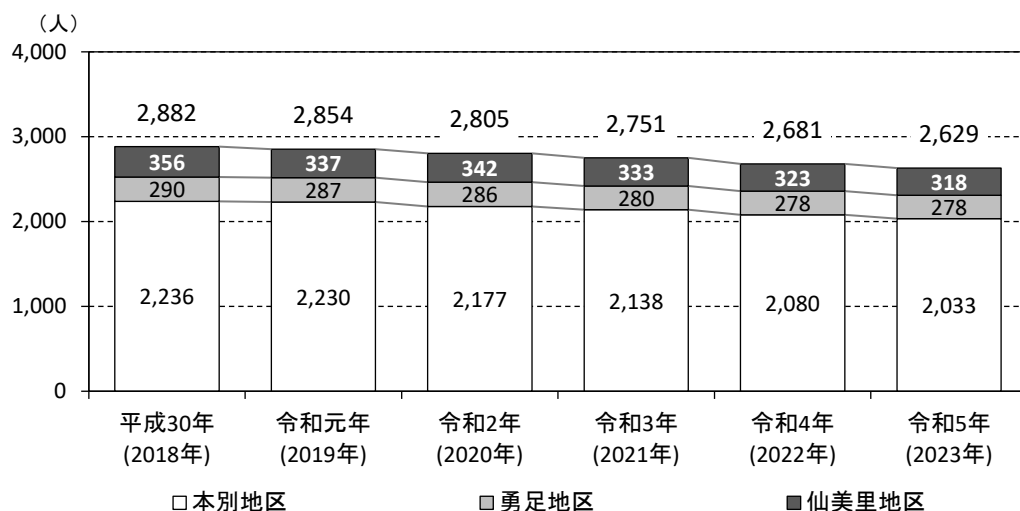
2 高齢者人口の推移

日常生活圏域別に高齢者人口の推移をみると、平成30年から令和5年までいずれの地区もおおむね減少傾向となっています。

高齢化率はいずれの地区も上昇傾向が続いていましたが、本別地区及び仙美里地区は令和3年からおおむね横ばいに推移しています。勇足地区は他の地区と比べて高齢化率は低い状況にありますが、ゆるやかな上昇が続いています。

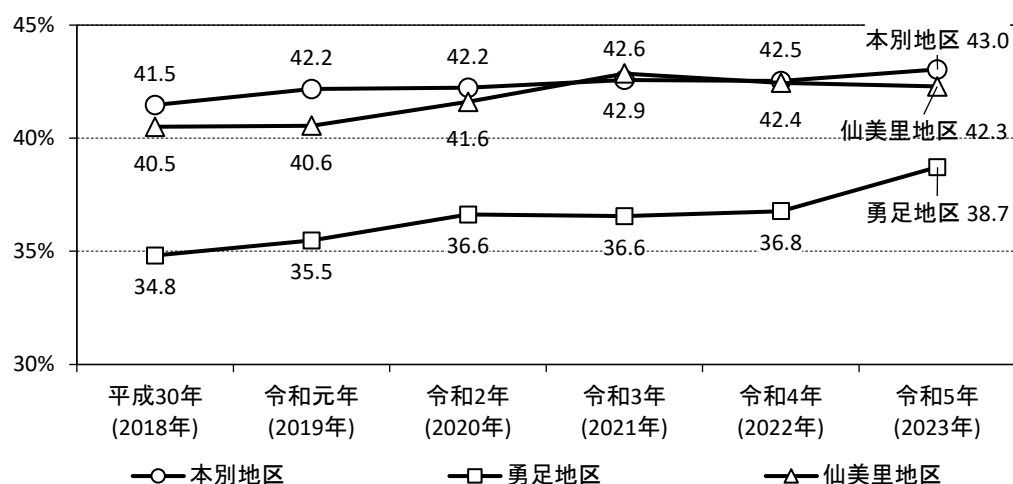
仙美里地区は農業大学校寮の人口を除くと、高齢化率は約50%となります。

■日常生活圏域別の高齢者人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

■日常生活圏域別の高齢化率の推移



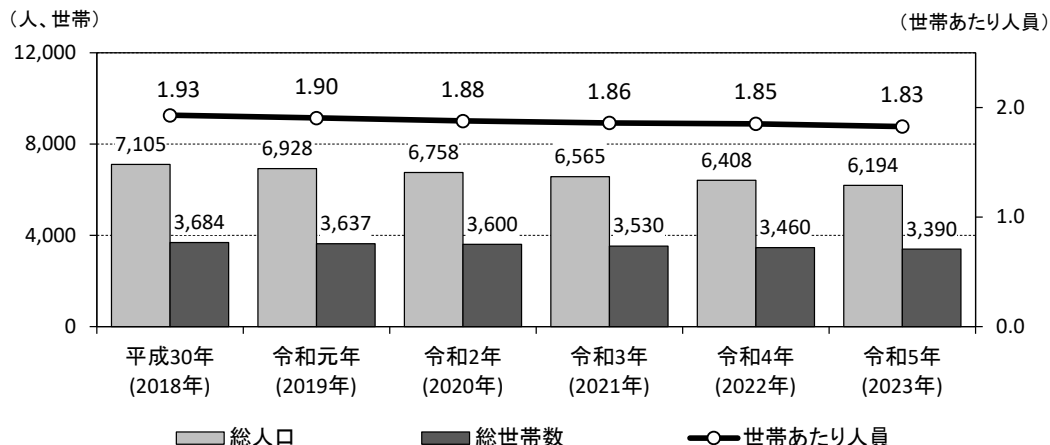
[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

第3節 世帯の状況

1 総世帯数の推移

総世帯数は平成30年の3,684世帯から減少が続いており、令和5年には3,390世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成30年の1.93人から令和5年には1.83人まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

■総人口と世帯数の推移

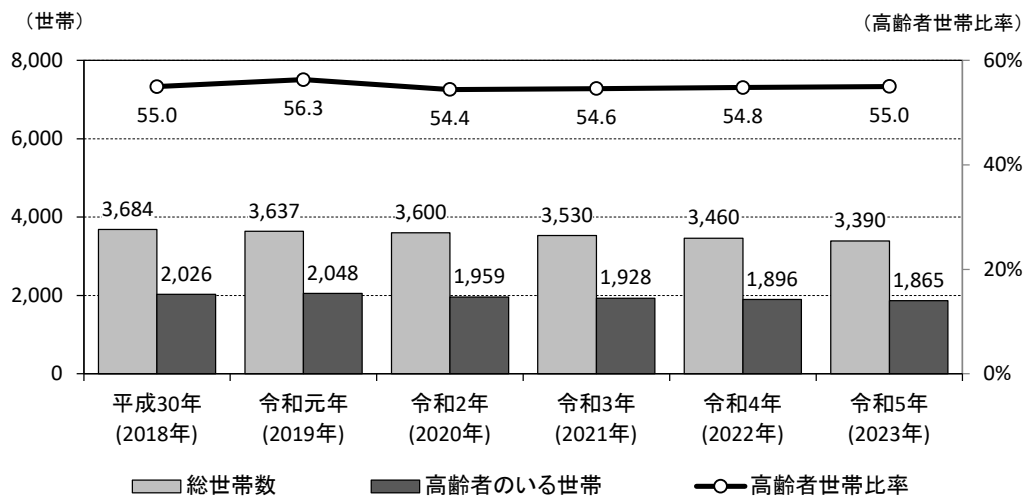


[出典]住民基本台帳（総人口：各年10月末現在、世帯数：各年9月末現在、令和3年及び令和4年は線形補間、令和5年は11月末現在）

2 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯は平成30年から減少が続いており、令和5年は1,865世帯となっています。高齢者世帯比率（総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合）は令和2年からおおむね横ばいに推移しています。

■高齢者のいる世帯の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在、令和3年及び令和4年は線形補間、令和5年は11月末現在）

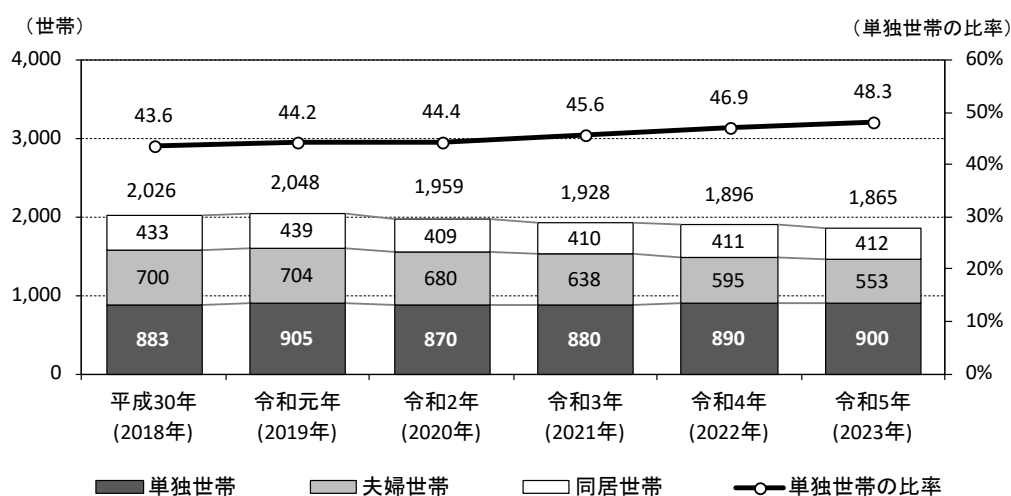
3 世帯類型別にみた高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯を世帯類型別でみると、令和元年まではいずれの世帯類型も増加傾向となっていました。令和2年はいずれの世帯類型も減少し、その後、単独世帯及び同居世帯は増加しています。

単独世帯の比率（高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合）は増加を続けており、令和5年には48.3%となっています。

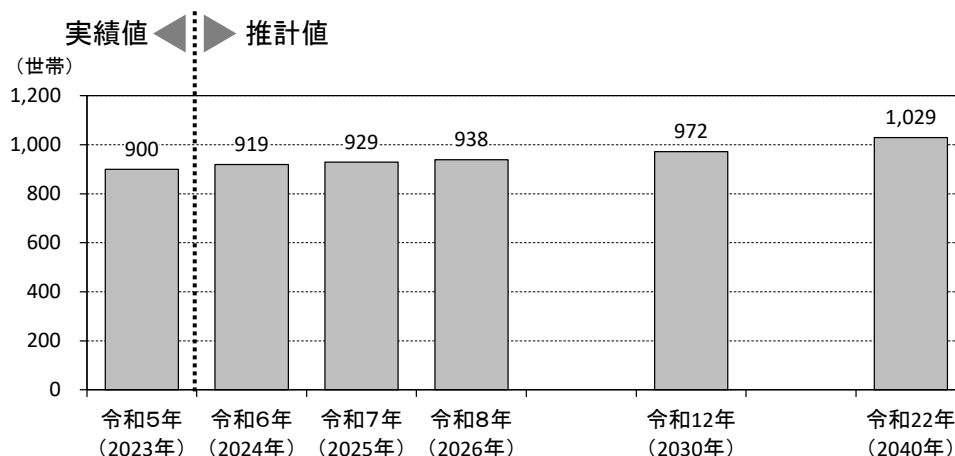
単独世帯数の実績に基づく将来推計によると、今後は単独世帯数の増加が続くと予測され、令和12年（2030年）には972世帯、令和22年（2040年）には1,029世帯になると見込まれます。

■世帯類型別にみた高齢者のいる世帯の推移



[出典]住民基本台帳（各年9月末現在、令和3年及び令和4年は線形補間、令和5年は11月末現在）

■高齢者単独世帯の将来推計



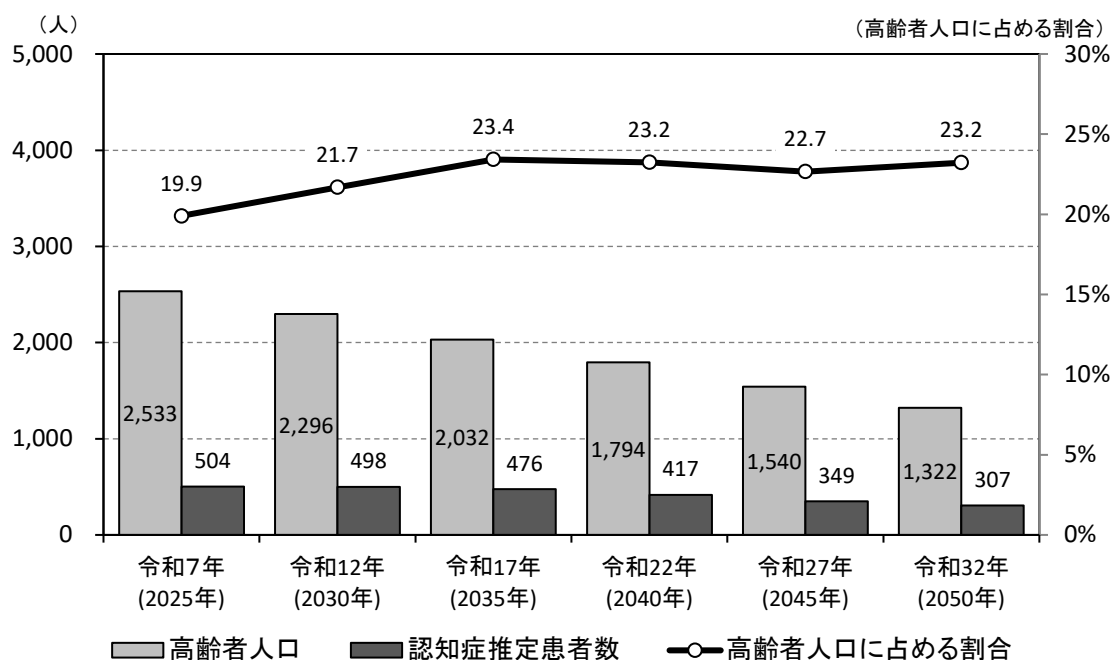
[出典]実績値：住民基本台帳（各年11月末現在）、推計値：トレンド法による推計値

第4節 認知症高齢者の状況

認知症有病率が一定とする仮定における本町の認知症高齢者推計をみると、令和7年に504人と推計され、その後高齢者数の減少とともに少なくなり、令和22年（2040年）は417人になると見込まれます。

高齢者人口に占める認知症推定患者数の割合は今後も上昇すると見込まれ、令和22年頃まで認知症推定患者数の割合は上昇し、高齢者の約4人に1人が認知症高齢者になると予測されます。

■認知症高齢者の将来推計



[出典] 高齢者人口：住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計。認知症推定患者数：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業）」の認知症有病率が一定の場合を用いた推計

第5節 介護保険事業の実施状況

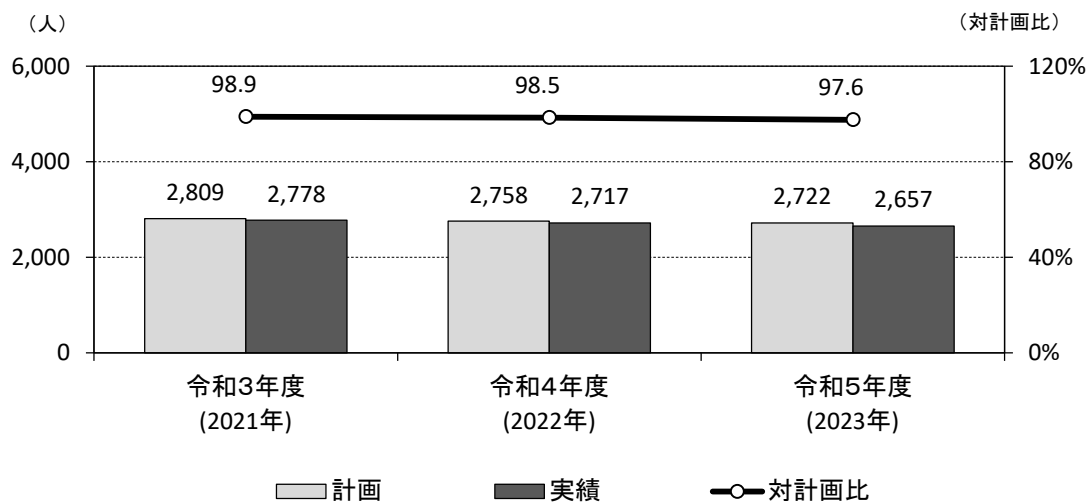
1 要介護認定者の状況

(1) 計画に対する状況

第1号被保険者数はゆるやかに減少しており、ほぼ計画どおりの実績で推移しています。

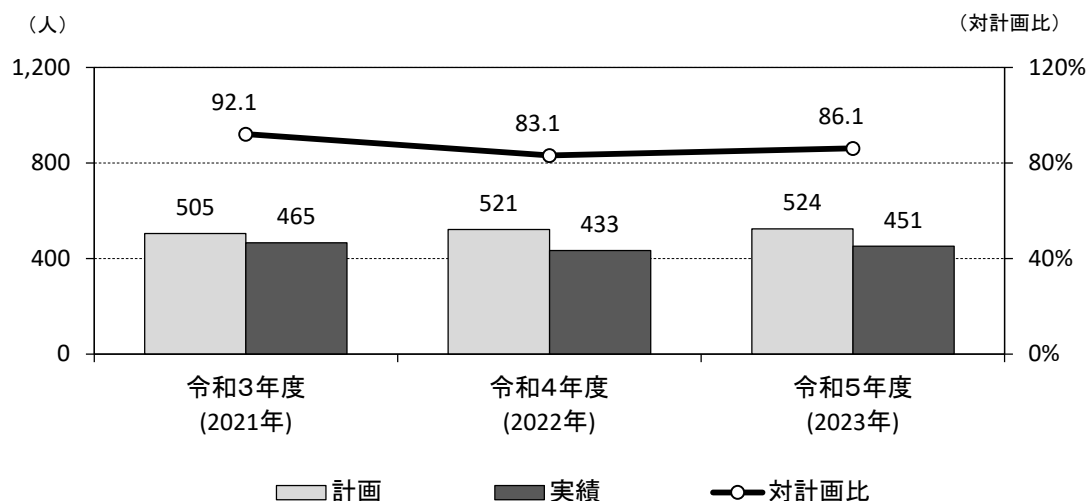
要介護認定者数は令和3年度～令和5年度での実績が計画を下回っていますが、令和5年度は要介護認定者数が増加している状況です。

■第1号被保険者数の計画値と実績値



[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

■要介護認定者数の計画値と実績値



※第2号被保険者を含む

[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

(2)年齢階級別の状況

各年度の要介護認定者数を年齢階級別でみると、85歳以上は減少が続いていますが、85歳未満は令和4年度に減少した後、令和5年度に増加しています。

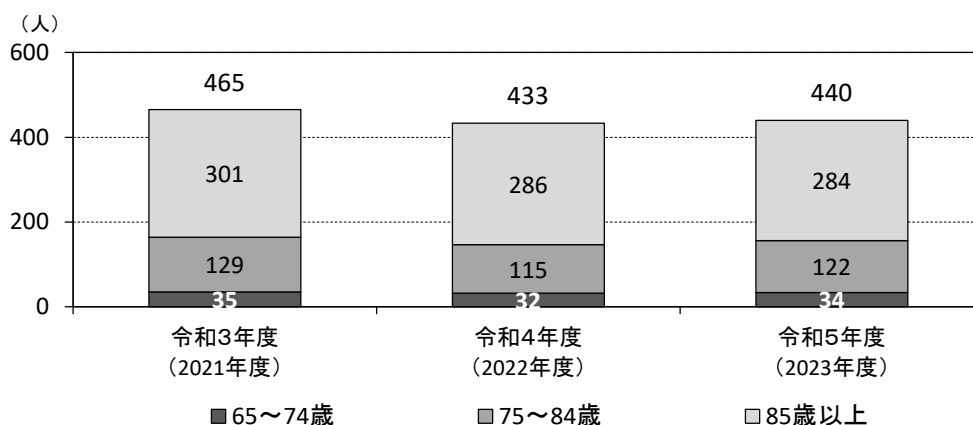
年齢階級別の認定率をみても、85歳以上は継続的に低くなっている一方、85歳未満は令和4年度に下降し、令和5年度に上昇しています。

■要介護認定者等の状況（第1号被保険者のみ）

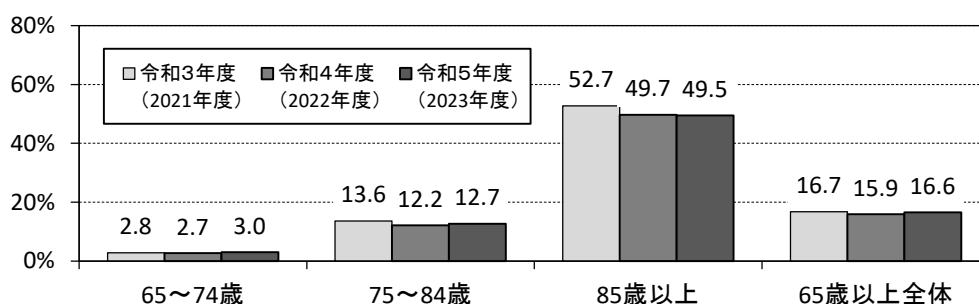
区 分		65～74歳	75～84歳	85歳以上	65歳以上全体
被保険者数	令和3年度	1,261	946	571	2,778
	令和4年度	1,196	945	576	2,717
	令和5年度	1,123	960	574	2,657
要介護認定者数	令和3年度	35	129	301	465
	令和4年度	32	115	286	433
	令和5年度	34	122	284	440
認 定 率	令和3年度	2.8	13.6	52.7	16.7
	令和4年度	2.7	12.2	49.7	15.9
	令和5年度	3.0	12.7	49.5	16.6

[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

■年齢階級別の要介護認定者数（第1号被保険者のみ）



■年齢階級別の要介護認定率（第1号被保険者のみ）



(3)要介護度別の状況

令和5年度の要介護認定者を要介護度別の構成比でみると、要支援認定者は23.3%、要介護認定者は76.7%となっており、要介護3以上の重度者は28.8%の状況です。

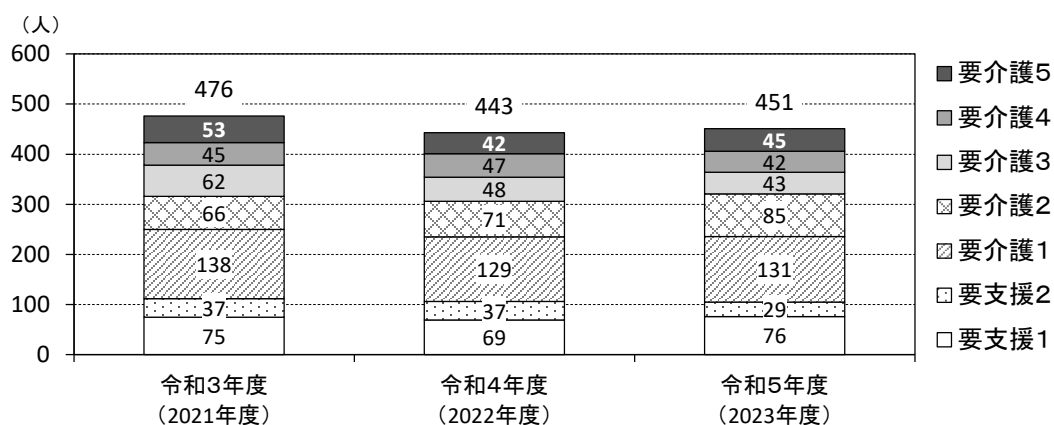
要介護度別の構成比の年次推移をみると、要支援認定者が増加傾向となっている一方、要介護認定者の中では、要介護3以上は減少しています。

■要介護度別認定者数の状況

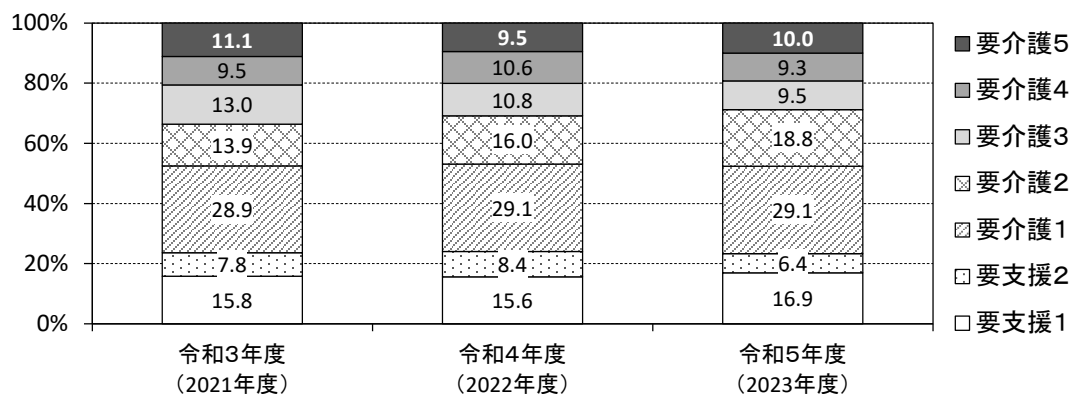
区 分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
認定者 数 (人)	令和3年度	75	37	138	66	62	45	53	476
	令和4年度	69	37	129	71	48	47	42	443
	令和5年度	76	29	131	85	43	42	45	451
構成比 (%)	令和3年度	15.8	7.8	28.9	13.9	13.0	9.5	11.1	100.0
	令和4年度	15.6	8.4	29.1	16.0	10.8	10.6	9.5	100.0
	令和5年度	16.9	6.4	29.1	18.8	9.5	9.3	10.0	100.0

[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

■要介護度別認定者数の推移



■要介護度別構成比の推移



2 総給付費の状況

総給付費の達成率(計画値に対する実績値の割合)は、令和3年度は96.4%、令和4年度は87.2%で、ともに計画を下回る実績となっています。

サービス系列別でみると、施設サービスは利用が伸びず、計画を下回る実績となっています。居宅サービス及び地域密着型サービスは令和3年度の達成率は計画を上回りましたが、令和4年度は計画を下回り、居宅サービスが89.0%、地域密着型サービスが98.5%となっています。

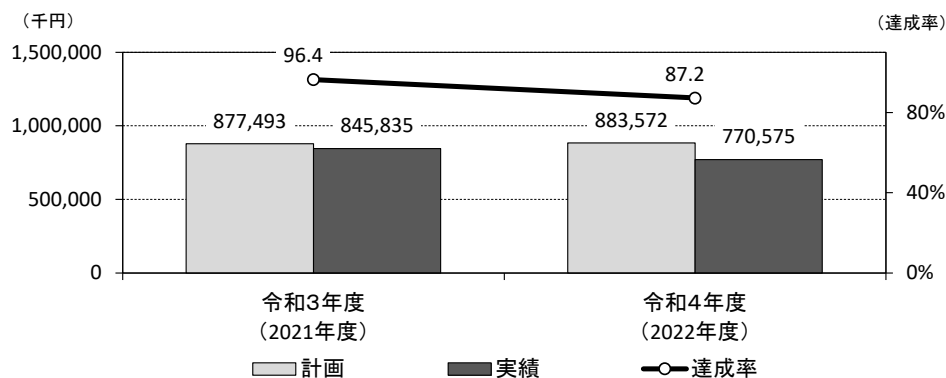
令和4年度の総給付費に占める割合をみると、施設サービスが51.4%を占めており、令和3年度の49.9%と比べてわずかに多くなっています。

■総給付費の状況

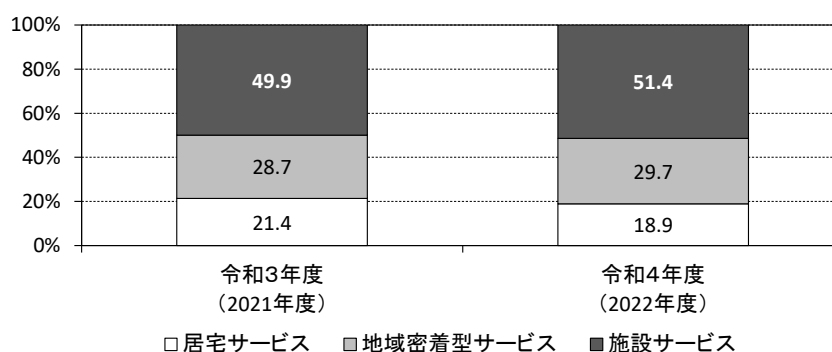
区 分	令和3年度			令和4年度			
	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)	実績前年 比 (%)
居宅サービス	161,243	180,660	112.0	163,583	145,557	89.0	80.6
地域密着型 サービス	232,444	243,164	104.6	232,573	229,105	98.5	94.2
施設サービス	483,806	422,011	87.2	487,416	395,913	81.2	93.8
総給付費	877,493	845,835	96.4	883,572	770,575	87.2	91.1

[出典]介護保険事業状況報告年報

■総給付費の計画値と実績値



■総給付費構成割合の推移



3 介護サービス別の状況

(1) サービス別利用人数

サービス別の利用人数実績を対計画比でみると、令和3年度、令和4年度ともに実績が計画を下回るサービスが多くなっていますが、居宅サービスでは居宅療養管理指導、短期入所療養介護（老健）、特定福祉用具購入費などで達成率が100%を超えており、特に令和3年度の短期入所療養介護（老健）は計画を大きく上回る利用実績となりました。

施設サービスはいずれのサービスも達成率は100%を下回っています。

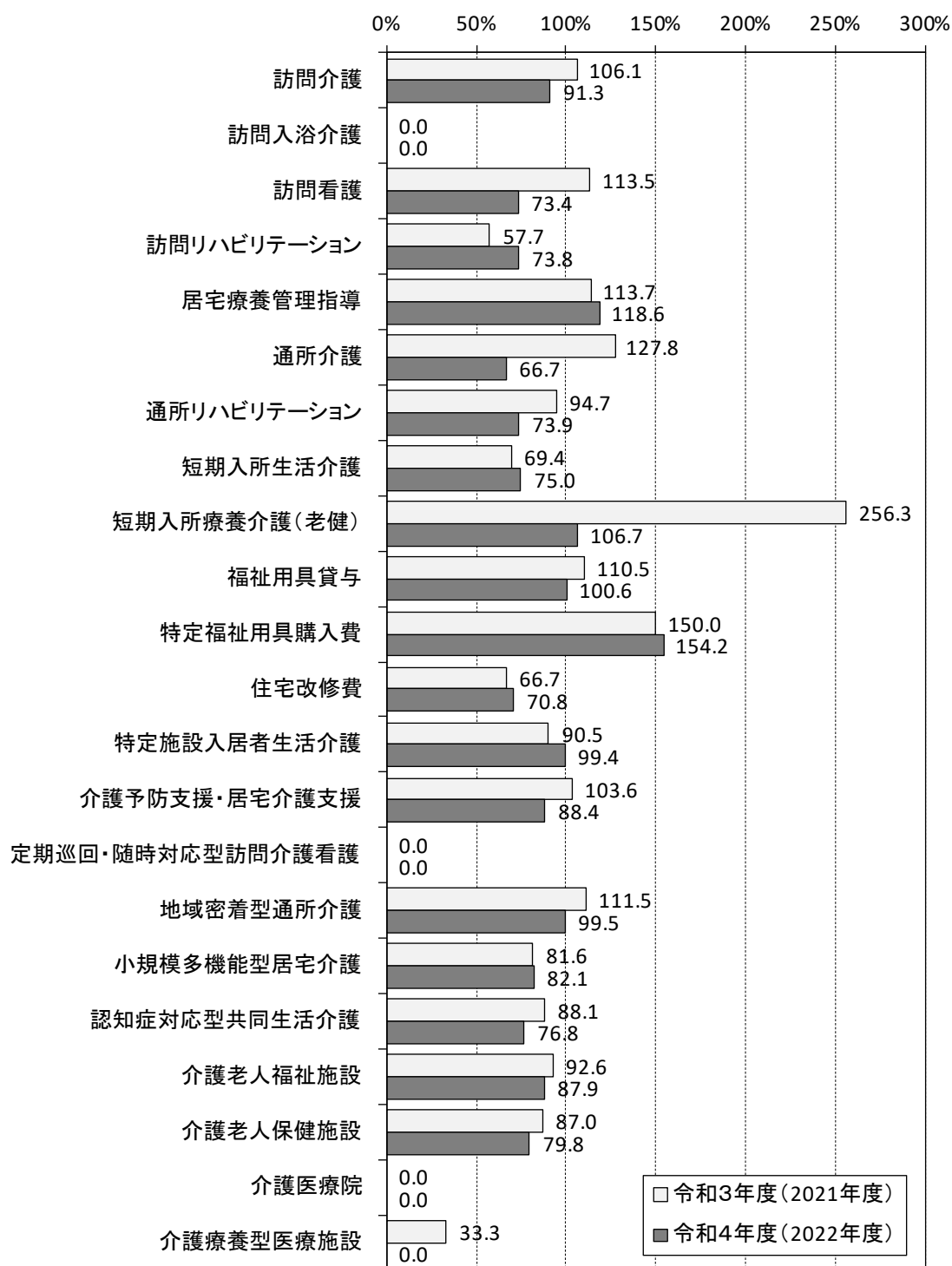
■サービス別利用人数の達成状況（予防給付＋介護給付）

サービス名	令和3年度			令和4年度		
	計画 (人/月)	実績 (人/月)	達成率 (%)	計画 (人/月)	実績 (人/月)	達成率 (%)
訪問介護	41.0	43.5	106.1	41.0	37.4	91.3
訪問入浴介護	1.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
訪問看護	16.0	18.2	113.5	16.0	11.8	73.4
訪問リハビリテーション	13.0	7.5	57.7	14.0	10.3	73.8
居宅療養管理指導	17.0	19.3	113.7	17.0	20.2	118.6
通所介護	3.0	3.8	127.8	3.0	2.0	66.7
通所リハビリテーション	57.0	54.0	94.7	58.0	42.8	73.9
短期入所生活介護	9.0	6.3	69.4	9.0	6.8	75.0
短期入所療養介護（老健）	4.0	10.3	256.3	5.0	5.3	106.7
福祉用具貸与	121.0	133.7	110.5	121.0	121.7	100.6
特定福祉用具購入費	2.0	3.0	150.0	2.0	3.1	154.2
住宅改修費	2.0	1.3	66.7	2.0	1.4	70.8
特定施設入居者生活介護	14.0	12.7	90.5	14.0	13.9	99.4
介護予防支援・居宅介護支援	164.0	169.9	103.6	166.0	146.8	88.4
居宅サービス計	-	-	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.0	1.3	-	0.0	0.0	-
地域密着型通所介護	32.0	35.7	111.5	32.0	31.8	99.5
認知症対応型通所介護	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
小規模多機能型居宅介護	82.0	66.9	81.6	82.0	67.3	82.1
認知症対応型共同生活介護	14.0	12.3	88.1	14.0	10.8	76.8
地域密着型サービス計	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	61.0	56.5	92.6	62.0	54.5	87.9
介護老人保健施設	86.0	74.8	87.0	86.0	68.7	79.8
介護医療院	0.0	0.2	-	0.0	0.0	-
介護療養型医療施設	1.0	0.3	33.3	1.0	0.0	0.0
施設サービス計	148.0	131.8	89.1	149.0	123.2	82.7

※端数処理の関係で、合計や達成率が合わない場合があります。

[出典]介護保険事業状況報告年報

■サービス別利用人数の達成状況



(2)サービス別給付費

サービス別の給付費実績を対計画比でみると、令和3年度、令和4年度ともに実績が計画を下回るサービスが多くなっていますが、居宅サービスでは居宅療養管理指導、短期入所療養介護（老健）、特定福祉用具購入費が大きく伸び、特に令和3年度の短期入所療養介護（老健）は達成率が656.0%となりました。

施設サービスはいずれのサービスも達成率は100%を下回っています。

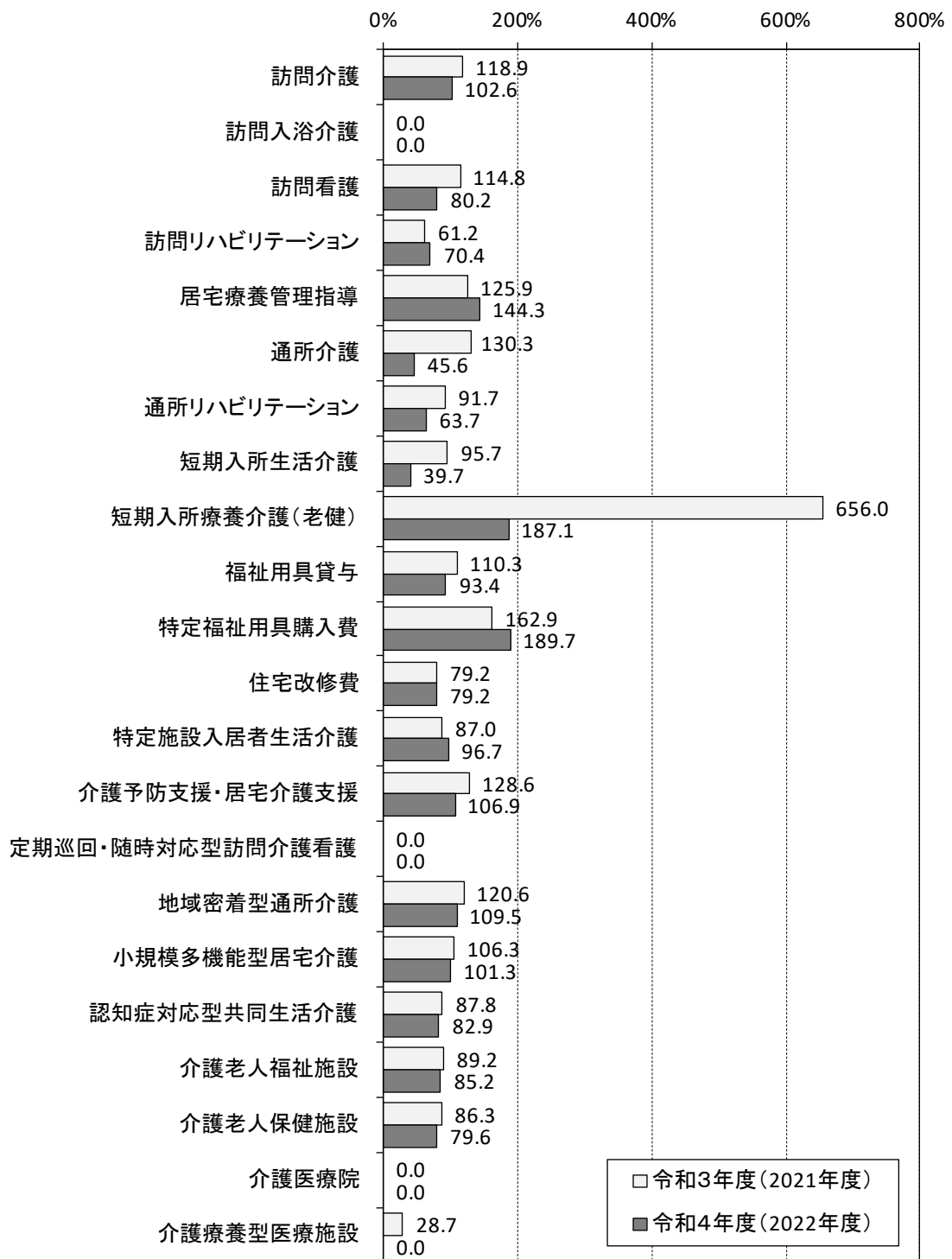
■サービス別給付費の達成状況（予防給付＋介護給付）

サービス名	令和3年度			令和4年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)
訪問介護	39,228	46,623	118.9	39,250	40,275	102.6
訪問入浴介護	133	0	0.0	133	0	0.0
訪問看護	7,832	8,990	114.8	7,837	6,283	80.2
訪問リハビリテーション	4,168	2,552	61.2	4,749	3,342	70.4
居宅療養管理指導	1,488	1,874	125.9	1,489	2,148	144.3
通所介護	1,954	2,546	130.3	1,955	892	45.6
通所リハビリテーション	33,190	30,442	91.7	33,947	21,618	63.7
短期入所生活介護	8,872	8,486	95.7	8,877	3,522	39.7
短期入所療養介護（老健）	1,943	12,745	656.0	2,472	4,625	187.1
福祉用具貸与	11,680	12,877	110.3	11,680	10,907	93.4
特定福祉用具購入費	623	1,015	162.9	623	1,182	189.7
住宅改修費	2,400	1,901	79.2	2,400	1,901	79.2
特定施設入居者生活介護	25,882	22,520	87.0	25,897	25,042	96.7
介護予防支援・居宅介護支援	21,850	28,088	128.6	22,274	23,821	106.9
居宅サービス計	161,243	180,660	112.0	163,583	145,557	89.0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	1,404	-	0	0	-
地域密着型通所介護	19,351	23,343	120.6	19,362	21,209	109.5
認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	169,199	179,877	106.3	169,293	171,492	101.3
認知症対応型共同生活介護	43,894	38,541	87.8	43,918	36,405	82.9
地域密着型サービス計	232,444	243,164	104.6	232,573	229,105	98.5
介護老人福祉施設	192,691	171,891	89.2	196,140	167,145	85.2
介護老人保健施設	287,275	247,801	86.3	287,434	228,769	79.6
介護医療院	0	1,216	-	0	0	-
介護療養型医療施設	3,840	1,102	28.7	3,842	0	0.0
施設サービス計	483,806	422,011	87.2	487,416	395,913	81.2
総給付費	877,493	845,834	96.4	883,572	770,576	87.2

※端数処理の関係で、合計や達成率が合わない場合があります。

[出典]介護保険事業状況報告年報

■サービス別給付費の達成状況

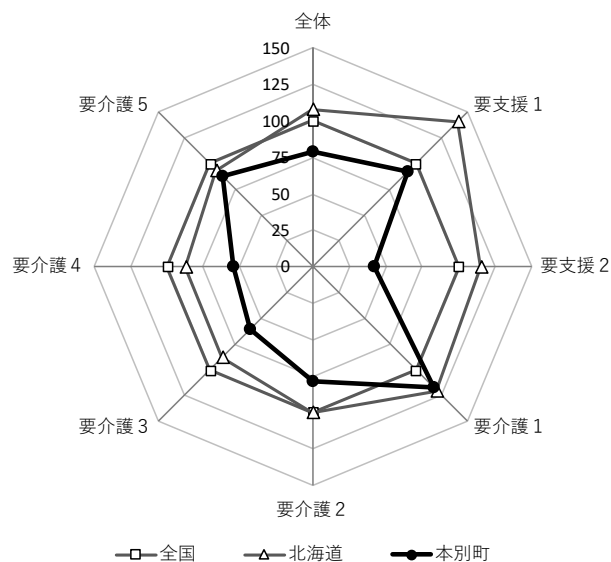


4 介護保険事業の比較分析

(1) 要介護度別認定率

全国平均を100として要介護度別の調整済認定率を比較すると、本町はいずれの介護度においても北海道平均を下回っており、要介護1以外は全国も下回っている状況です。

■要介護度別の調整済認定率指数（全国平均＝100）（令和4年）

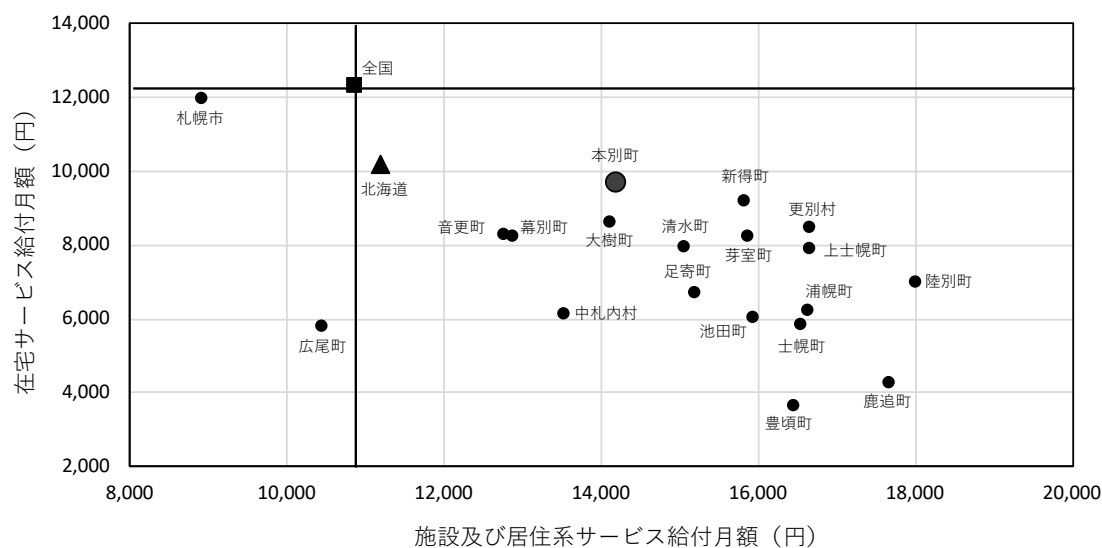


[出典]地域包括ケア「見える化システム」のデータを加工

(2) 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス類型別）

サービス類型別に第1号被保険者1人あたりの給付月額をみると、十勝総合振興局管内で本町は在宅サービスで上位、施設及び居住系サービスで中位に位置しています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額（令和4年）

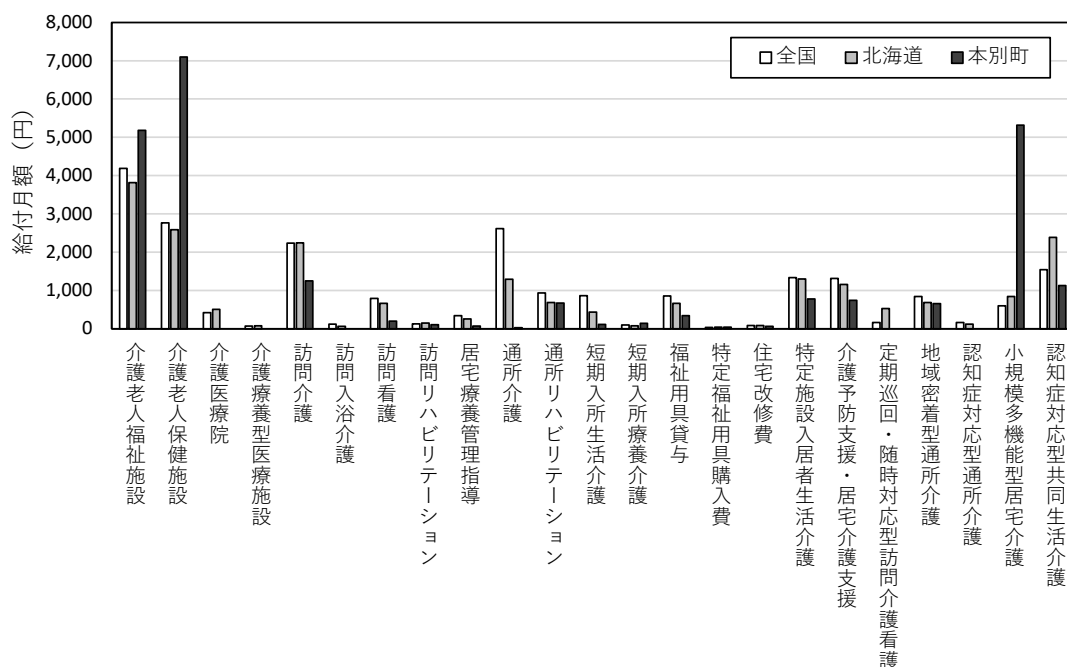


[出典]地域包括ケア「見える化システム」

(3)第1号被保険者1人あたり給付月額(サービス別)

サービス別に第1号被保険者1人あたりの給付月額をみると、本町は介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び小規模多機能型居宅介護で全国及び北海道平均を上回っています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額(令和4年)

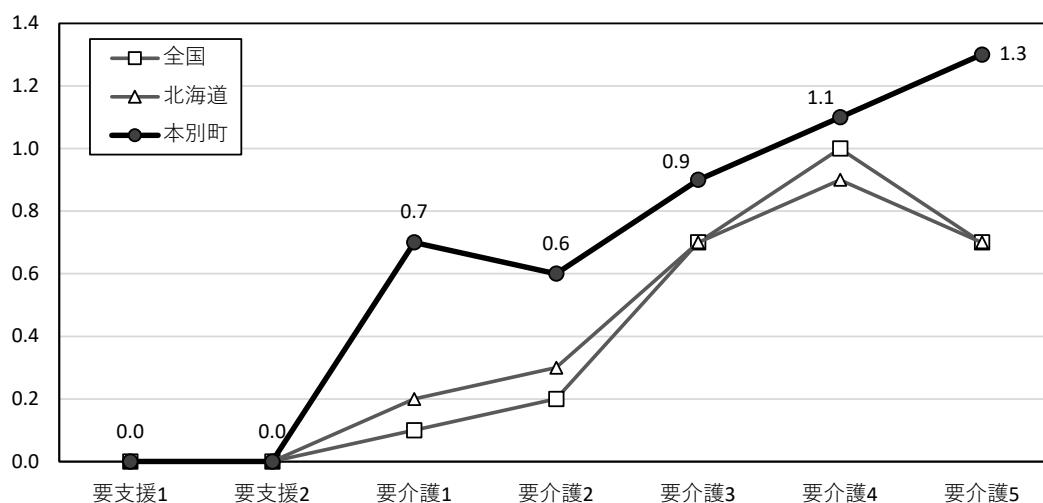


[出典]地域包括ケア「見える化システム」

(4)施設サービス受給率

要介護度別に施設サービスの受給率をみると、要介護1～5の全ての介護度において全国及び北海道平均を上回っています。

■要介護度別施設サービス受給率(令和4年)



[出典]地域包括ケア「見える化システム」

第6節 第8期計画の事業評価

1 評価の方法・評価基準

「第8期銀河福祉タウン計画」で示された125の施策・事業について、「健康長寿のまちづくり会議事業評価部会」において、事務局（主な担当部署）から進捗状況や成果、今後の方向性についての提案を受け、部会における意見を集約し、最終的な評価を行いました。

【評価基準①】

「進捗状況」～計画に対する事業の進捗状況はどうか。

各施策の「現状・課題」、「数値目標」の達成状況を目安としながら「総合的」な評価を行いました。

評価	評価基準
A	順調に進んでいる（数値目標があるものは、「進捗率」75%以上を目安）
B	おおむね進んでいる（数値目標があるものは、「進捗率」50%以上を目安）
C	ほとんど進んでいない（数値目標があるものは、「進捗率」50%未満を目安）

【評価基準②】

「成果」～町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているのか。

各施策が町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているか「総合的」な評価を行いました。

評価	評価基準
A	結びついている（サービスについては、希望どおりの利用が可能である）
B	ある程度結びついている（サービスについては、おおむね希望どおりの利用が可能である）
C	ほとんど結びついていない（サービスについては、利用に制約があり一時待機者がいる）

2 評価結果

施策・事業項目		事業数	評価① 「進捗状況」			評価② 「成果」		
			A	B	C	A	B	C
【基本目標1】 本別で夢や 生きがいを持ち、 健康で活躍する	1 健康づくりの推進	6	2	4	0	3	3	0
	2 社会参加による生活支援や介護 予防の推進	8	1	5	2	2	4	2
	3 介護予防・日常生活総合支援事業 の推進	16	12	4	0	8	8	0
	4 生きがいづくりと社会参加の推進	5	0	4	1	1	4	0
【基本目標2】 本別で安心の 介護を提供する	1 介護人材の確保とサービスの質 の向上	19	6	5	8	5	6	8
	2 介護に関する情報の公開	1	1	0	0	1	0	0
	3 介護給付費の適正化	2	1	1	0	1	1	0
	4 低所得者への対応	3	3	0	0	3	0	0
【基本目標3】 本別ならではの 住まいの場を 確保する	1 高齢者の住まいに関する相談体 制の整備	2	2	0	0	2	0	0
	2 高齢者向け住宅の整備	5	2	3	0	3	2	0
	3 住まいの場としての特別養護老 人ホームの整備	2	1	1	0	1	1	0
【基本目標4】 住み慣れた 本別で安心して 生活する	1 ひとり暮らしになっても大丈夫	4	2	2	0	2	2	0
	2 認知症になっても大丈夫	21	11	9	1	12	9	0
	3 要介護状態になっても大丈夫	6	3	3	0	3	3	0
	4 災害が発生しても大丈夫	2	0	0	2	0	0	2
	5 感染症が発生しても大丈夫	3	1	2	0	0	3	0
	6 医療と介護の連携強化	18	7	10	1	5	13	0
	7 地域での支え合いの推進	1	0	1	0	0	1	0
	8 その他	1	1	0	0	1	0	0
計画全体		125	56	54	15	53	60	12

3 評価のまとめ

125事業の評価結果をみると、評価基準①の「進捗状況」では、「A 順調に進んでいる」が56事業、「B おおむね進んでいる」が54事業となっており、この3年間で掲げた事業はおおむね順調に進んでいると考えられます。

評価が「C ほとんど進んでいない」となっている事業は15事業あり、これらはコロナ禍の影響により社会参加や人材確保に関する事業の進捗が芳しくなかったことが主な要因となっていますが、「高齢者等買い物支援事業の検討」や権利擁護に係る「地域連携ネットワークの整備」の検討は進めることができませんでした。

評価基準②の「成果」も進捗状況と同様の結果となっており、各事業が町民ニーズや意図する成果におおむね結びついているとの評価を受けました。

これらの状況を踏まえると、計画全体としてはおおむね順調な推進がなされてきたといえます。

第7節 アンケート結果からの課題

1 アンケート調査結果の概要

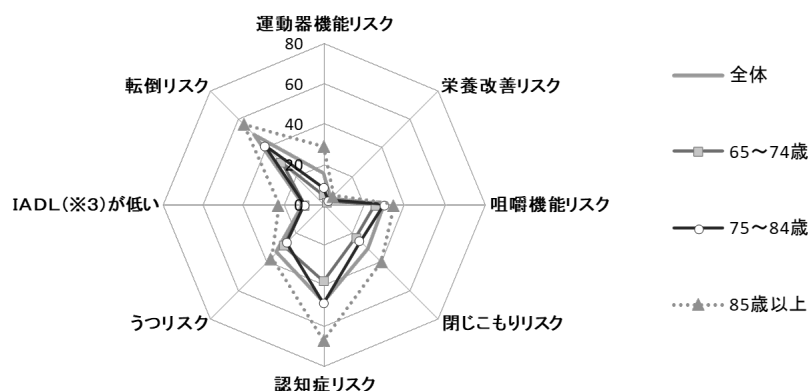
(1)介護予防

アンケート調査結果に関して、地域包括ケア「見える化」システムを用いて介護予防のリスク該当者割合を算出しました。

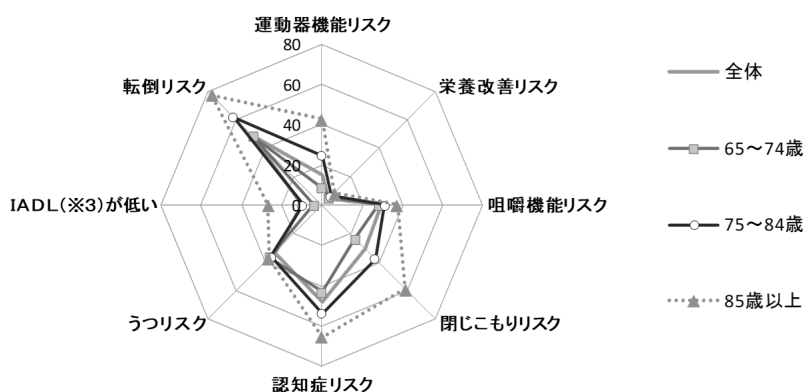
リスク高齢者に関する項目の中では、男女ともに85歳以上でリスク該当者の割合が高くなっており、特に男性は「認知症リスク」の該当者が最も多く、女性は「転倒リスク」、「認知症リスク」「閉じこもりリスク」の該当者が多くなっています。

今後はこれまで実施してきた介護予防教室など通いの場の充実を図るとともに、専門職の関与による介護予防効果の向上や医療データに基づくフレイル※2対策を図っていくことが必要と考えられます。

■介護予防リスク該当者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／男性年齢階級別）



■介護予防リスク該当者の割合（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／女性年齢階級別）



※2 フレイル

健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のこと。

※3 IADL

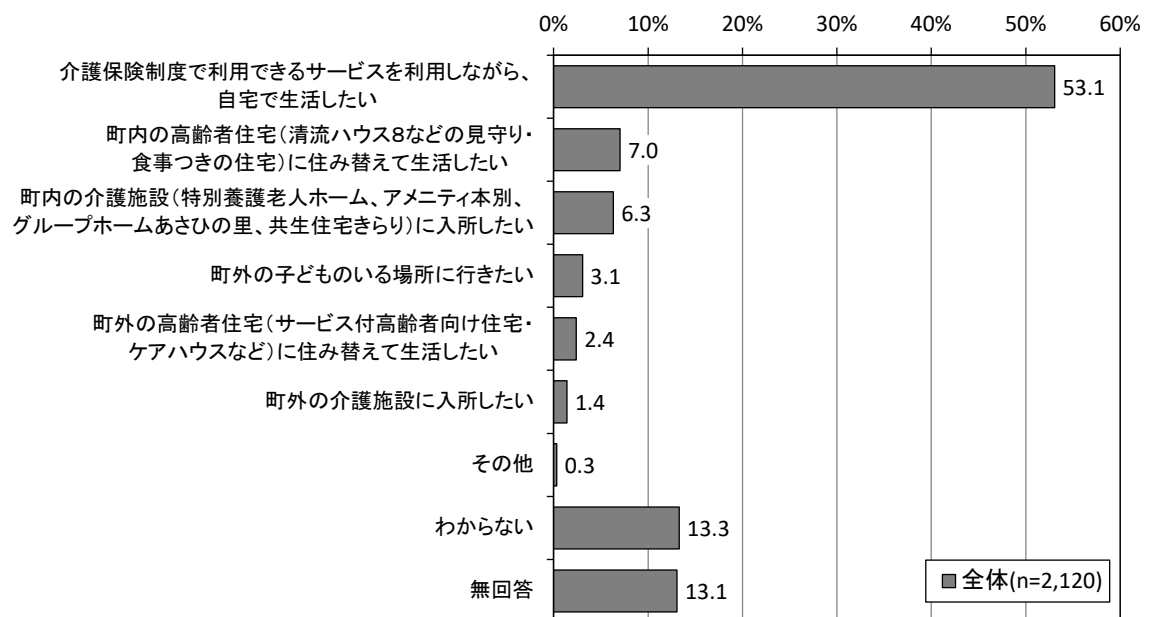
「Instrumental Activities of Daily Living」の略で、日本語では「手段的日常生活動作（手段的 ADL）」と呼ばれており、複雑で高度な判断を必要とする動作を指す。具体的には、「電話をかける」、「掃除や洗濯をする」、「交通機関を利用して移動する」、「金銭や薬の管理を行う」などの動作が IADL にあたる。

(2)高齢者の生活の場所

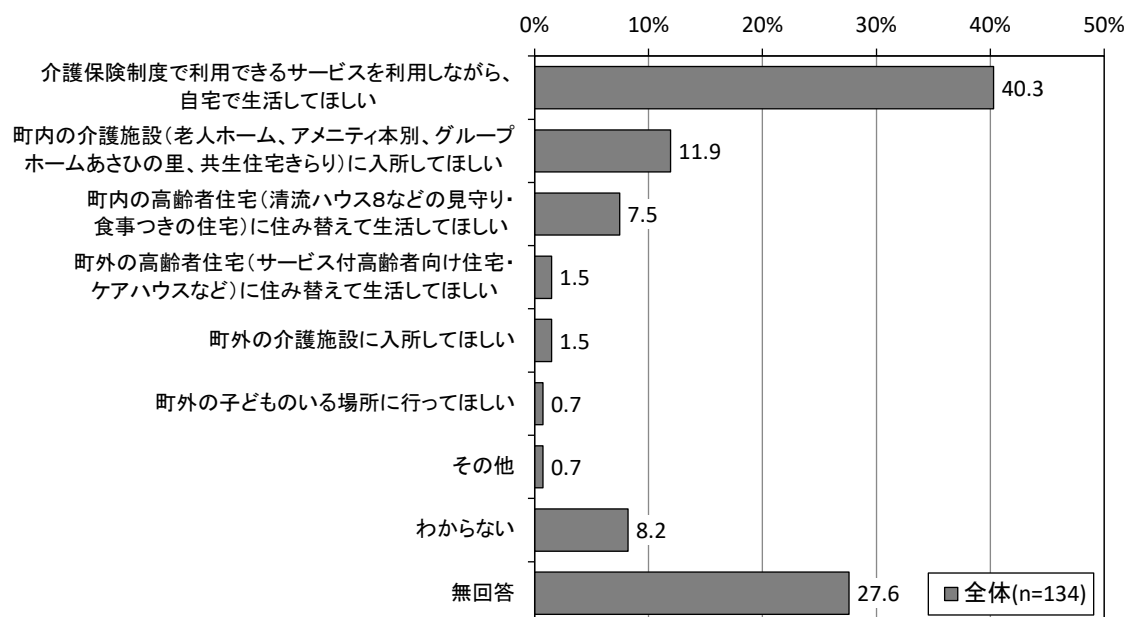
一般高齢者及び要支援認定者に対して、介護が必要になった場合に希望する介護をたずねたところ、「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が53.1%で最も多くなっています。

また、在宅で介護を受けている要介護認定者及び介護者の家族が希望する介護も「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活してほしい」が40.3%を占めており、在宅での生活を継続していくための支援の充実が今後必要であると考えられます。

■将来必要となった場合の希望する介護（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



■今後希望する介護（在宅介護実態調査）

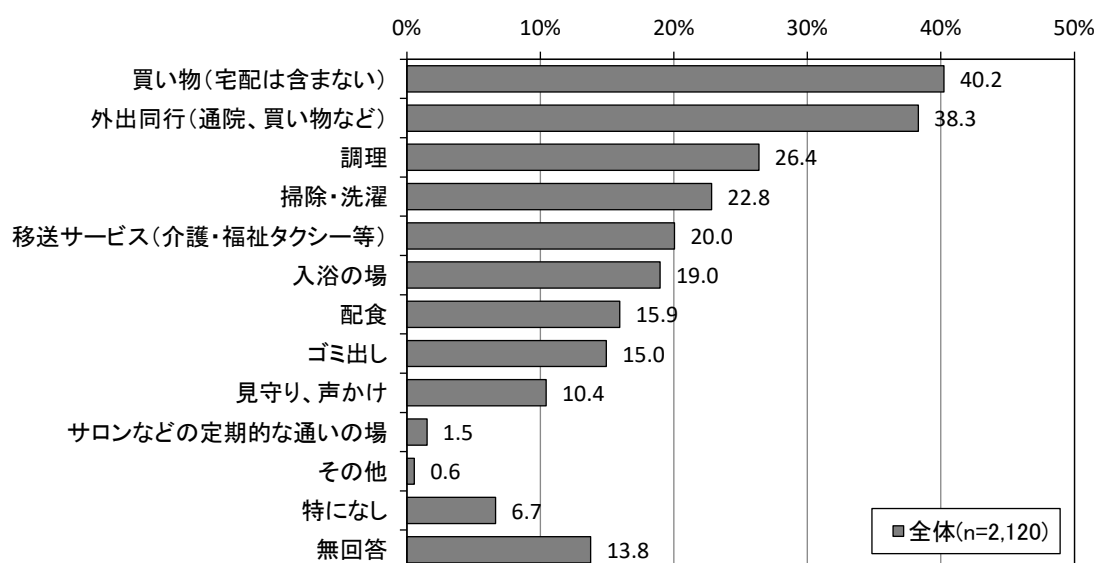


(3)地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援

一般高齢者及び要支援認定者に対して、在宅生活の継続に必要な支援をたずねたところ、「買い物（宅配は含まない）」が40.2%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」（38.3%）、「調理」（26.4%）が上位回答となっています。

在宅介護を受けている要介護認定者に必要な支援を自由記述で回答していただいたところ、「訪問介護（ヘルパー）」「デイサービス」及び「ショートステイ」などの介護サービスがあげられているほか、介護者が不在時の支援やレスパイトケア※4に関する回答がありました。

■地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



■今後の在宅生活の継続に充実が必要と感じる支援（在宅介護実態調査）

- ・ デイサービス
- ・ 土日祝日など介護者が不在のときに頼めるヘルパーなど。平日より休日をお願いできる人がいれば助かる
- ・ 認知症は進むが、体は元気である人への支援。家族は日々神様にはなり切れず、毎日、自分の気持ち、やらなければいけないことをあきらめて、本人と向き合っている。つらいです。
- ・ 介護者不在時の支援
- ・ 日中の話し相手
- ・ ショートステイ
- ・ 週1回自宅のふろに入るためのヘルパーさんがほしい
- ・ 陽だまりの里利用を多くする
- ・ 施設入居
- ・ 食事用物資の買い物支援

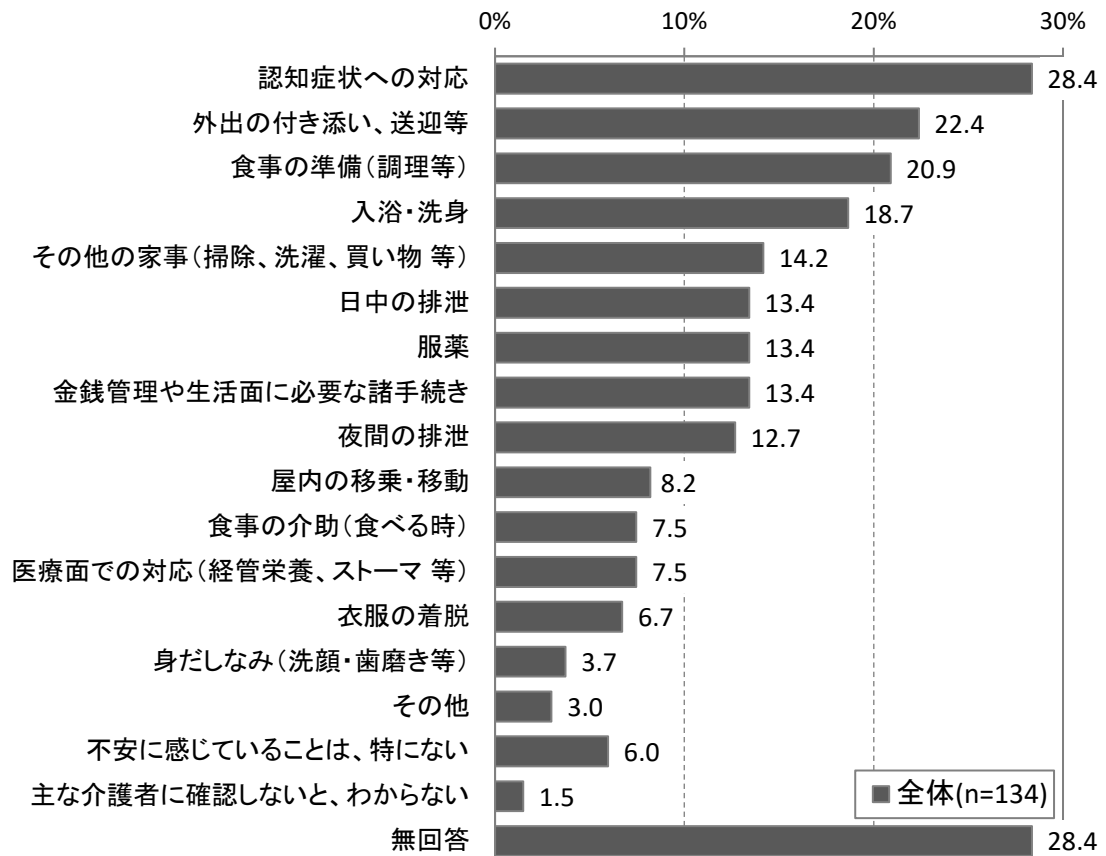
※4 レスパイトケア

介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息をとれるようにする支援のこと。

(4)認知症について

主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」が28.4%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」(22.4%)、「食事の準備(調理等)」(20.9%)、「入浴・洗身」(18.7%)が上位回答となっています。

■主な介護者が不安に感じる介護の内容（在宅介護実態調査）

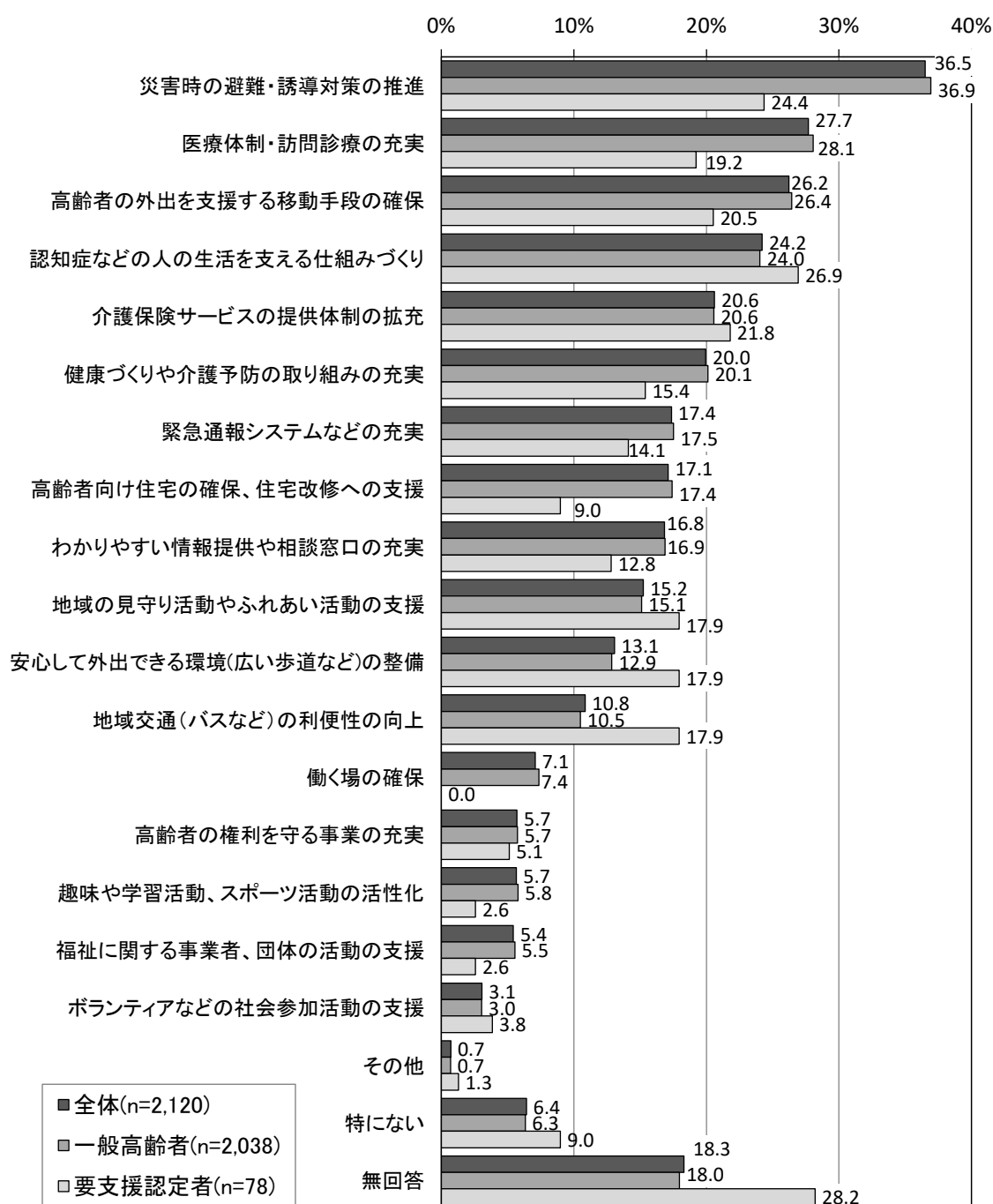


(5) 今後力を入れてほしい施策

一般高齢者及び要支援認定者に対して今後力を入れてほしい施策をたずねたところ、「災害時の避難・誘導対策の推進」が36.5%で最も多く、次いで「医療体制・訪問診療の充実」(27.7%)、「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」(26.2%)が上位回答となっています。

介護認定別でみると、要支援認定者は「認知症などの人の生活を支える仕組みづくり」が26.9%で最も多く、次いで「災害時の避難・誘導対策の推進」(24.4%)、「介護保険サービスの提供体制の拡充」(21.8%)と続いています。

■特に力を入れてほしい高齢者施策（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



2 アンケート結果からの課題の取りまとめ

(1)在宅生活への支援

地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援・サービスは「買い物」及び「外出同行」が上位回答となっており、在宅での生活を支えるこれらの支援・サービスの強化・拡充が求められています。

また、「医療体制・訪問診療の充実」は力を入れてほしい高齢者施策となっていますが、人口減少が進む中で医師や看護師など人材確保や診療体制を維持していくことは、非常に困難な課題であり、人口減少に伴う本町に合った医療・介護のあり方を模索する必要があります。

(2)介護予防の充実

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をもとに、介護予防に係る各種リスク判定を行った結果をみると、認知症リスク、閉じこもりリスク及び転倒リスクの該当者が多い結果となりました。

これまで同様に介護予防と重度化防止の重要性は高く、高齢者が元気なときから介護予防につながる活動を推進していくことが必要になると考えられます。

保健事業と介護予防を連携させていくことに併せて、社会参加の機会を増やすなど広い意味での介護予防活動を今後も促進していくことが大切です。

(3)災害対策の充実

今後力を入れてほしい施策として「災害時の避難・誘導対策の推進」が他の高齢者施策を引き離して最も多くなっています。

現在も避難行動要支援者の把握は実施しているものの、自治会を含めた避難支援体制づくりについては今後も継続していく必要があります。併せて、個別避難計画の策定が努力義務となったことから、個別避難計画策定に向けた取組を計画的に進めていくことも求められます。

また、コロナ禍を経て、感染症対策を踏まえた避難所運営についても考慮する必要があるほか、防災に関する資機材や備蓄品の計画的な整備もこれまで同様進めていく必要があります。

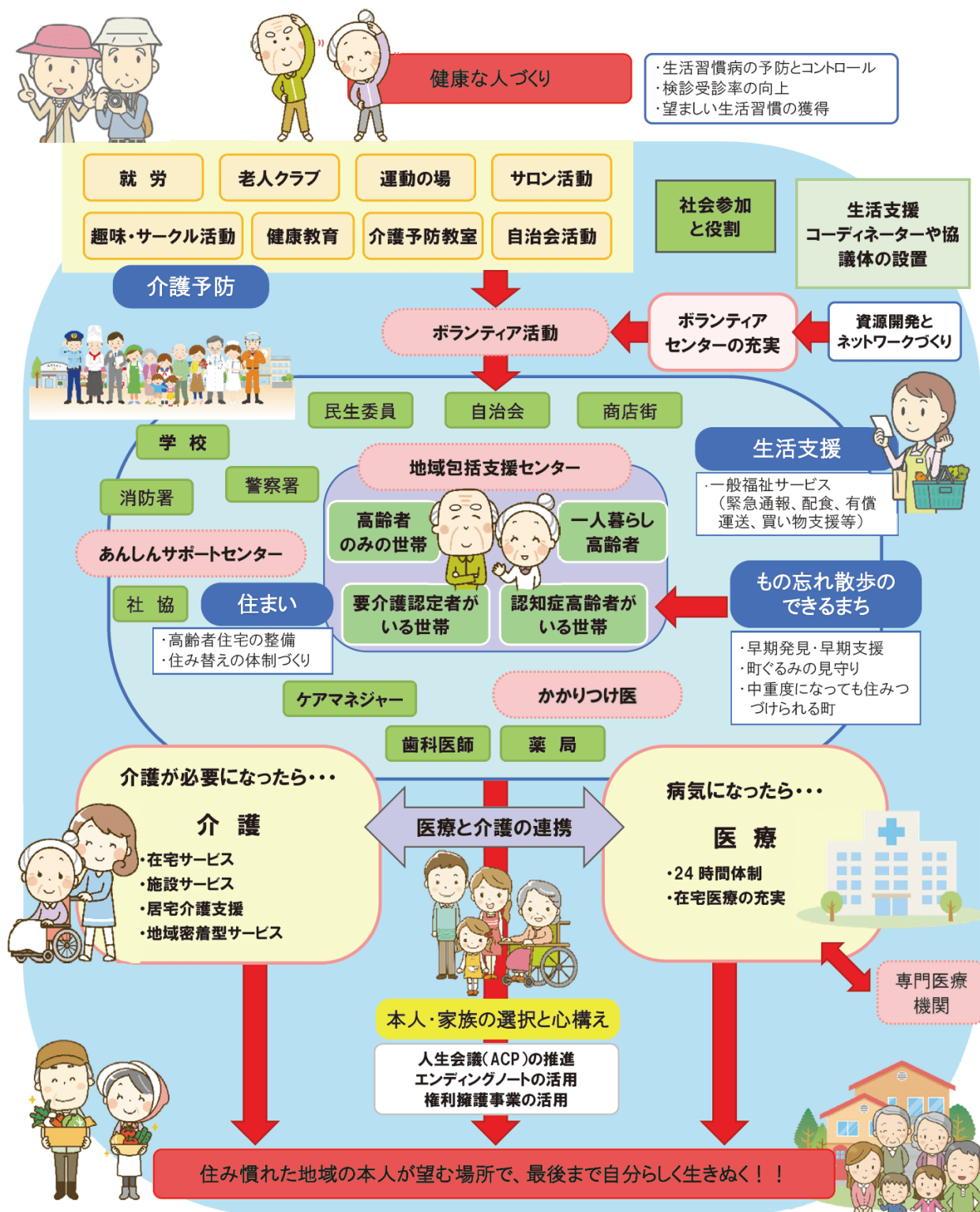
(4)認知症施策の充実

在宅で介護を受けている要介護認定者へのアンケートにおいて、主な介護者が不安に感じる介護の内容としては「認知症状への対応」が最も多い結果となっています。

認知症高齢者は今後も増加することが予想されることから、認知症地域支援推進員や認知症サポーターなどの活動を通じた地域ぐるみの認知症施策の充実を図ることが必要です。また、介護者への支援に向けて、認知症の正しい理解と対応方法の周知・啓発やレスパイトケアの充実が必要と考えられます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 本別町が目指す高齢者支援体制のイメージ

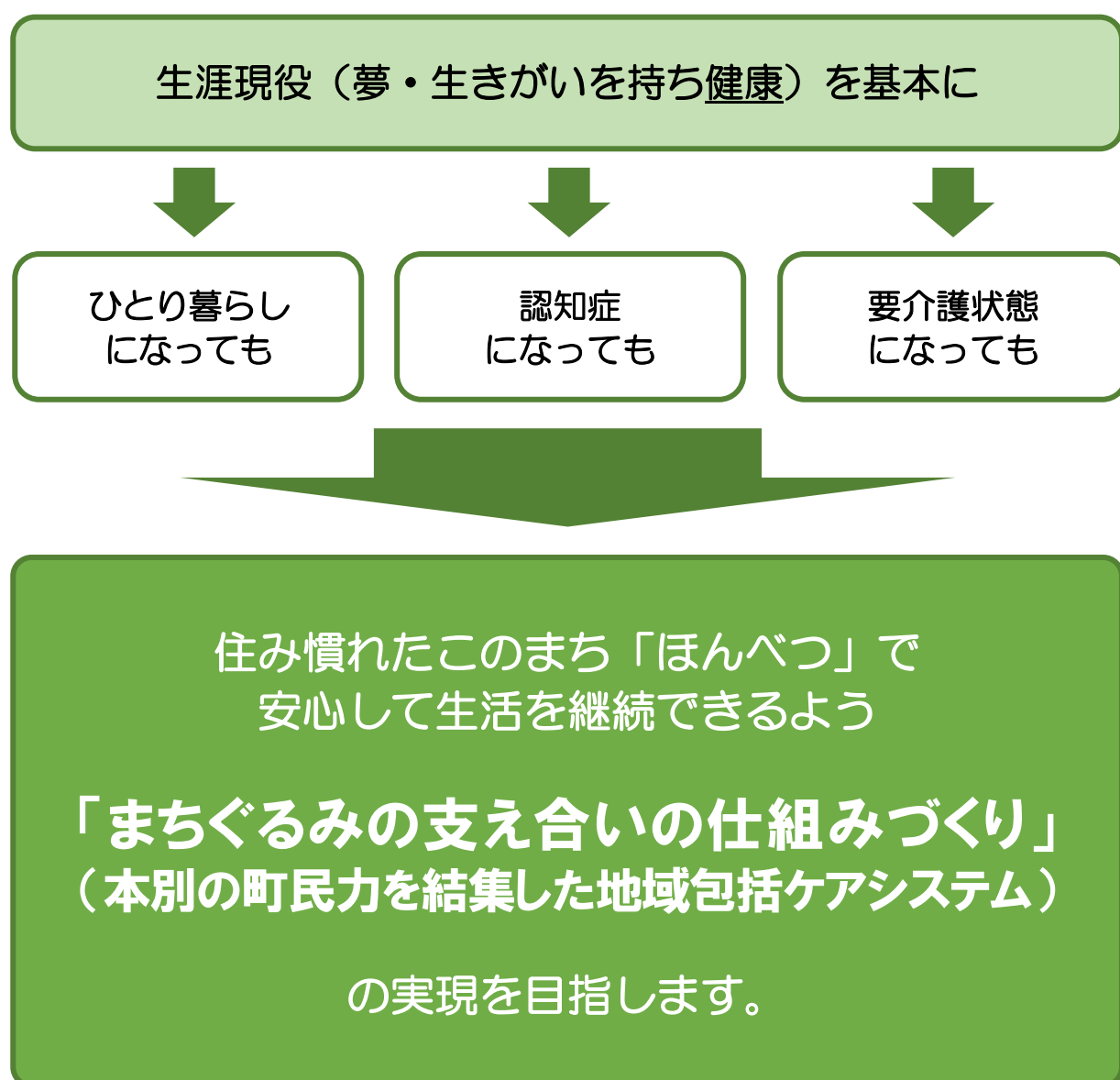


住民基本台帳人口に基づく独自の将来人口推計によると、本町における75歳以上高齢者数のピークは令和9年頃に1,575人、85歳以上高齢者数のピークは令和19年頃に576人になると見込まれます。

生産年齢人口は以前から減少が続いており、高齢者の総数もすでに減少段階に入っていることから、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」(本別の町民力を結集した地域包括ケアシステム)を今後も推進するとともに充実させていくことが大切です。

この仕組みづくりを推進するためには、行政、社会福祉協議会やサービス事業者だけでなく、町民を含めた全ての関係者が、高齢期における地域生活のイメージと同一の目標を共有し、目標の達成のために同じ方向を向いて取り組むことが必要になります。

本別町では、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らし、認知症や要介護状態になっても、「住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が、増えること」を目指していきます。



第2節 基本理念

本別町が目指す高齢者支援体制を実現するため、第9期計画の基本理念は第8期計画の基本理念を継承して「本別ならではの町民力を結集し、まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」とし、「本別型地域包括ケアシステムの構築・推進」を図ります。

計画の基本理念

**「本別ならではの町民力を結集し、
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～**

第3節 基本目標

1 健康で健やかに生活できる本別をつくる

平均寿命の延伸に伴い、長い人生をいかに過ごすかが重要な課題となっています。高齢期を迎えた一人ひとりが、本別で夢や生きがいを持ちながら健やかな生活を送ることができるよう、保健事業や生活習慣病予防対策などの健康づくりを推進するとともに、介護予防の取組や生活支援の充実を図ります。

2 住み慣れた地域で安心して暮らせる本別をつくる

介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で暮らし続けるために、「本別」「勇足」「仙美里」の「日常生活圏域」を単位とした介護サービス提供基盤の維持充実を図るとともに、住まいの場の確保に向けた取組を推進します。

また、本別型地域包括ケア体制の充実を図るため、地域包括支援センターを適切に運営するとともに、関係機関や多職種による連携の充実を図ります。

併せて、防災対策や防犯対策などの生活安全対策を推進し、安心して生活できる地域づくりを推進します。

3 みんなの支え合いでいきいきとした本別をつくる

今後増加することが予想される認知症高齢者への対応として、認知症高齢者本人及びそのご家族を地域全体で支援するための体制づくりを推進します。

また、社会参加の促進や生きがいづくりを通じて、高齢者が地域でいきいきと過ごすことができる地域づくりを進めるとともに、「自助」「共助」の普及啓発活動を通じて「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」を推進します。

第4節 重点的に取り組むこと

第9期計画において重点的に推進する施策を下記のとおり設定します。

重点施策1 介護予防と生活支援の推進

健康寿命の延伸に向けて自立支援・重度化防止の取組が重要であることから、介護予防及び生活支援に資する取組を重点施策として推進します。

《主な施策・取組》

- 通所型介護予防事業（p.43）
- 緊急通報システム、除雪サービス、配食サービス（p.45～46）
- 高齢者にやさしい交通・移動手段（p.47）

重点施策2 施設・居住サービスの整備・確保

老朽化が進んだ特別養護老人ホームのあり方検討を推進し、令和8年度中に供用を開始する予定で介護サービス提供基盤の整備を進めます。

併せて、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅等の居住サービスに関するあり方検討を進めます。

《主な施策・取組》

- 特別養護老人ホームにかわる介護サービス提供基盤の整備等（p.48）
- 居住サービスのあり方検討（p.49）

重点施策3 介護人材の確保と育成

介護人材の確保と育成を図るため、介護の業務に携わる上で必要となる基本的な知識や専門的な知識・技術を習得するための研修を開催するとともに、その受講費用を助成します。

また、介護職員の定着に向けて、早期離職防止のための調査および支援を行うとともに、介護ロボットや福祉機器の導入に必要な事業所への支援策の検討を行います。

《主な施策・取組》

- 資格取得と就労支援の一体的な支援（p.50）
- 介護人材の定着支援（p.51）

重点施策4 防災対策の推進

災害が発生した際の避難時に支援を必要とする人を把握するとともに、その人を支援するために自治会ごとに作成する「災害時要援護者個別避難計画」の作成を進め、地域における支援体制の整備を推進します。

また、福祉避難所の機能強化を図るとともに、高齢者等の災害時要支援者が適切な支援を受けることができるよう、防災資機材の備蓄を計画的に進めます。

《主な施策・取組》

- 災害時要援護者避難支援体制の整備（p.59）
- 福祉避難所の機能強化（p.59）

重点施策5 認知症対策の推進

認知症に関する知識の習得と理解を深めるための講座等を開催し、認知症の人に関する正しい理解づくりを推進することで、地域における認知症支援の体制づくりを推進します。

また、認知症サポーターの養成やステップアップ講座の開催を通じて、認知症高齢者とその家族への支援を行うとともに認知症支援の地域ネットワークづくりを推進します。

《主な施策・取組》

- 認知症及び認知症の人に対する理解の普及啓発（p.62）
- 認知症サポーターの養成（p.62～63）
- ステップアップ講座の開催（p.63）

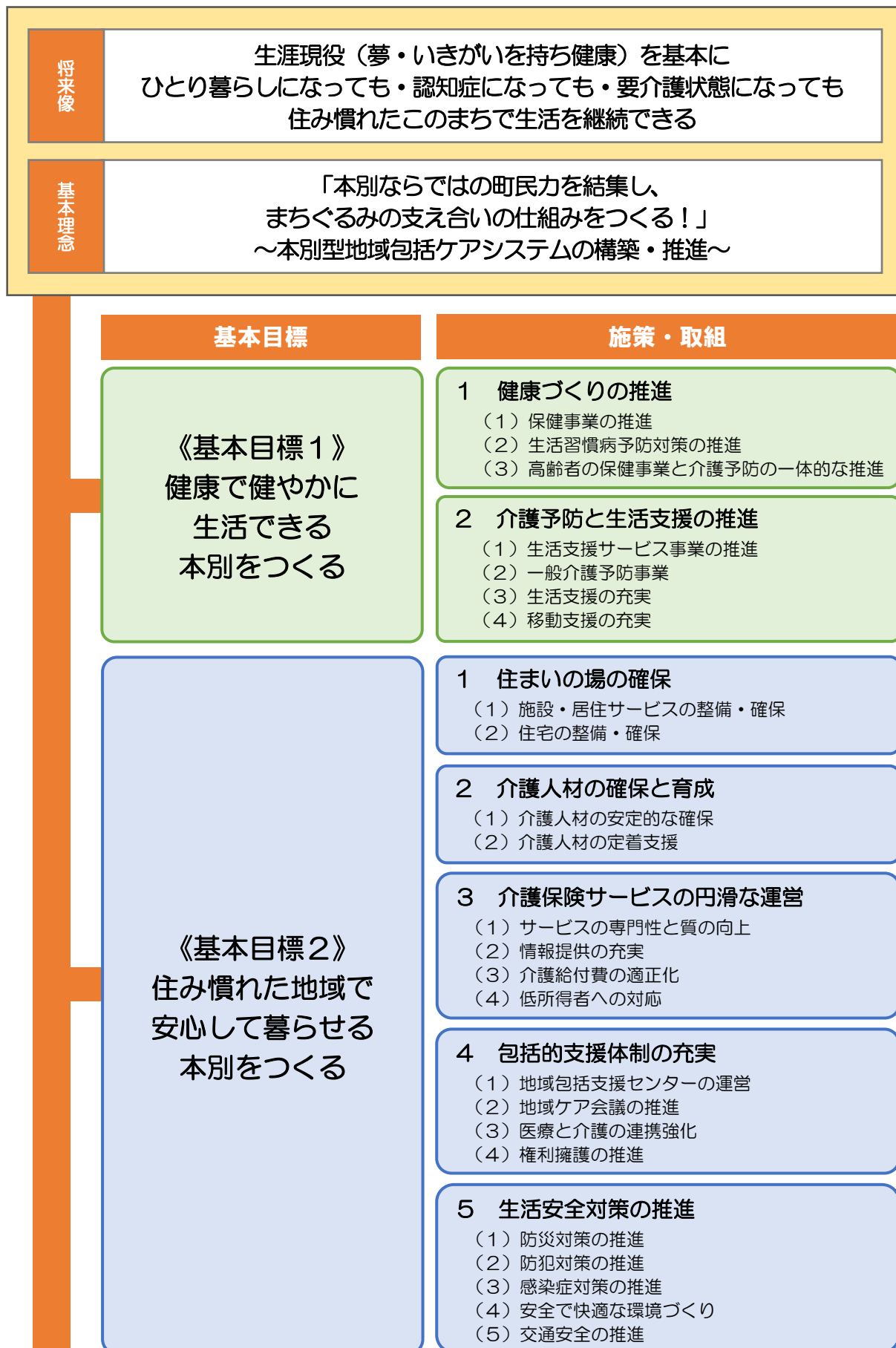
重点施策6 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が社会との関わりを持ち続けながら持てる能力を発揮し、住み慣れた地域で生きがいをもって生活を送ることができるよう、社会参加の様々な機会をつくるとともに、生きがいづくりや社会参加に係る取組を行っている団体の活動を支援します。

《主な施策・取組》

- 就労、ボランティア、スポーツ・レクリエーション、生涯学習の推進（p.68～70）

第5節 施策の体系



《基本目標3》
みんなの支え合いで
いきいきとした
本別をつくる

1 認知症対策の推進

- (1) 認知症の人に関する理解の増進
- (2) 認知症バリアフリーの推進
- (3) 社会参加支援
- (4) 意思決定への支援及び権利利益の保護
- (5) 保健医療福祉サービスの切れ目ない提供体制
- (6) 相談体制の充実
- (7) 研究等の推進
- (8) 認知症の予防に関わる取組

2 生きがいづくりと社会参加の推進

- (1) 高齢者の就労・ボランティアの場づくり
- (2) 各種スポーツ活動の推進
- (3) 生涯学習活動の推進
- (4) 老人クラブ等の支援

3 地域における支え合いの推進

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域における福祉活動の推進
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組

第4章 施策の展開

第1節 健康で健やかに生活できる本別をつくる

《基本目標1》健康で健やかに生活できる本別をつくる

1 健康づくりの推進

- (1) 保健事業の推進
- (2) 生活習慣病予防対策の推進
- (3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

2 介護予防と生活支援の推進

- (1) 生活支援サービス事業の推進
- (2) 一般介護予防事業
- (3) 生活支援の充実
- (4) 移動支援の充実

1 健康づくりの推進

(1) 保健事業の推進

①健康相談《健康管理センター》

健康管理センター等での定例健康相談のほか、要望のある自治会や団体に対して、心身の健康相談・血圧測定・体重測定・尿検査等を実施します。

こころの相談については、「こころのほっと相談」として年24回実施しており、今後も継続します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
総合相談	回数(回)	62	62	62	62
こころの相談	回数(回)	24	24	24	24

②訪問指導《健康管理センター》

健診の要指導者や初期認知症・虚弱・慢性疾患患者等の要注意者やその家族を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問し、生活習慣病予防のためのフォローアップ、療養や介護についての指導を実施します。

40～64歳の訪問指導は、生活習慣病予防活動の中でも重要な位置付けのため健診結果の要指導者に対し、健康相談や電話などの手法と組み合わせて効果的に実施します。

65歳以上が対象の訪問指導は、一般介護予防事業として、介護を要する状態にならないよ

う生活習慣病の重症化予防や閉じこもり、うつ病、認知症の相談・指導を実施します。

また、保健事業と介護予防等の一体的実施事業として国保データベース（KDB）システム^{※5}を活用するほか、糖尿病重症化リスクの高い人に優先的に関わり、予防を強化します。

（２）生活習慣病予防対策の推進

①健康診査《健康管理センター》

後期高齢者医療に加入している75歳以上の町民を対象として、脳血管疾患、糖尿病、心臓病等の生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施します。

また、後期高齢者の生活習慣病の予防及び早期発見・早期治療を目的として後期高齢者健診を実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
後期高齢者健診	受診者数 (人)	160	170	170	170

②がん検診《健康管理センター》

がんの早期発見・早期治療に向けて、胃がん検診、肺がん検診、ヘリカルCT肺がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。

今後も、医療機関と連携して町民が受診しやすいがん検診の機会を確保するとともに、がん予防に必要な情報を発信します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
胃がん検診	受診者数 (人)	250	300	300	300
肺がん検診		570	600	600	600
大腸がん検診		350	400	400	400
乳がん検診		200	200	200	200
子宮がん検診		200	240	240	240

※5 国保データベース（KDB）システム

国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。

③その他の検診《健康管理センター》

町民の健康づくりを推進するため、本町では町民ドック、脳ドック、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診といった様々な検診を実施しており、高齢者等の健康づくりに寄与するため、今後も各種検診を継続して実施します。

(3)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進

①ハイリスクアプローチ※6による高齢者の支援

《健康管理センター・地域包括支援センター》

通院時の検査結果や健診等の情報から生活習慣病の重症化リスクをもつ人を対象に、個別に保健師、栄養士が関わり、予防のための支援を行います。

地域のサロンや介護予防教室等で行う健康チェック等の結果も参考に、健康を意識してセルフケア能力を高められるような支援・介入を行います。

②ポピュレーションアプローチ※7による高齢者の支援

《健康管理センター・地域包括支援センター》

通いの場等における健康教育・健康相談等を通じて、フレイル予防の普及啓発を行うほか、フレイル状態にある高齢者や介護予防事業につなげる必要のある高齢者の把握を行い、健診や医療の受診勧奨、介護予防及び介護サービスの利用勧奨等を行います。

2 介護予防と生活支援の推進

(1)生活支援サービス事業の推進《保健福祉課》

①訪問型・通所型サービス

平成28年3月から、従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス、通所型サービスとして提供しており、現在のサービス提供体制を維持するとともに、基準緩和型へ移行ができるものがあるかどうか、地域資源の掘り起こしやニーズの把握を行います。

※6 ハイリスクアプローチ

健康診査や保健指導などによって疾患の発症リスクの高い特定の対象者に介入する方法。

※7 ポピュレーションアプローチ

普及啓発や環境整備によって集団全体の健康づくりを目指す方法。

(2)一般介護予防事業

健康寿命の延伸に向けて自立支援・重度化防止の取組が重要であることから、関係部局と連携を図りながら、高齢者の実態把握や介護予防の普及啓発に努めます。

また、健康維持の動機付けや意識醸成の場として、体力・認知機能測定会を実施することで身体の段階に応じた通所型介護予防事業へつなぐとともに、地域とも連携し高齢者等の参加の場を広げながら「参加しない人・できない人」への対応や、自ら健康維持（食生活改善や運動の習慣化等）に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

①介護予防把握事業《保健福祉課・地域包括支援センター》

健康管理センター等の関係機関や地域と連携するとともに、「介護予防・日常生活圏域二エズ調査」や国保データベース（KDB）システムも活用して介護予防を必要とする高齢者を把握します。

また、認知症や介護予防事業への参加につなげるなど、各種事業と連動した取組を検討します。

②介護予防普及啓発事業《健康管理センター》

介護予防に関する基本的知識の普及啓発を目的にパンフレット等の作成及び配布を実施します。また、地域の実情に応じて講座の開催を通じ、住民一人ひとりの主体的な介護予防活動を支援します。

地域の老人クラブやサロンに出向き、介護予防の講話や介護予防サービスの紹介、レクリエーション等を実施しており、これまでのような集団での開催に限らず、少人数や個別の対応にも工夫しながら、地域の健康課題と連動させて充実した内容の普及啓発を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護予防講座の開催	回数（回）	10	10	10	10

③地域介護予防活動支援事業

1) 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成・支援《健康管理センター》

年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等のボランティア組織を育成、支援する事業です。

地域では自治会や地域の協力員が認知症予防教室を企画してゲームや調理実習等を実施しており、町がその運営を支援しています。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
サロン活動の実施	箇所数 （箇所）	15	15	15	15

2) 通所型介護予防事業《保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

要支援・要介護状態への重症化予防を目的として、介護認定申請前の虚弱高齢者（基本チェックリスト※8該当者）を対象に、「元気いきいき教室」を町内3か所で毎週実施します。

また、令和5年度から「まる元運動教室」（週1回午前（2クラス）午後（1クラス）・定員各25人）を開始しているほか、同年8月から出張フィットネスを試行的に実施しています。

今後も、利用者のニーズ等を把握しながら、元気なうちから状態像に応じた段階的な運動機会を確保するとともに、各事業を通じて住民一人ひとり、将来的には地域ぐるみで意欲と意識をもって運動や予防活動に取り組み、自ら継続又は習慣化した取組ができる仕組みづくりを進めます。

《元気いきいき教室》

歯科医師、歯科衛生士、理学療法士、栄養士、保健師等の専門職が介入し、包括的な予防事業を展開してフレイル予防を実施しています。

1クラスあたり送迎ができる人数に限りがあり、自力で通室できない人に対しては空きがあるクラスへ案内をする等の対応を行っています。今後も利用者の拡大を図るとともに、希望者や必要な人が適切に利用できる教室運営を目指します。

《まる元運動教室》

運動に制限がなく自力で通室できる人を対象として、健康運動指導士による身体・認知機能低下予防の運動メニューを実施しており、令和5年度からの新規事業として1クラスの定員を25人とし、現在は3クラスで開催しています。

定期的な運動機能測定の結果に基づき、元気いきいき教室や出張フィットネスと関連性を持ちながら、身体の状態像にあった参加体制の仕組みづくりに取り組みます。

《出張フィットネス》

トレーナーによる指導の下、体力や身体機能を低下させたくない人を対象として、トレーニングマシンを使用した筋肉トレーニングや体幹トレーニング等を実施しています。

引き続き、実施場所等を含め、自主的に継続できる運動・予防活動の場づくりと、多くの人が参加し運動習慣を身につけることのできる仕組みづくりを検討します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
元気いきいき教室	延参加者数 (人)	1,600	1,600	1,600	1,600
まる元運動教室	延参加者数 (人)	1,940	2,400	2,400	2,400
出張フィットネス	延参加者数 (人)	203	240	240	240

※8 基本チェックリスト

生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握するための25項目の質問からなる評価指標のこと。日常生活の活動状況をはじめ、運動や栄養、口腔の状態などのリスク状況を確認することができる。

④地域リハビリテーション活動支援事業《保健福祉課・地域包括支援センター》

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業です。

専門的な視点から利用者の状態把握と評価を行い、個々人にあった運動の提案と指導を行うことで、質の高いより効果的な介護予防教室となるよう介護予防教室への介入を継続します。

(3)生活支援の充実

①生活支援体制整備の充実・強化《保健福祉課、社会福祉協議会》

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を社会福祉協議会に1人配置し、町の活動方針に基づいて、生活支援サービスの充実に向けた地域資源や利用者ニーズを把握します。

また、重層的支援体制整備の推進に向け、多様な世代が地域で安心して生活できるよう地域資源の活用や、新たな生活支援サービスの検討を行います。

②あんしんサポートセンター《社会福祉協議会》

平成25年3月に地域住民の様々な生活課題に関する初期相談から各種支援サービスを一体的に提供するため、「あんしんサポートセンター」を設置しました。

社会福祉協議会の事務所である「総合ケアセンター」と地域活動拠点である「あいの里交流センター」の2か所で相談対応を行うほか、月1回のケース会議、3か月に1回の行政合同会議、年1回の運営委員会を開催し、サービス利用者の情報共有、支援内容及び事業内容の検討を行います。

また、事業実施等を通じた新たな生活課題に対応した事業内容の変更や新たなサービスの検討等を行います。

③あんしんサポーター養成研修《社会福祉協議会》

本町では、市民後見人養成研修修了者や生活・介護支援サポーター養成研修修了者、やすらぎ支援員、生活支援員を総称し「あんしんサポーター」として整備しています。

地域の高齢者や障がいのある人の日常生活支援ニーズに応えるため、「あんしんサポーター養成研修」を開催し、安心生活創造事業や在宅福祉ネットワーク活動の担い手を養成します。

併せて、あんしんサポーターとして登録している人を対象としたフォローアップ研修を実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
あんしんサポーター	人数（人）	68	68	68	70
フォローアップ研修	開催回数（回）	1	1	1	1
	参加者数（人）	50	50	50	50

④緊急通報システム《保健福祉課・消防署》

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者（高齢者夫婦世帯であっても状況によっては対象）のうち、要介護認定者や心疾患などの虚弱高齢者を対象として、地域包括ケア会議（サービス調整部会）による判定を経て、無料で緊急通報機器の設置・貸与を行っています。

緊急通報システムは、緊急ボタンによる緊急通報のほかあいさつボタンによる安否確認、人感センサーによりリアルタイムでの状態確認ができ、異常時にはコールセンターによる安否確認や家族への連絡を行う仕組みとなっています。

導入から5年が経過したことにより機器のサポートが終了したため、新たなシステムの導入を進めます。

また、現在、事業の対象者となっていないひとり暮らし高齢者やその家族等からの利用希望があるため、機器の更新に合わせて「デジタルの活用による高齢者の見守り」など支援のあり方や緊急時の対応方法について検討を進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
緊急通報電話機	貸与者（人）	66	75	80	85

⑤除雪サービス《保健福祉課》

65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、重症心身障がい者世帯等の中から民生委員児童委員の意見を参考に対象者（同じ自治会に家族等が在住している人は除く）を決定し、外出するための通路の除雪や火災防止のために必要な場所の除雪を無料で実施しています。

除雪作業の担い手不足に対応して、自治会（在宅福祉ネットワーク）、民生委員児童委員、建設事業者等による協議の場を設置するなど、担い手の確保や除雪サービスのあり方についての検討を進め、新たな除雪体制の構築を進めます。

⑥安心生活創造事業（あんしん訪問サービス）《保健福祉課・社会福祉協議会》

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの希望者を対象に、あんしん訪問員（あんしんサポーター）が定期的（週1～2回）に居宅を訪問し、見守りや買い物代行など日常生活支援を行います。

今後もあんしんサポートセンターと地域包括支援センターや行政相談窓口との連携・情報

共有を図り、日常生活支援が必要な障がいのある人等へのサービス提供を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
安心生活創造事業	実利用者数（人）	12	18	18	18

⑦配食サービス《社会福祉協議会》

要援護者（介護予防対象者）、介護サービス利用者、障がい福祉サービス利用者など、配食サービスを必要とする人を対象にボランティアの配送協力により、週2回の配食（夕食）サービスを実施しています。

今後は、新たな利用者確保の一環として、社協だよりなどを通じてサービスについて周知するとともに、安定的に配食サービスを維持・充実できるよう、関係機関やサービス事業者、配送に協力しているボランティア等による協議の場を設置するなど、現在の課題や高齢者のニーズ等を整理しながら、今後の配食サービスのあり方について検討を進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
配食サービス	実利用者数 （人）	19	20	20	20

⑧敬老祝金《保健福祉課》

毎年9月15日現在、本町に引き続き1年以上居住している高齢者（85歳、100歳）を対象に、敬老祝金を贈呈しています。

引き続き事業を継続しながら、対象年齢や額の見直しなど敬老祝金のあり方の検討を進めます。

（４）移動支援の充実

①福祉有償運送《社会福祉協議会》

要介護（支援）認定者や身体障がい者等で、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、ストレッチャー・車イス対応の特殊車両等により通院などの移動手段の確保を図るため、町補助事業として社会福祉協議会が実施しています。

平成31年4月から福祉有償運送を定時運行に変更したことにより、利用者の希望に添えない場合が増えてきている状況も見受けられるため、継続的にあり方についての検討を行います。

また、運転手の高齢化により、引き続き本事業の運営を担っていく運転手の確保を行う必要があります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
登録人員	実人数（人）	100	100	100	100
運行回数	回数（回）	2,500	2,500	2,500	2,500

②高齢者にやさしい交通・移動手段

《企画財政課・健康管理センター・建設水道課・教育委員会管理課》

現在、本町では下表に示す交通機関の運行や助成を行っており、令和5年度に策定した「本別町地域公共交通計画」に基づき、今後の運行を進めていきます。

高齢者等の買い物支援等を含めた観点から検討を行いながら、地域公共交通の見直し等を進めます。

■本町の地域公共交通と助成制度の概要

事業・取組	概 要
太陽の丘循環バス	住宅地と市街地、町国保病院を結ぶ循環バスとして運行しています。また、コミュニティバスとして、民間病院への通院、商店街での買い物など、どのような用事でも乗車でき、誰でも利用可能です。
へき地患者輸送車	農村地区と町内医療機関を結ぶバスを運行しています。
町有バス（スクールバス）	スクールバスの一部路線を一般町民向けの路線としても運行しています。町民のほか、誰でも乗車できます。
高齢者等ハイヤー利用券 （高齢者等生活交通支援事業）	年齢65歳以上の町民で、運転免許証の未取得者及び返納者、自家用自動車を所有していない人のうち、要支援要介護認定を受けている人や、身障手帳・療育手帳等の取得している人を対象にハイヤー利用に対する利用券を交付しています。

第2節 住み慣れた地域で安心して暮らせる本別をつくる

《基本目標2》住み慣れた地域で安心して暮らせる本別をつくる

1 住まいの場の確保

- (1) 施設・居住サービスの整備・確保
- (2) 住宅の整備・確保

2 介護人材の確保と育成

- (1) 介護人材の安定的な確保
- (2) 介護人材の定着支援

3 介護保険サービスの円滑な運営

- (1) サービスの専門性と質の向上
- (2) 情報提供の充実
- (3) 介護給付費の適正化
- (4) 低所得者への対応

4 包括的支援体制の充実

- (1) 地域包括支援センターの運営
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 医療と介護の連携強化
- (4) 権利擁護の推進

5 生活安全対策の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 感染症対策の推進
- (4) 安全で快適な環境づくり
- (5) 交通安全の推進

1 住まいの場の確保

(1)施設・居住サービスの整備・確保

①特別養護老人ホームにかわる介護サービス提供基盤の整備等《保健福祉課》

現在の特別養護老人ホームは老朽化が進んでおり、令和10年には税法上の耐用年数を迎えるため、第8期計画期間中に特別養護老人ホームのあり方や今後の方向性を検討しました。

その検討内容を踏まえ、令和6年度に設計、令和7年度に工事を進め、令和8年度中に供用を開始する予定で介護サービス提供基盤の整備を進めます。

現在の特別養護老人ホームについては、令和8年度中に供用を開始する予定の介護サービス提供基盤の整備に合わせて閉所する方向で進めます。

また、併設する旧養護老人ホームの利活用については、引き続き検討を進めます。

②居住サービスのあり方検討《保健福祉課》

令和8年度中に供用を開始する予定の介護サービス提供基盤の整備に合わせて、グループホームやサービス付き高齢者向け住宅等の介護・居住施設整備に関するあり方検討を進めます。

(2)住宅の整備・確保

①住まいの相談支援《保健福祉課・社会福祉協議会》

居住支援協議会事務局（保健福祉課）及びあんしんサポートセンター（社会福祉協議会）において、住み替え相談や入居における契約・各種手続きなど「住まいの相談支援」を行います。

②高齢者向け住宅整備の検討《保健福祉課・社会福祉協議会》

社会福祉協議会への建設費補助を行い、平成30年7月に「仙美里地区」、令和元年12月「勇足地区」に高齢者向け賃貸住宅を整備、また、令和3年度及び令和4年度には寄贈された戸建住宅（2戸）を活用し、高齢者向け賃貸住宅を整備しました。

今後も、高齢者向け住宅のニーズ把握に努めるとともに、公営住宅の整備戸数など住生活基本計画との整合性を図りつつ、令和8年度中に供用を開始する予定の介護サービス提供基盤の整備に合わせて、今後の高齢者向け住宅等の整備に関するあり方検討を進めます。

③公営住宅の建て替え《建設水道課》

住生活基本計画に基づいた公営住宅の建て替えを進めており、建て替え時には、床の段差解消・手すりの設置など、高齢者や障がいのある人へのバリアフリー対応を行ってきました。

向陽町団地は今後、用途廃止をして随時解体を進めながら、令和9年度より建て替え行う予定です。

④住宅改修支援事業《保健福祉課・地域包括支援センター・町国保病院・建築士会》

建築士、理学療法士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉担当者等による住宅改善支援チームが訪問し、高齢者等の身体状況・経済状況などを考慮しながら無料で住宅改修の相談、費用の概算見積もり、施工方法の助言などを行います。

⑤住宅改修費助成事業《保健福祉課》

市町村民税が非課税の低所得世帯を対象に住宅改修に係る費用の助成を行っており、高齢者世帯が実施する住宅改修への助成だけでなく、要介護認定者に対する住宅改修（限度額20万円）の上乗せ部分も助成しています。

今後はひとり暮らし高齢者等の増加により、さらに住宅改修の需要が増えることが見込まれるため、引き続き事業の周知に努めるとともに、本事業を継続して実施します。

2 介護人材の確保と育成

(1) 介護人材の安定的な確保

① 介護サービス事業者と連携した継続的な人材確保の取組

1) 多世代や多様な人材への魅力発信《保健福祉課》

介護福祉士養成校の生徒数が減少する中、若者だけでなく、中高年齢者や再就職を希望する無資格者、外国人や潜在介護士等多様な人材の参入促進により、介護人材の裾野の拡大を図っていきます。また、インターネット等を活用し町や各事業所、介護の仕事の魅力を発信するとともに、引き続き介護福祉士養成校に対しても、学校訪問等実施しながら、新たな介護人材の確保に努めます。

2) 実習生受入体制の推進《保健福祉課》

介護福祉士養成校の学生は実習先が就職の候補地となることから、実習生受け入れの要望がある場合には、積極的に受け入れられるよう体制整備を図ります。

② 資格取得と就労支援の一体的な支援

1) 「福祉入門研修」及び「介護職員初任者研修」の開催《保健福祉課》

介護の業務に携わる上での不安を払拭するための基本的な知識を研修する「福祉入門研修」と、これから介護サービス事業所に従事する人や介護知識を学びたい人を対象に基礎的な研修として、介護に携わる上で求められる専門的な基本姿勢や基本的な知識・技術の習得を目的とした「介護職員初任者研修」を継続して開催します。また、就労希望者には介護サービス事業者とのマッチング支援を実施します。

【対象者及び参加費】

「福祉入門研修」 本別高校生、60歳以上の元気高齢者・・・無料
 上記以外の一般及び介護事業所従事者・・・2,000円
 「介護職員初任者研修」 本別高校生、60歳以上の元気高齢者・・・無料
 上記以外の一般及び介護事業所従事者・・・10,000円

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
福祉入門研修	受講者数 (人)	0	1	1	1
介護職員初任者研修	受講者数 (人)	4	5	5	5
	就業者数 (人)	4	3	3	3

2) 介護従事者就業支援等補助金《保健福祉課》

町内の民間介護サービス事業者において新たに就職する介護従事者を対象に、「就業支援補助金（就業支度金、就業支援金）」「住宅準備支援補助金」「養育支援補助金」を交付します。

また、令和6年度から無資格者においても2年以内に町で開催する介護職員初任者研修を受講し、有資格者となった場合につき、就業支援金の交付をするよう制度を拡充します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護従事者就業支援等補助金	就業支度金 (件)	6	8	6	6
	就業支援金 (件)	21	25	24	24
	住宅準備支援 補助金 (件)	3	4	4	4

3) 介護福祉士修学資金貸付事業《保健福祉課》

将来、介護福祉士として本別町内の介護サービス事業者及び障がい福祉サービス事業者に勤務を志望する人に対して、修学に必要な学資金を貸付けます。また、貸付けを受けやすいよう、対象者の拡大等に向け、検討を進めます。

【貸付金額】月額 50,000 円以内

【償還の免除】介護福祉士として本町の介護保険施設等に修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間在職したときは貸付金の償還を免除します。

4) 奨学金返還支援事業の検討《保健福祉課》

就職等により地域に定着する人材を確保するため、高等学校や大学等への進学の際に借り入れた奨学金に対する返済支援策の検討を進めます。

(2) 介護人材の定着支援《保健福祉課》

介護・福祉現場に魅力を感じて就職した従事者が日々、仕事のやりがいや充実感を実感しながら利用者が安心できる質の高いサービスを継続的に提供するため、早期離職した職員の要因等を調査しながら、早期離職防止に効果のある支援策の検討や事業所間における人材交流等を行うなど、職員の定着に向けた取組を支援します。

また、介護職員の身体的・精神的負担軽減や業務の効率化、サービスの質の向上のため、介護ロボット・福祉機器の有効性を分析し、国の補助金等を活用しながら、必要な支援策等について検討を行います。

3 介護保険サービスの円滑な運営

(1) サービスの専門性と質の向上

① 専門性の向上《保健福祉課》

1) 介護サービス事業者連絡会での情報共有《保健福祉課》

町内の介護サービス事業者、医療機関、地域包括支援センター等で構成する「介護サービス事業者連絡会」の開催を通じて、介護サービスの質の向上やサービス供給体制の確保を図るための協議、一体的な人材確保等、事業者間の情報共有と連携強化を図ります。

2) キャリアパス支援等研修事業《社会福祉協議会》

従来の複数事業所連携事業から、キャリアパス支援等研修事業へと転換され、引き続き事業を行っています。社会福祉協議会が企画運営し、町内の全介護サービス事業所を対象に、様々なスキルアップに資する研修を実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
研修会	開催回数(回)	4	4	4	4

3) 介護相談員派遣事業《地域包括支援センター》

施設・在宅訪問を通じてサービス利用者と面談、介護サービスに関わる不満や要望等を聞き、事業所に橋渡しをすることでサービスの質の向上と利用者の権利擁護を推進します。

また、介護相談員として活動するために必要な養成研修を実施し、人材確保と活動体制の充実を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護相談員	人数(人)	4	4	4	4
介護相談員訪問	訪問回数 (回)	48	60	60	60

4) 苦情相談体制の充実《地域包括支援センター》

本町における要介護認定や介護サービスに関する苦情相談体制は、町民の立場から利用者の不満・要望等を聞き事業者へ橋渡しをする介護相談員、行政としての相談窓口である地域包括支援センター、第三者機関として健康長寿のまちづくり会議に設置されている苦情調整部会からなっており、それぞれの立場で解決に努めています。

町に寄せられた苦情に関しては、年1回開催される苦情調整部会に報告、苦情の内容・対応の仕方などが適切であったかどうかについて同部会で審議しており、これらの取組を今後も継続し、関係者が不利益な取り扱いを受けないように努めます。

②キャリアアップ支援《保健福祉課》

1) 介護職員等資格取得・研修支援事業助成金《保健福祉課》

介護従事者の質の向上や定着支援としてキャリアアップのために受講する資格取得研修に係る費用の一部を助成します。（資格取得費用の2分の1、上限8万円）

また、昨今の物価上昇等の情勢を鑑みながら、給付額の見直し等の検討を進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護職員等資格取得・研修支援事業助成金	件数（件）	0	5	5	5

2) 介護職員実務者研修の開催《保健福祉課》

幅広い介護サービス利用者に対する基本的な介護提供能力と、医療的ケアに関する知識・技能の習得を目的とした資格である介護職員実務者研修をNPO法人帯広高齢者支援協会の協力のもと開催します。

（2）情報提供の充実《保健福祉課・地域包括支援センター》

介護保険制度は、介護サービスを利用する状態にならないと関心を持たれない傾向にあるため、町広報紙や地域・団体活動の中で講座を行うなどあらゆる機会を通じて周知に努めています。

また、本町では介護保険制度の改正や介護保険料の改定が行われる3年ごとに、高齢者のいる世帯にパンフレットを配布するとともに、本町の介護・福祉サービス利用ガイド「ぐる～り本別福祉マップ」を改訂し、関係機関・団体や相談来所者に配布しています。

今後も町公式ホームページへの掲載など誰もが情報収集しやすい体制づくりに努めるとともに、介護保険法改正や各事業所の体制、地域の社会資源の状況等に合わせた最新情報の提供体制を構築します。

（3）介護給付費の適正化

①要介護認定の適正化

要介護認定に関わる訪問調査は原則、町職員（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、老人ホーム、町国保病院）が実施し、十勝東北部3町の広域設置による介護認定審査会において認定審査しています。

適切な調査、審査を行うために、定期的に北海道が実施する調査員指導者研修を受講し、その内容を町内の認定調査員に伝達することで、調査の均一化を図っています。

引き続き適正な要介護認定の審査が行えるよう、調査員及び審査員には研修受講を徹底し、質の向上に努めるとともに、現体制の維持に努めます。

②ケアプラン等の点検

ケアプランが自立支援に資する適切なものになっているかを検証しながら、健全な給付の実施を支援するためにケアプランの点検を行います。

また、住宅改修支援事業を通じて専門職で構成される住宅改善支援チームがより専門的な視点から訪問・点検を行います。

③医療情報との突合・縦覧点検

北海道国民健康保険団体連合会からの情報等を活用し、給付実績の縦覧点検・医療情報との突合を実施しています。

医療情報との突合・縦覧点検や給付実績を活用した分析を行いながら、今後も適正給付に努めます。

(4)低所得者への対応

低所得者が介護保険サービスの利用が困難にならないよう、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費の仕組みにより自己負担額に上限を設定し、低所得者の費用負担を軽減します。

また、社会福祉法人や市町村が運営主体となっている介護保険サービスの利用者のうち、市町村民税非課税であって特に生計が困難な人に対し利用者負担を軽減する介護サービス利用者負担軽減事業を実施します。

4 包括的支援体制の充実

(1)地域包括支援センターの運営

①地域包括支援センターの設置と適正な運営《保健福祉課》

本町では、平成18年度から地域包括支援センターを設置しており、公正・中立な立場から、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援・権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を実施する組織として、専門職を配置し、各職種が連携・協働しながら、継続的支援と自立の支援を推進しています。

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう、認知症支援や医療・介護・福祉等のサービスの充実と関係機関と連携を図り、地域包括ケアシステムを構築していく上での中核的機関としての役割も担っています。

今後も運営協議会（健康長寿のまちづくり会議事業評価部会）を年に1回開催し、地域包括支援センターの継続的な評価・点検を行いながら、高齢者数等に合わせた適切な人員配置やアウトソーシング等も検討しセンター運営の充実を図っていきます。

また、重層的支援体制整備事業として他職種と協働して相談対応を実施していくための体制づくりを進めます。

地域包括支援センターの活動内容については、介護サービス情報公表システム等を用いて公表します。

②総合相談支援《地域包括支援センター》

総合相談支援を福祉領域全般の相談窓口として位置付けて24時間体制で対応しており、必要に応じて関係機関と一体的に応じることで、早期に必要な支援につなげています。

また、多くの人々が気軽に相談できる場として、令和4年11月から町内商業施設での出張相談を始めており、今後も住民にとって身近な相談場所は重要と考えています。

地域の相談協力員等、あるいは医療・行政等関係機関からの相談が年々増加しており、相談ニーズを発掘するためのネットワーク化が進んでいます。また、地域の身近な相談場所として相談協力員等関係窓口の連絡先が分かるよう「連絡先シート」の活用を推進しています。

今後は夜間休日の相談ルートが変更となりますが、現行の相談体制を継続するとともに、デジタルの活用など新たな相談方法の導入も図りながら、相談しやすい体制づくりに努めていきます。

また、重層的支援体制整備事業を踏まえた上で、他機関他部局と協力し地域ケア会議の活用も図りながら、個別課題の解決を進めます。

③包括的・継続的ケアマネジメント事業《地域包括支援センター》

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して町としての基本方針を伝えるとともに、支援困難事例等への指導・助言やケアマネジメントの資質向上を目的に研修会を行っています。また、介護支援専門員（ケアマネジャー）のネットワーク形成を図り、地域住民や地域における様々な関係者が連携して高齢者を支える取組への支援などを行っています。

今後は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が行うケアマネジメントが適切に実践、継続されるよう研修等で周知することで、自立に資するケアプランの作成やケアマネジメントの質の向上を図るとともに、地域の社会資源や課題を共有します。

また、住民が住み慣れた地域で生活続けるために、身体や生活環境に応じて、必要なときに必要なサービス、社会資源を切れ目なく利用できるよう支援を行うとともに、地域住民や関係機関、多職種が連携して取り組めるよう体制づくりを進めます。

（２）地域ケア会議の推進

地域ケア会議は個別事例の検討を通じて、地域の支援者を含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や地域課題の掌握を行い、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映など政策形成につなげることを目指すものです。

本町では、個別の利用者支援に向けて様々な地域ケア会議を開催しており、開催した会議の概要や決定事項を議事録として記録し、構成員全員で共有しています。

今後は、地域も含めた関係者での個別事例の検討を通して、複合的な課題を持つ事例等の解決と支援のネットワークづくりを行うとともに、個別事例の検討を積み重ね、高齢者等のニーズや地域の課題を把握・共有し、対応策の検討や政策形成につながる仕組みとなるよう見直しを図りながら進めます。

(3)医療と介護の連携強化

①地域連携室の機能強化

平成30年4月に専門職を採用し、同年10月から地域連携室をスタートしました。入退院、患者情報の窓口として認知が進んでおり、情報集約等が進み、円滑な連携調整が図られています。

医療機関や介護施設・行政機関と連携し、療養環境や医療・介護サービスの調整を今後も継続するとともに、社会福祉士や保健師などの専門職を配置し、地域連携室の機能・体制の強化を図ります。

②在宅医療・介護連携の推進

介護保険法改正により、平成27年度（2015年度）から市町村が行う事業として「在宅医療・介護連携推進事業」が地域支援事業に位置付けられ、在宅医療・介護連携の推進に係る事業に取り組んできました。

本町としては、地域の関係機関と連携・協力しながら、「認知症施策」や「入退院時連携ルール」等、地域の実情を踏まえた取組を推進しています。

医療機関や介護施設・行政機関と連携し、療養環境や医療・介護サービスの調整を今後も継続しながら、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、他事業とも連動した取組を行います。

③医療体制の整備

1) 地域医療体制の整備《町国保病院》

国保病院では常勤医による内科、外科の診療を中心に、他院からの医師派遣により眼科、整形外科等7科の専門診療科を開設しています。

病院の運営改善の取組としては病院運営モニター会議、接遇研修等を実施しています。

令和5年度中に策定した経営強化プランに則り、今後の町の医療人口や病院の経営状況を考慮しながら、病院の機能や医師数を含めた医療体制・規模を検討します。

2) 救急医療体制の整備《消防署》

救急医療体制は、消防署に高規格救急車を配置し、救急告示病院の指定を受けている町国保病院に搬送する体制となっていますが、脳・心臓疾患の疑いのある人は、帯広市内の専門救急病院への直接搬送を行っています。

救急救命士が傷病者に対し行う救命処置（特定行為）の範囲拡大に対応するため、計画的に順次養成を図り、充実した救急体制を構築してきました。

今後も救急隊、救急救命士の資質向上に向けて病院実習、研修体制等の確保に努めるとともに、応急手当の重要性を周知する活動を継続し、普通救命講習を通じて市民に応急手当の知識と技術の習得を促すことで救命率・社会復帰率の向上を目指します。

(4)権利擁護の推進

①地域連携ネットワークの整備

地域連携ネットワークとは、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

権利擁護に関する専門的助言や地域連携ネットワークのコーディネート等を行う機関である中核機関では、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められています。

今後は権利擁護の支援を必要とする人が増えると考えられることから、既存の支援体制を継続するとともに中核機関の設置に向けた検討を進めます。

②権利擁護事業の周知啓発

地域包括支援センターの総合相談支援などを通じて、成年後見制度を必要としている人への権利擁護事業の周知啓発を行います。

今後も地域包括支援センター・あんしんサポートセンターの周知や相談対応等を通じて、成年後見事業や日常生活自立支援事業、あんしんお預かりサービスなどの権利擁護事業の利用促進に努めます。

③成年後見制度の利用支援

町長申立て、低所得者に審判後の後見人報酬に対する助成を行う「成年後見制度利用支援事業実施要綱」を平成21年度に制定し、地域支援事業の任意事業として実施しています。

親族等による後見開始の審判の請求が期待できない高齢者や障がい者を対象に町長が代わりに申立てを行うことや、審判の請求に伴う費用や後見人等の報酬など成年後見制度の利用に伴う費用等の助成を行うことで、成年後見制度の円滑な利用を図ります。

④市民後見人の養成《保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を社会福祉協議会に設置し、社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」の「後見支援員」（あんしんサポーター）が活動を行っています。平成24年度に18人、令和3年度に4人が市民後見人養成研修を終了し、現在、市民後見人としての活動はありませんが、あんしんサポーターとして活躍しています。

今後も成年後見制度利用者の増加が見込まれることから、引き続き、フォローアップ研修を実施するとともに、市民後見人養成研修を開催します。

また、成年後見制度の利用ニーズは増加傾向が見られていることから、市民後見人養成研修を修了した人を中心に後見支援員として活躍できる場の検討を行います。

⑤日常生活自立支援事業・法人後見事業《社会福祉協議会》

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用手続きや金銭管理が困難な人に対して、社会福祉協議会の「専門員」や「生活支援員」が訪問して生活をサポートする事業です。

法人後見は、社会福祉法人やNPO法人を「法人」として、成年後見人等に専任するもので、本町では社会福祉協議会が後見実施機関として、法人後見事業（法定後見・任意後見）を行っています。

今後も事業の利用対象者の増加が見込まれることから、日常生活自立支援事業と法人後見事業の2つの権利擁護事業を継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日常生活自立支援事業	受任件数 (件)	1	1	2	2
法人後見事業	受任件数 (件)	8	10	10	12

※令和5年度は6月末現在

⑥高齢者が入居しやすい住まいづくり《保健福祉課・社会福祉協議会》

居住支援協議会において、高齢者など住宅確保の困難な人が空き家や民間賃貸住宅へ入居しやすい方策等について検討を行い、誰もが入居しやすい住まいづくりの支援を継続します。

また、民間事業者等との連携による新たなサービスの検討を行います。

併せて、あんしんサポートセンターにおいて下記の事業を実施します。

《あんしんすまい保証サービス事業》

見守りと家財整理や葬儀の費用を補償します。

《生前事務委任契約事業》

判断能力が衰える前から各種事務を代行します。

《死後事務委任契約事業》

葬儀や家財整理だけでなく、死後の事務を代行します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
あんしんすまい保証サービス契約	件数 (件)	0	1	1	2
生前事務委任契約	件数 (件)	6	6	6	6
死後事務委任契約	件数 (件)	6	8	8	10

※令和5年度は6月末現在

⑦高齢者虐待の防止《地域包括支援センター・保健福祉課》

高齢者虐待防止ネットワークによる情報収集、早期発見・対応を行うとともに、家族介護者を孤立させない支援体制づくりを行っています。

虐待の通報があった場合は、地域包括支援センターを中心に事実確認を行うとともに、虐待対応緊急会議を開催し虐待の有無や今後の支援方針をチームで検討し、早期対応を進めます。

また、高齢者虐待の要因には、心身状況や養護者の介護負担等があげられ、その背景には経済的理由や社会的孤立等潜在的な課題を抱えている場合が多いことから、重層的支援体制整備事業を踏まえての連携、ネットワーク機能の強化を図り、高齢者虐待の早期発見・防止に努めます。

5 生活安全対策の推進

(1)防災対策の推進

①災害時要援護者避難支援体制の整備《保健福祉課・総務課》

本町では、避難行動要支援者台帳を作成し、民生委員児童委員の協力により毎年65歳到達者及び転入者に対する調査を実施して、台帳の更新作業を行っています。また、3年ごとに避難行動要支援者の全体調査を行っています。

調査結果に基づき、避難支援が必要な人について自治会と協議を行い、自治会ごとに災害時要援護者及び避難時の支援協力員を定めた「災害時要援護者個別避難支援計画」を作成しています。

また、個人情報の共有に同意をいただいた全ての人（自力での避難が可能な人を含む）の情報を「要援護者台帳」に登録し、自治会へ情報提供を行っています。

引き続き、65歳到達者や転入者など、「避難行動要支援者台帳」及び「個別避難計画」の更新を毎年実施し、3年に1回の全体調査を行います。

今後は、防災担当部局との役割を明確にしながら支援体制の構築を進めます。

②福祉避難所の機能強化《保健福祉課・総務課》

令和2年度の地域防災計画の見直しにより、「老人福祉センター」、「健康管理センター」、「総合ケアセンター」、「ふれあい交流館」、「勇足地区公民館」、「勇足生きがい館」、「仙美里地区公民館」の町営の7公共施設、「あいの里交流センター」、「清流の里」、「ゆうあいの里」、「陽だまりの里」、「アメニティ本別」、「地域共生ホームきらり」の民間3事業所6施設、全体で13施設を福祉避難所に指定しています。

今後も福祉施設などと連携し、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所の機能強化を図るとともに、民間事業者との災害協定に基づき、必要に応じてトレーラーハウスを活用します。

併せて、福祉避難所において高齢者等の災害時要支援者が適切な支援を受けることができるよう体制を整備するとともに、防災資機材の備蓄を計画的に進めます。

(2)防犯対策の推進

①防犯・防火体制の充実《住民課・消防署・保健福祉課》

被害の未然防止を図るため、警察が作成する地域安全ニュースの発行を支援し、ひとり暮らし高齢者世帯等の防火診断を年2回実施しています。

火災報知器のさらなる設置率の向上を目標として、町広報紙や同報無線などを活用して町民に周知を行うとともに、市街地の一般家庭の予防査察も行い、設置率の向上を目指します。

②消費者被害防止《住民課・保健福祉課》

町民一人ひとりが普段の生活の中で、加害者にも被害者にもならず、トラブルに巻き込まれないよう、関係機関と連携を図るとともに、正しい知識の普及啓発に努めます。

また、判断能力の低下や情報を得る機会の減少により被害に遭いやすい高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、警察署との連携を図り、消費者被害など犯罪防止のための最新情報の発信に努めます。

(3)感染症対策の推進

①予防接種の実施《健康管理センター》

高齢者に対するインフルエンザ、肺炎球菌による肺炎の疾病予防や重症化を防止するために予防接種を行っています。

今後も町民が速やかに各種予防接種を受けられるよう、医療機関等と連携して体制を整備するとともに、対象者への分かりやすい周知に努めます。

②感染症対策の周知・啓発《健康管理センター》

町広報紙、町公式ホームページ、健康管理センターだより、チラシ等により感染症予防対策について周知を図るとともに、町民が集まる場においても定期的に啓発を実施します。

今後新たな感染症が流行するときには、正確な情報を町民に届けて過度な不安や恐怖を与えないよう啓発を行います。また、個別の相談等にも適切に対応し、町民が安心して過ごせるように努めます。

③事業所への支援

感染症が発生した場合に、事業所が業務を安全に継続できるよう支援を行っています。

コロナ禍においては、保健所等と連携し、感染症発生時における連絡体制の構築や、防護服等の着脱方法、レッド・イエロー・グリーンゾーンの確保の仕方など緊急時に備え、情報共有や実践による研修会を行いました。

今後も、道や保健所、医療機関等と連携して支援体制の整備に努め、町内事業所間の情報共有を図ります。

また、介護従事者が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、各種研修会への参加促進及び情報提供を行います。

(4)安全で快適な環境づくり

①道路環境のバリアフリー化《建設水道課・保健福祉課》

安全で快適な道路環境づくりのため、中心市街地、通学路等の道路のバリアフリー化を計画的に実施しています。

今後も北海道地域づくり総合交付金を活用し、中心市街地及び公共施設にアクセスする路線のバリアフリー化を進めるとともに、路面の破損状況に応じた補修等の対応を行います。

②公共施設のバリアフリー化《保健福祉課・施設所管課》

既存の公共施設については、トイレの洋式化、手すり・スロープの設置などのバリアフリー化を図っています。また、新築する公共施設等については、北海道福祉のまちづくり条例に準じ整備を行っています。

今後も新たに建設又は改修が計画されている公共施設は全てバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を図ります。

③公共施設の適切な管理《施設所管課》

銀河アリーナ等のスポーツ施設や、介護予防拠点施設として位置付けられている本別地区17施設、勇足地区5施設、仙美里地区6施設などの公共施設に関して、建物の状態を適宜把握するとともに、必要に応じて適切な老朽化対策を行っています。

今後も本別町公共施設等総合管理計画や各種個別施設計画に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、老朽化が著しい施設については、終期の検討及びあり方の検討を積極的に進めます。

(5)交通安全の推進《住民課》

人の波運動などの交通安全啓発運動、高齢者交通安全教室の開催など、関係機関と連携を図りながら、交通安全に関する知識の普及啓発に努めています。

高齢歩行者や高齢ドライバーによる事故防止に向けて、家庭、地域関係機関・団体との連携を強化し、高齢者の交通安全意識の高揚に努め、各種事業を継続して実施します。

第3節 みんなの支え合いでいきいきとした本別をつくる

《基本目標3》 みんなの支え合いでいきいきとした本別をつくる

1 認知症対策の推進

- (1) 認知症の人に関する理解の増進
- (2) 認知症バリアフリーの推進
- (3) 社会参加支援
- (4) 意思決定への支援及び権利利益の保護
- (5) 保健医療福祉サービスの切れ目ない提供体制
- (6) 相談体制の充実
- (7) 研究等の推進
- (8) 認知症の予防に関わる取組

2 生きがいづくりと社会参加の推進

- (1) 高齢者の就労・ボランティアの場づくり
- (2) 各種スポーツ活動の推進
- (3) 生涯学習活動の推進
- (4) 老人クラブ等の支援

3 地域における支え合いの推進

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域における福祉活動の推進
- (3) 地域共生社会の実現に向けた取組

1 認知症対策の推進

(1) 認知症の人に関する理解の増進

① 認知症及び認知症の人に対する理解の普及啓発《地域包括支援センター》

これまで、町広報紙への掲載や地域サロン等での周知のほか、改訂版認知症ケアパスの発行や認知症月間（9月）に合わせた普及啓発等の取組を行ってきました。

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行となったことから、今後は、認知症の人の言葉や視点を重視し、自分事として認知症を捉えるとともに、幅広い世代に向けて「認知症になっても、ともに希望を持って生きることができる」という新しい認知症観へと転換できるよう取組を進めます。

また、町民に広く認知症についての関心と理解を深めるため、認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）に合わせてイベントを実施し、普及啓発を行います。

② 認知症サポーターの養成《地域包括支援センター》

認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識を学び、地域に暮らす認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のことです。

本町では、平成17年から養成講座を開催し、地域の各種団体やサービス事業所、町内小中

学校、郵便局、役場職員等が受講しています。

今後も様々な世代や団体の受講につながるよう周知を強化するとともに、養成者にはさらにステップアップ講座の受講を促し、認知症の人や家族が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていきます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症サポーター養成講座	回数 (回)	4	5	5	5
認知症サポーター養成数	人数 (人)	70	70	70	70
認知症サポーター数	人数 (人)	1,577	1,647	1,717	1,787

③ステップアップ講座の開催《地域包括支援センター》

ステップアップ講座とは、認知症サポーター養成講座受講者を対象に、認知症に関する基礎知識・理解を深めるための講座であり、チームオレンジの活動に参画するなど、より実際の支援活動につなげることを目的としています。

令和4年度にはあんしんサポーターフォローアップ研修の場を活用してステップアップ講座を開催し、その後10人が活動に参加しています。

今後も認知症支援に関する地域の実情に応じた活動につなげられるよう研修内容を検討しながら進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ステップアップ講座	回数 (回)	1	1	1	1
研修受講者数	実人数 (人)	20	20	20	20

(2)認知症バリアフリーの推進

①はいかい高齢者等SOSネットワークシステム

《保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

認知症高齢者等の徘徊への対応を行うため、①緊急時の搜索、②事前登録、③地域への情報提供による見守り、の3つの安心システムによる「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」として、市内24の事業所、関係機関・団体の協力により実施しています。

平成29年度からは、十勝圏域の全市町村による徘徊者搜索のための情報共有が行われています。

徘徊歴のない人も含め、認知症の診断のある人に対して積極的にSOSネットワークシステム事業の内容の周知を図り、登録を促しながら、「デジタルの活用による搜索」など新たな方策についても検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
はいかい高齢者等SOS ネットワークシステム	登録者数 (人)	40	50	50	50

②チームオレンジの整備《地域包括支援センター》

チームオレンジとは、市町村がコーディネーターを配置し、認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みです。本人の悩みや家族の身近な支援ニーズを把握し、外出支援や見守り、話し相手になる等の対人援助を行うほか地域性を踏まえた柔軟な支援を行います。

認知症の人自身もメンバーの一員としての役割を持ち、その社会参加を後押しするとともに、認知症サポーターのさらなる活躍の場を整備することを目的としています。

本町では、令和5年度にチームオレンジを結成し、町内商業施設での認知症カフェにてボランティア（オレンジサポーター）として活動しています。

今後は、オレンジサポーターとの定期的な打合せを行いながら活動内容を充実させていくとともに、認知症サポーター登録者を増員し、チームオレンジの一員として新たに活躍できる場の整備を進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
チームオレンジ登録数	人数 (人)	10	12	14	16

(3)社会参加支援

認知症の人の中には、これまでの経験等を活かして活躍したいと考えている人もいます。生きがいをもった生活をする中で、認知症予防にも通じるよう、社会参加活動のための体制整備について検討を行います。

また、認知症カフェや地域サロンなど、既存の集まりと社会参加の位置付けを再度整理し、課題のある部分に対する事業を展開します。

(4)意思決定への支援及び権利利益の保護

《地域包括支援センター・介護サービス事業所》

認知症の人であっても、その人に必要な情報を提供し、日常生活や社会生活において自らの意思が適切に反映された生活が送れるようにするための取組や、権利擁護に関する相談・支援、成年後見制度の利用に向けた支援等が適切につながるよう取組を進めます。

また、認知症の本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。

併せて「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の内容をステップアップ講座に盛り込み、普及を図ります。

(5)保健医療福祉サービスの切れ目ない提供体制

①認知症地域支援推進員の配置《地域包括支援センター》

本町では平成26年度から、認知症の人やその家族を支援する相談業務のほか、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーター役として、認知症地域支援推進員を配置しています。

今後も配置を継続し、認知症及び認知症の人に対する理解の普及啓発のほか、地域や関係機関との連携体制を構築しながら、認知症の人とその家族への地域における支援体制づくりに取り組めます。

②初期集中支援チームの設置《地域包括支援センター》

認知症初期集中支援チームとは、保健・医療・福祉に関する国家資格を持つ専門職2人以上と認知症サポート医がチームとなり、家族の訴えなどにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント・家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うものです。

本町では平成27年度に初期集中支援チームを設置し、令和元年に認知症サポート医を1名から3名に増員したほか、年1回は本チームの検討委員会を開催しチーム体制を継続しています。

今後も認知症サポート医等の関係機関との連携を図りながら、認知症初期集中支援チームの支援が必要な人への支援を行います。

また、町内介護サービス事業所の担当ケースも有効活用できるよう周知を行います。

③認知症ケアパスの作成と普及《地域包括支援センター》

認知症ケアパスとは、認知症と疑われる症状が発生した場合に、進行度に合わせ、いつでもどのような支援やサービスを受けることができるのかをまとめたガイドブックであり、住み慣れた地域で状態に応じた適時適切な支援やサービス利用につながるよう、認知症の正しい知識の普及と、早期発見、早期対応を目的としています。

本町では、平成28年に「もの忘れ散歩の道しるべ」として全戸配布し、令和3年度には内容を見直し、改訂版を発行しました。

認知症ケアパスは、日々の相談場面のほかにも、医療機関をはじめとした関係機関、地域でのサロンや認知症カフェ、サポーター養成講座等で配布・活用を行っています。

今後も認知症ケアパスの普及に向け、配布、活用を継続していくほか、町公式ホームページに掲載する等、誰もが情報収集しやすい体制づくりに努めるとともに、地域の社会資源の状況等に応じて改訂を行います。

④認知症カフェの設置・普及《地域包括支援センター》

認知症カフェは、認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に状況を共有し、互いを理解しつながりを持てる場であり、認知症に関する普及啓発や身近な相談場所、認知症の人の介護負担の軽減等を目的としています。

本町では令和元年から「オレンジカフェ」として本格稼働し、小規模多機能型居宅介護3事業所での開催を地域包括支援センターが運営支援してきました。令和5年度からは、町内商業施設において地域包括支援センターが主催する新たなカフェも開催しています。

今後も認知症カフェの設置を継続するとともに、重層的支援体制整備事業を踏まえつつ、より多くの人に参加しやすい場となるよう検討しながら進めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
認知症カフェ (オレンジカフェ)	開催回数 (回)	70	100	100	100

⑤やすらぎ支援事業《保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

「やすらぎ支援事業」は、認知症のある介護家族負担の軽減のため、やすらぎ支援員（あんしんサポーター）が自宅を訪問し、介護家族に代わって長時間の見守り等を行うサービスで、社会福祉協議会あんしんサポートセンターへの事業委託により実施しています。

認知症高齢者とその家族に対し、介護保険では対応できないサービスとして、利用者や介護を担っている家族にとって必要性の高い事業となっています。

今後もあんしんサポートセンターや地域包括支援センター、行政相談窓口との連携・情報共有を図り、やすらぎ支援事業が必要な家族へのサービス提供を行います。

また、認知症サポーター養成講座等を通じてやすらぎ支援活動について周知を行い、新たな担い手づくりを推進します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
やすらぎ支援事業	利用者数(人)	7	9	10	10

⑥医療・介護等の連携推進

認知症の人がその人の容態に応じて相応しい場所で適切なサービスが受けられるよう連携体制の充実を図るものです。

保健・医療・福祉・介護関係者らによる地域ケア会議を設置し、関係者とともに認知症に関わる課題の共有や事例検討を定期的に行っています。

今後は医療と介護の連携だけでなく、地域の関係機関も含めた支援のネットワークづくりに取り組むとともに、認知症の人やその家族のニーズや地域の課題を把握・共有し、対応策の検討や政策形成につながる仕組みとなるよう見直しを図りながら進めます。

⑦若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人は現役世代であるため、仕事や子育て、経済面等複合的な課題を抱えることとなり、あらゆる社会資源を活用し重層的な支援体制をとる必要があります。

若年性認知症に関わる相談があった場合には、重層的支援体制整備事業を踏まえ、地域も含めた関係機関や若年性認知症支援コーディネーター※⁹とも連携を図りながら相談支援を進めます。

(6)相談体制の充実

①相談先の周知《地域包括支援センター》

認知症に関する基本的情報、具体的な相談先や病院の受診方法、サービスの利用方法が明確になるよう地域包括支援センターの相談窓口の周知を図っています。

町広報紙や町公式ホームページを活用した周知の徹底や、相談しやすい体制づくりのため、電話・来所相談に加えてメールでの匿名相談などにも対応しています。

また、令和4年11月からは、多くの人が気軽に相談できる場として町内商業施設での出張相談を始めており、住民にとって身近な相談場所は重要であることから、現行の相談体制を継続するとともに、ICTの活用なども検討しながら、相談しやすい体制づくりを進めます。

併せて、医療機関への認知症に関する相談も増加していることから、医療機関との連携を図りながら早期支援につなげます。

②家族介護への支援《地域包括支援センター・介護サービス事業者》

総合相談の中で家族介護者への相談支援を行っているほか、ケアマネジャーが担当しているケースについては、随時、家族介護者や事業者間と連携を図り、継続的に介護者状況をモニタリングし、必要時には負担軽減に向けたサービス調整や支援を行っています。

家族介護者を支えるサービスとしては、介護保険サービスのほか「認知症カフェ」や「やすらぎ支援事業」を実施しており、在宅介護者を支える会が開催する「ひばりの会」等により介護者交流が図られています。

今後は、地域や関係機関と連携して家族介護者の実態把握に努めるとともに、認知症の人を介護する家族が孤立することがないように、個々の状況に配慮した相談支援の充実を図り、家族介護者のニーズを把握しながら、地域における支援体制づくりに取り組みます。

(7)研究等の推進

認知症の本態解明、認知症と軽度認知機能の障がいの予防、診断、治療、リハビリテーション、介護等認知症に関係する様々な視点から推し進められた研究成果をもとに、効果的な取組を行うよう努めます。

※⁹ 若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役のこと。適切な専門医療機関への案内と継続的な支援を行うほか、就労の継続に関する支援や本人・家族が交流できる居場所づくりの支援などを行う。

(8)認知症の予防に関わる取組

食生活や運動等生活習慣の改善や生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。そのため、関係部局や関係機関と連携しながら多面的な取組が必要となります。

今後は、健康づくり事業や介護予防事業、各種地域活動などを幅広く「認知症予防」と捉えて取組を進めるとともに、高齢者の社会参加や活動の場づくりについて、関係機関と連携し情報共有しながら検討を進めます。

2 生きがいづくりと社会参加の推進

(1)高齢者の就労・ボランティアの場づくり

①就労支援対策の推進《保健福祉課》

働く意欲のある高齢者の生きがいや健康保持、また、豊かな経験と能力を活かせる臨時・短期的な就労の場として、社会福祉協議会が高齢者就労センター事業を行ってきましたが、平成31年3月末をもって高齢者就労センターが閉設しました。

現在は民間事業所への就労移行支援や業務内容ごとの受入体制確保への支援を行っていますが、今後は働き方や働く内容など高齢者の就労ニーズを把握するとともに、働く意欲のある高齢者と働き手を募集している企業をマッチングする仕組みの実現に向けた体制の構築を進めます。

②ボランティア活動《社会福祉協議会》

地域でボランティア活動を行っている各種団体と連携を図りながら、いつでも誰でも参加できるボランティア活動の拠点づくりを行うため、あいの里交流センターに「ボランティアセンター」を設置しています。

今後は、令和4年度から実施しているレクリエーション用具の貸し出しを継続強化し、町内で実施しているサロン活動などの内容充実を支援します。

また、吹矢サポーター※10を含めた個人ボランティアが活動できる場づくりを検討します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ボランティア登録 (団体)	団体数 (団体)	11	11	11	11
ボランティア登録 (個人)	人数(人)	19	20	20	20
ボランティア講座	開催回数 (回)	1	2	2	2

※10 吹矢サポーター

スポーツ吹矢の参加者に吹き矢の簡単な吹き方から基本動作などを教えるボランティアのこと。

(2)各種スポーツ活動の推進

①高齢者運動会《社会福祉協議会》

高齢者相互の交流・親睦と健康づくりの場として、毎年10月上旬に町体育館で開催していましたが、近年コロナ禍により開催できない時期がありました。

今後は、令和4年度に老人クラブ連合会が実施した健康づくり・親睦交流事業を主体としながら、中高生や地域ボランティアが参画できる事業内容を検討します。

②スポーツ・レクリエーション活動の推進《教育委員会社会教育課》

町内にある各種スポーツ施設は、高齢者の健康・体力づくり、趣味や生きがいの場として多くの人に利用されています。

また、運動に取り組む強化週間イベント「ほんべつ健康ウィーク」など、高齢者を含む幅広い年齢層における健康増進と、運動・スポーツの定着を図る取組を展開しています。

今後も様々なニーズに対応しながら、高齢者が運動・スポーツに親しむ機会を提供し、生活の中に裾野を広げる取組を行います。

また、指導者としてスポーツ推進員（地域おこし協力隊）の活用を継続しながら、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。

(3)生涯学習活動の推進

①生きがいクラブへの支援《保健福祉課》

本町には、民謡、舞踊、手芸、陶芸の4つの生きがいクラブがあり、高齢者が生きがいを自ら見出し、自己実現につながるような活動を促進しています。

現在は、指導者・会員がないことから舞踊及び手芸の2つが休止となっており、休止になっていない2つのクラブもコロナ禍の影響で活動ができなかった場面もありました。

今後は、今ある講座の見直しを進め、現在のニーズにあった講座の創設を検討します。

②高齢者文化祭・高齢者作品展《保健福祉課・社会福祉協議会》

高齢者相互の交流・親睦と日頃行っている民謡、舞踊などの芸能発表や技能向上の場として「高齢者文化祭」を毎年3月上旬に中央公民館で開催しています。

また、高齢者の豊かな知識と経験、技能を伝承し地域文化の活性化につなげ、「創造意欲・技術の向上」を図る目的で「高齢者作品展」を1週間の展示期間で開催し、高齢者文化祭と重なるように実施しています。

高齢化の進展等により参加者数・出展者数の減少傾向が強まっていることから、老人クラブ連合会と協議の上、文化祭に代わる事業として、交流親睦を目的としたレクリエーションを行う活動に取り組んでいきます。

(4)老人クラブ等の支援

高齢者が身近な地域で社会奉仕やスポーツ・趣味など、様々な生きがい活動を行う場として、町内8つの単位老人クラブと、その連合体として老人クラブ連合会が組織化されていますが、近年は会員数の減少が続いており、特に役員の担い手がいなくなってきたことが大きな課題となっています。

単位老人クラブ及び老人クラブ連合会は、生きがい活動や介護予防に資する高齢者の自主的な活動の担い手であることから、今後も引き続き活動を支援していきます。

また、さらなる生きがい活動・介護予防に資する高齢者の自主的な活動を推進するため、老人クラブ連合会に加入していない団体への支援策を検討します。

3 地域における支え合いの推進

(1)福祉教育の推進《保健福祉課・地域包括支援センター》

地域福祉の担い手が減少する中、子どもたちが福祉を身近なものとして捉え、自らの関わり方を考えることを目的に町内の小中学校において福祉教育を実施しています。

第8期計画期間中では、中央小学校4年生、本別中学校2年生、勇足中学校1年生に向け総合学習で福祉教育や仕事体験の受け入れを実施しました。

今後も福祉教育への取り組み方を学校や教育委員会と協議し、学校の意向を確認しながら、福祉教育の推進を図ります。

(2)地域における福祉活動の推進

①在宅福祉ネットワーク活動《社会福祉協議会》

平成5年から、「ひとりの不幸も見逃さない」をスローガンとして、地域住民が安心して生活ができることを目的に、自治会の福祉部が中心となり、自治会や団体の組織化が図られています。

在宅福祉ネットワークでは、日常的な「見守り活動」、「生活支援活動」、「除雪活動」、「地域サロン活動」、「災害時支援活動」の5項目を活動項目として掲げ、各組織の創意工夫による活動を展開しています。

これらの活動を今後も推進するため、在宅福祉ネットワークを組織している自治会に対する助成事業を継続します。

また、在宅福祉ネットワーク活動状況や課題を把握するとともに、必要に応じて適切な対応を行いながら活動を推進します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		令和5年度 見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
在宅福祉ネットワーク数	団体数（団体）	31	32	32	33

②関係団体の連携強化・活動支援

《保健福祉課・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

本町の強みである「共助」の輪をさらに広げ、地域福祉を推進するために、「社会福祉協議会」、「民生委員児童委員協議会」、「在宅福祉ネットワーク連絡協議会」など、関係団体との連携強化、活動支援を行っています。

また、「民生委員児童委員」「在宅福祉ネットワーク（福祉部長）」に地域包括支援センターの相談協力員を委嘱し、地域の気になる人の相談を受け、連携して対応しています。

地域福祉活動の推進のためには、関係団体との連携は必要不可欠であることから、連携強化に向けた取組の協議、団体活動に対する支援を今後も継続します。

（３）地域共生社会の実現に向けた取組

本町では、生活困窮者自立支援対策庁内推進会議を通じて、包括的な支援体制づくりを含む重層的支援体制整備事業についての協議を重ね、令和５年度より重層的支援体制整備移行準備事業を開始しています。

重層的支援体制は福祉分野に留まらずまちづくりや産業振興にも関わることから、今後は町全体の取組となるような仕組みづくりを進めます。

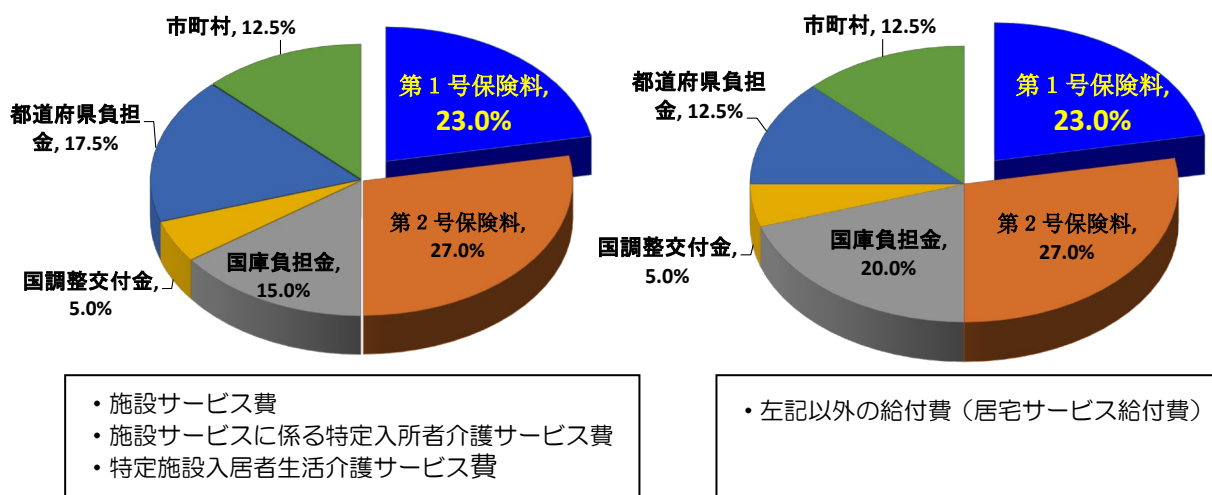
第5章 介護保険給付等に係る見込み

第1節 介護保険の財源構成と制度改革

1 介護保険給付の財源構成

介護保険給付の財源は、基本的には保険料50%と公費（税金）50%で構成されます。第1号保険料と第2号保険料の割合は、全国平均でみた1人あたりの保険料額が第1号と第2号で同一水準となるように、全国ベースの人数比率で決める仕組みであり、第9期計画期間中は第1号保険料（23%）、第2号保険料（27%）と定められます。

■介護保険給付の財源構成



2 介護保険料の見直しについて

(1) 介護報酬の改定

令和6年度の制度改革では、第1号被保険者の保険料負担率（23.0%）の見直しは行われませんが、介護報酬の引き上げ（+1.59%）が予定されています。

このうち、0.98%が介護職員の処遇改善部分に充てられ、残り0.61%が実質的なサービスの改定となっており、居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションは令和6年6月に改定が施行され、他のサービスは令和6年4月施行されます。

また、この改定により特定入所者介護サービス費等給付額及び高額介護サービス費等給付額にも影響があります。

(2) 保険料段階及び基準所得金額等の変更

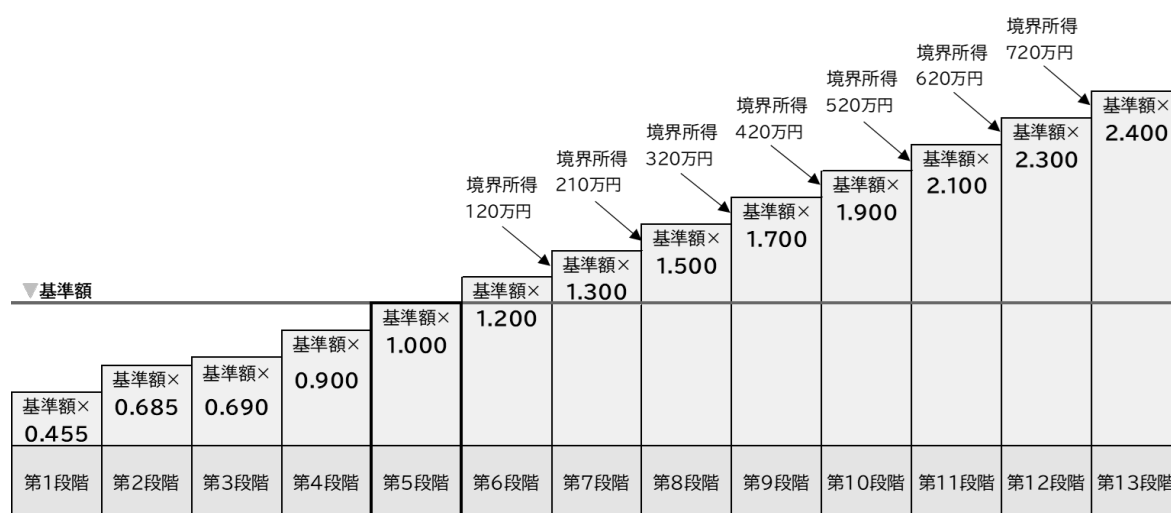
今後の介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、標準段階9段階から13段階への多段階化が実施されます。

この見直しにより高所得者の標準乗率（保険料基準額に対する各段階別保険料の割合）の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げが行われ、第1号被保険者間での所得再分配機能が強化されます。

第1段階から第3段階の低所得者層に対しては公費による軽減強化も実施されるため、第8期よりも低く設定されることになります。

本町では第8期計画期間において、国の標準9段階に独自基準を加え、第10段階で介護保険料を算定していましたが、今回の改定により国の標準13段階に合わせた多段階化を行うこととします。

■ 保険料標準段階の多段階化について



[出典]厚生労働省資料を基に作成

(3) 調整交付金の補正係数変更

第1号保険料のあり方を見直すことに伴い、介護給付費財政調整交付金の所得段階及び所得段階別加入割合補正係数についても見直しを行い、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能を強化することになりました。

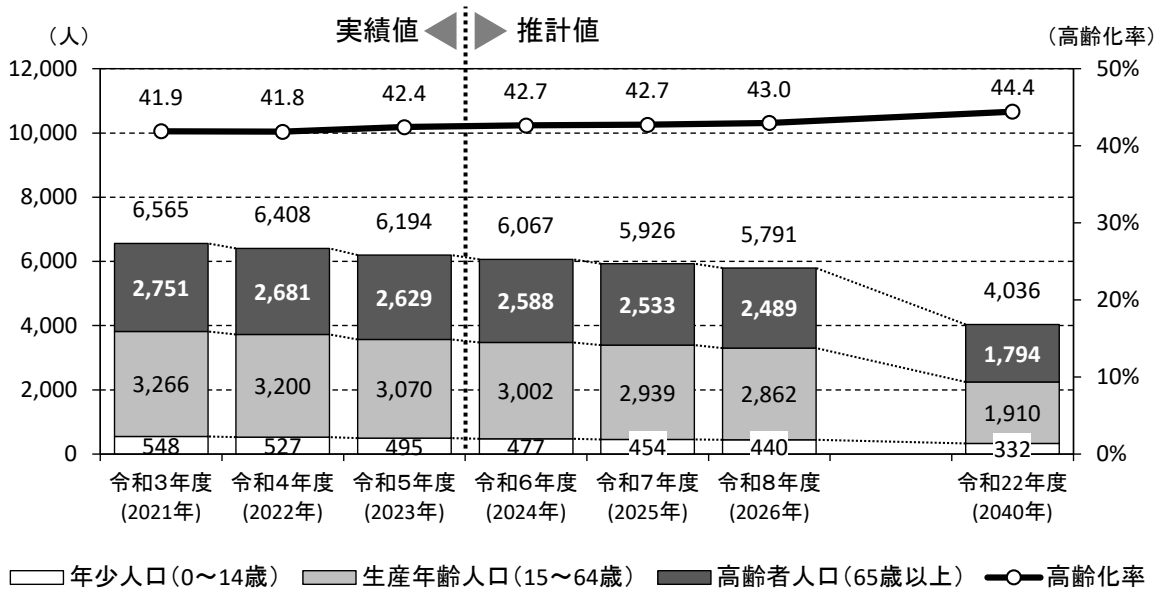
具体的には、85歳以上の高齢者割合及び1人あたり給付費が多いほど調整交付金見込額が高く算出されることになります。

第2節 将来フレーム

1 総人口の推計

本町の総人口は減少傾向が続いており、令和8年度の総人口は5,791人、令和22年度（2040年）には4,036人になると見込まれます。また、少子高齢化の進展により高齢化率は上昇を続け、令和8年度は43.0%、令和22年度には44.4%になると予想されます。

■総人口の推移



(単位：人)

	実績値			推計値			
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
総人口	6,565	6,408	6,194	6,067	5,926	5,791	4,036
年少人口 (0~14歳)	548 (8.3%)	527 (8.2%)	495 (8.0%)	477 (7.9%)	454 (7.7%)	440 (7.6%)	332 (8.2%)
生産年齢人口 (15~64歳)	3,266 (49.8%)	3,200 (50.0%)	3,070 (49.6%)	3,002 (49.4%)	2,939 (49.6%)	2,862 (49.4%)	1,910 (47.4%)
高齢者人口 (65歳以上)	2,751 (41.9%)	2,681 (41.8%)	2,629 (42.4%)	2,588 (42.7%)	2,533 (42.7%)	2,489 (43.0%)	1,794 (44.4%)

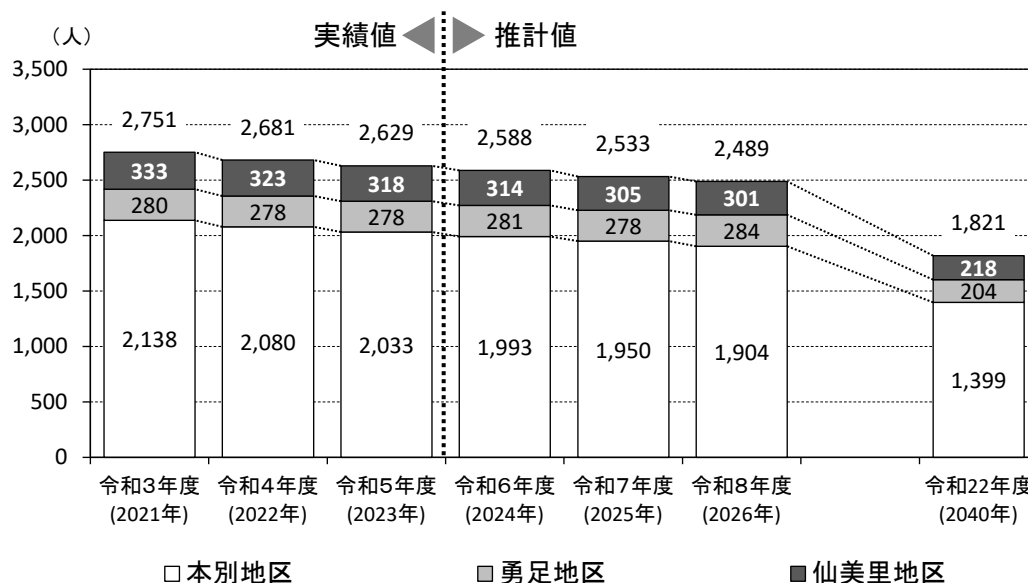
※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値
 ※（ ）内は総人口に占める割合

2 日常生活圏域別の高齢者人口推計

日常生活圏域別の高齢者人口は、本別地区及び仙美里地区は令和3年度から減少傾向が続くと予想されます。

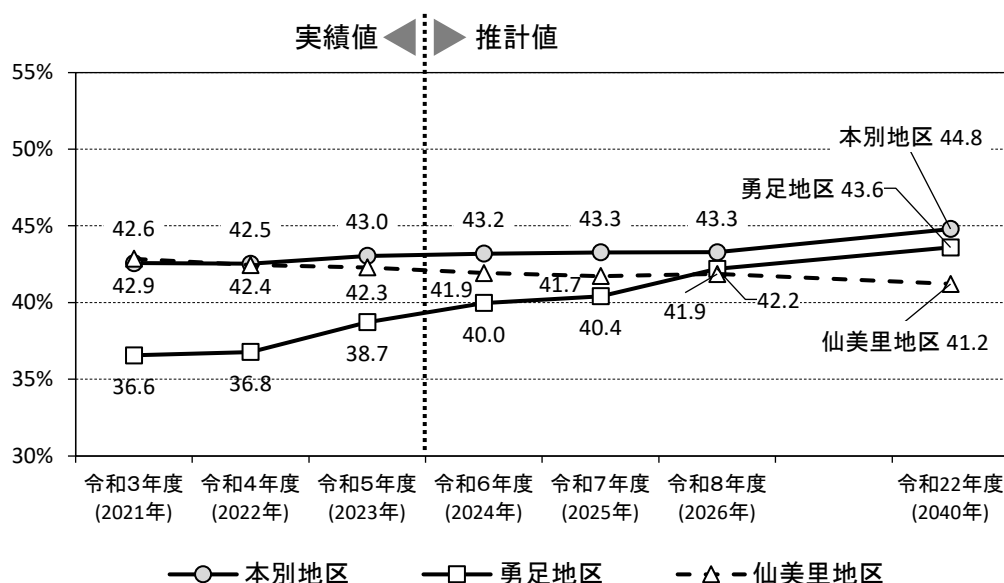
高齢化率は本別地区及び勇足地区が上昇する一方、仙美里地区はゆるやかに低下し、令和22年度には本別地区が44.8%、勇足地区が43.6%、仙美里地区が41.2%となる見込みです。

■日常生活圏域別高齢者人口の推移



※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

■日常生活圏域別高齢化率の推移



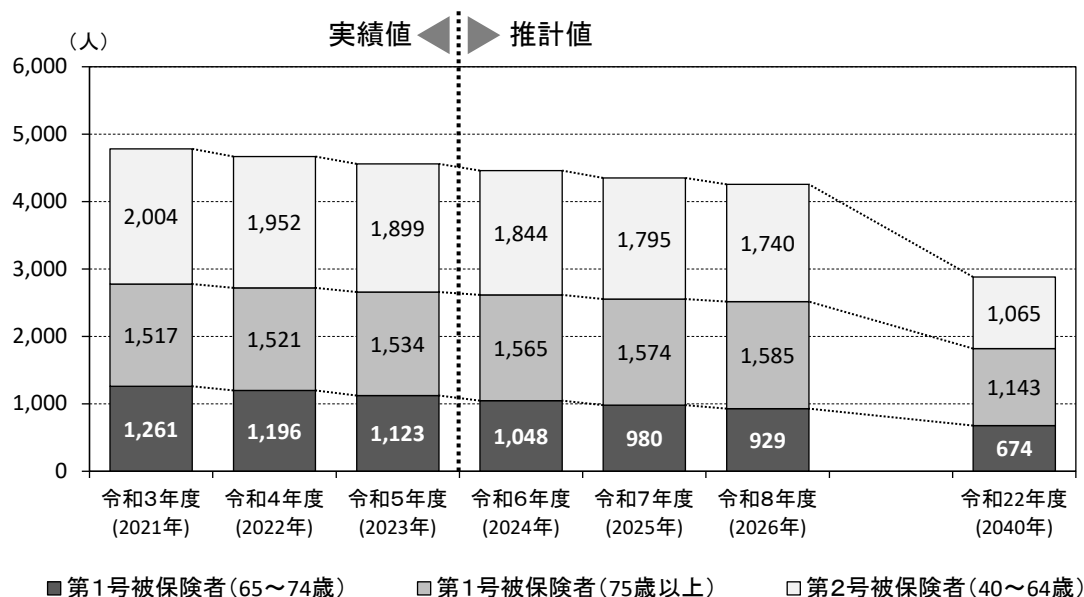
※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

3 被保険者数の推計

第1号被保険者数は今後減少傾向が予想され、令和8年度には2,514人、令和22年度には1,817人になると見込んでいます。

また、第2号被保険者数も減少傾向が続き、令和8年度には1,740人、令和22年度には1,065人になる見込みです。

■被保険者数の推移



(単位：人)

	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
第1号被保険者 (65歳以上)	2,778	2,717	2,657	2,613	2,554	2,514	1,817
65～74歳	1,261	1,196	1,123	1,048	980	929	674
75歳以上	1,517	1,521	1,534	1,565	1,574	1,585	1,143
第2号被保険者 (40～64歳)	2,004	1,952	1,899	1,844	1,795	1,740	1,065

※第1号被保険者実績値：介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

※第2号被保険者実績値：住民基本台帳（各年9月末現在）

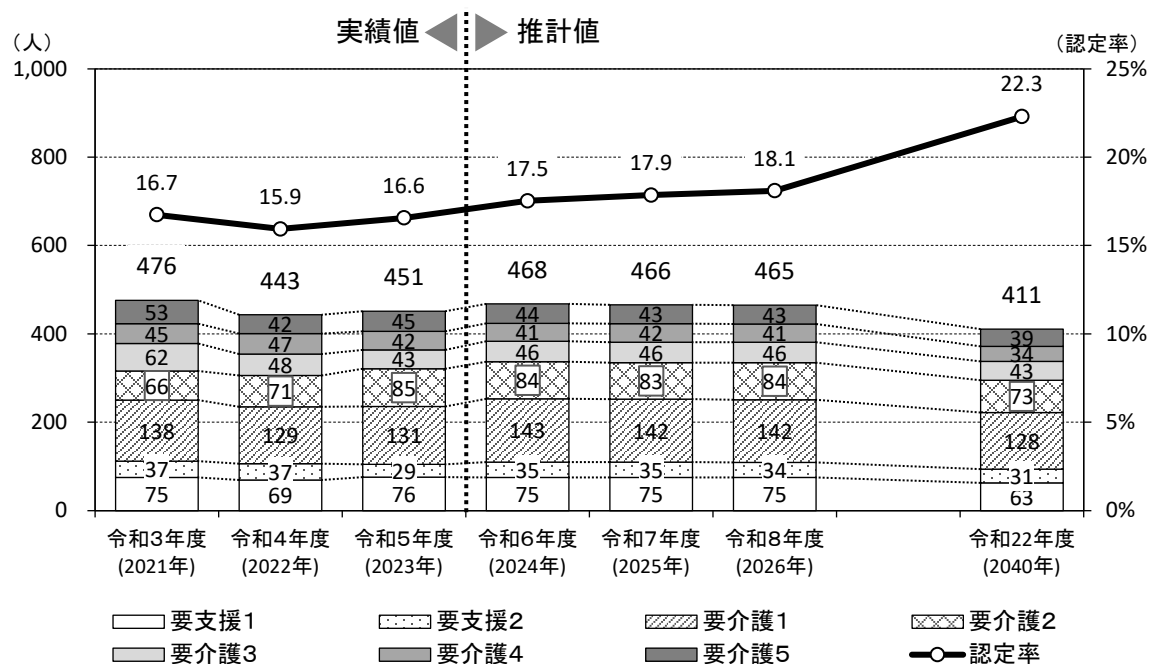
※推計値：第1号被保険者、第2号被保険者ともにコーホート変化率法による推計値

4 要介護認定者の推計

要介護認定者数は令和6年度から令和8年度までほぼ横ばいに推移し、その後減少して令和22年度は411人となる見込みです。

また、後期高齢者の増加に伴って要介護認定率は増加傾向にあり、令和8年度は18.1%、令和22年度には22.3%になると予想されます。

■要介護認定数の推移



	実績値			推計値			
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和22年度 (2040)
要介護認定者数 (人)	476	443	451	468	466	465	411
要支援1	75	69	76	75	75	75	63
要支援2	37	37	29	35	35	34	31
要介護1	138	129	131	143	142	142	128
要介護2	66	71	85	84	83	84	73
要介護3	62	48	43	46	46	46	43
要介護4	45	47	42	41	42	41	34
要介護5	53	42	45	44	43	43	39
要介護認定率 (%)	16.7	15.9	16.6	17.5	17.9	18.1	22.3

※実績値：介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

※要介護認定率は第1号被保険者を対象として算出

第3節 サービス利用者数の見込み

1 居宅サービス

(1) 訪問介護《社会福祉協議会・きらり訪問介護事業部》

【事業内容】

ホームヘルパー等が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
訪問介護	44	37	40	41	55	55	48

(2) 訪問入浴介護

【事業内容】

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で要介護者の居宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。町内唯一のサービス提供事業者である社会福祉協議会が、利用者数の減少等により平成18年度に事業を廃止しました。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0

(3)訪問看護《本別地域訪問看護ステーション》

【事業内容】

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅等を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防訪問看護	2	2	1	3	3	3	3
訪問看護	16	10	7	10	10	10	9

(4)訪問リハビリテーション《アメニティ本別・国保病院》

【事業内容】

介護老人保健施設や病院・診療所の理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防訪問 リハビリテーション	2	4	2	4	4	4	4
訪問 リハビリテーション	6	6	8	10	12	15	15

(5)居宅療養管理指導《地域医療機関》

【事業内容】

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な人の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 居宅療養管理指導	4	4	2	3	3	3	3
居宅療養管理指導	16	17	17	17	17	17	15

(6)通所介護

【事業内容】

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
通所介護	4	2	4	4	4	4	4

(7)通所リハビリテーション《アメニティ本別》

【事業内容】

介護老人保健施設や病院・診療所のデイケアセンターに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防通所リハビリテーション	21	16	16	15	15	15	13
通所リハビリテーション	34	27	30	32	34	37	35

(8)短期入所生活介護《特別養護老人ホーム》

【事業内容】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 短期入所生活介護	1	1	0	1	1	1	1
短期入所生活介護	6	6	7	4	3	1	1

(9)短期入所療養介護《アメニティ本別》

【事業内容】

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下において介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話をを行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 短期入所療養介護	1	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護	10	5	7	5	5	5	5

(10)福祉用具貸与《町内外事業者》

【事業内容】

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある人の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防 福祉用具貸与	37	39	39	41	41	41	36
福祉用具貸与	97	83	88	88	88	88	80

(11)特定福祉用具購入費《町内外事業者》

【事業内容】

入浴・排せつ等に用いる特定福祉用具を購入したときに、福祉用具購入費〔実際の購入費（上限10万円）の9割相当額〕を償還払いで支給します。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
特定介護予防 福祉用具購入費	1	1	0	2	2	2	2
特定福祉用具購入費	2	2	0	3	3	3	3

(12)住宅改修《町内外事業者》

【事業内容】

手すりの取り付け等の住宅改修を行ったときに、住宅改修費〔実際の改修費（上限20万円）の9割相当額〕を償還払いで支給します。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防住宅改修	1	1	0	1	1	1	1
住宅改修	1	1	0	1	1	1	1

(13)特定施設入居者生活介護

【事業内容】

有料老人ホームやケアハウス、養護老人ホームの入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防特定施設入居者生活介護	4	3	2	3	3	3	3
特定施設入居者生活介護	9	11	11	13	13	13	12

(14)介護予防支援・居宅介護支援《地域包括支援センター・社会福祉協議会》

【事業内容】

介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族等の希望等を受けて介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、居宅サービス事業者との利用調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行います。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防支援	47	44	45	47	47	46	41
居宅介護支援	123	103	106	100	100	100	90

2 地域密着型サービス

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【事業内容】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	1	2	2	1	1

(2) 夜間対応型訪問介護

【事業内容】

夜間も含め24時間安心して生活できるように、定期的な巡回訪問と通報による随時訪問により、在宅の要介護者の自宅において保健師、看護師、介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0

(3) 地域密着型通所介護《社会福祉協議会》

【事業内容】

利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターで、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
地域密着型通所介護	36	32	25	32	34	37	34

(4)認知症対応型通所介護

【事業内容】

通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練（リハビリテーション）等を行います。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0

(5)小規模多機能型居宅介護《社会福祉協議会》

【事業内容】

在宅の要支援・要介護者に対し、「通い」を中心として、心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービスです。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防小規模多機能型居宅介護	6	7	8	8	8	8	8
小規模多機能型居宅介護	61	61	63	66	72	78	71

(6) 認知症対応型共同生活介護《グループホームあさひの里》

【事業内容】

認知症である在宅の要介護者が、少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で共同生活を送り、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活上の世話や、機能訓練を行うサービスです（軽度の認知症である要支援者については、介護予防を目的として行います）。

本町には、「本別地区」に認知症高齢者グループホームが1か所、利用定員9人分が整備されています。また、町外のグループホームも利用されています。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	12	11	11	12	12	12	12

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

【事業内容】

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。※本町に施設はありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

(8)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【事業内容】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、入所定員が29人以下である特別養護老人ホームにおいて、入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。※本町に施設はありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

(9)看護小規模多機能型居宅介護

【事業内容】

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人へのサービスを提供します。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設《特別養護老人ホーム》

【事業内容】

特別養護老人ホームにおいて、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを行います。

本町には、「本別地区」に特別養護老人ホームが1か所、利用定員50人分が整備されています。また、町外の施設も利用されています。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護老人福祉施設	57	55	52	46	31	16	5

(2) 介護老人保健施設《アメニティ本別》

【事業内容】

介護老人保健施設において、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話等のサービスを行います。

本町には、「本別地区」に老人保健施設が1か所、利用定員80人分が整備されています。また、町外の施設も利用されています。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護老人保健施設	75	69	70	72	72	72	63

(3)介護医療院

【事業内容】

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設です。※本町にサービスはありません。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護医療院	0	0	0	0	0	0	0

(4)介護療養型医療施設

【事業内容】

療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療サービスを行います。※本町にサービスはありません。

令和5年度末に廃止され、それまでに「介護医療院」に転換することになっています。

【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第8期			第9期			第14期
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
介護療養型医療施設	0	0	0				

第4節 介護保険事業の見込み

1 サービス見込量の推計

(1) 予防給付事業

① 居宅サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	8.6	5.6	9.0	15.0	15.0	15.0	15.0
	人/月	2	2	1	3	3	3	3
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	18.0	30.5	18.0	33.0	33.0	33.0	33.0
	人/月	2	4	2	4	4	4	4
介護予防居宅療養管理指導	人/月	4	4	2	3	3	3	3
介護予防通所リハビリテーション	人/月	21	16	16	15	15	15	13
介護予防短期入所生活介護	日/月	4.2	7.5	0.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	人/月	1	1	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	日/月	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	1	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	37	39	39	41	41	41	36
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	1	0	2	2	2	2
介護予防住宅改修	人/月	1	1	0	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	4	3	2	3	3	3	3
介護予防支援	人/月	47	44	45	47	47	46	41

② 地域密着型サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	6	7	8	8	8	8	8
認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

(2)介護給付事業

①居宅サービスの見込み

第9期計画期間及び令和22年度における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、次のように見込みます。

		実績値		見込み	推計値			
		令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
訪問介護	回/月	1,256.8	1,009.2	1,060.1	1,359.0	2,223.0	2,223.0	1,967.0
	人/月	44	37	40	41	55	55	48
訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	回/月	81.2	61.8	30.8	72.0	72.0	72.0	62.0
	人/月	16	10	7	10	10	10	9
訪問リハビリテーション	回/月	45.3	52.5	58.0	84.3	97.5	122.0	122.0
	人/月	6	6	8	10	12	15	15
居宅療養管理指導	人/月	16	17	17	17	17	17	15
通所介護	回/月	33.0	12.0	25.0	29.3	29.3	29.3	29.3
	人/月	4	2	4	4	4	4	4
通所リハビリテーション	回/月	241.9	175.8	248.8	219.0	228.4	244.8	230.6
	人/月	34	27	30	32	34	37	35
短期入所生活介護	日/月	86.4	38.1	77.9	57.0	37.0	10.0	10.0
	人/月	6	6	7	4	3	1	1
短期入所療養介護（老健）	日/月	102.5	36.1	56.1	38.3	38.3	38.3	38.3
	人/月	10	5	7	5	5	5	5
福祉用具貸与	人/月	97	83	88	88	88	88	80
特定福祉用具購入費	人/月	2	2	0	3	3	3	3
住宅改修	人/月	1	1	0	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	9	11	11	13	13	13	12
居宅介護支援	人/月	123	103	106	100	100	100	90

②地域密着型サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	0	1	2	2	1	1
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	244.0	219.8	224.8	221.7	235.6	254.2	236.9
	人/月	36	32	25	32	34	37	34
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	61	61	63	66	72	78	71
認知症対応型共同生活介護	人/月	12	11	11	12	12	12	12
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③施設サービスの見込量

第9期計画期間及び令和22年度における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和22年度(2040)
介護老人福祉施設	人/月	57	55	52	46	31	16	5
介護老人保健施設	人/月	75	69	70	72	72	72	63
介護医療院	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	人/月	0	0	0				

2 サービス事業費の推計

(1) 予防給付事業の給付見込み

第9期計画期間及び令和22年度における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	793	550	876	1,466	1,468	1,468	1,468
介護予防 訪問リハビリテーション	697	1,180	692	1,292	1,294	1,294	1,294
介護予防居宅療養管理指導	443	534	407	486	486	486	486
介護予防 通所リハビリテーション	7,213	5,049	5,804	4,931	4,937	4,937	4,433
介護予防短期入所生活介護	227	271	0	445	445	445	445
介護予防短期入所療養介護	50	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,046	2,521	2,956	2,602	2,602	2,602	2,293
特定介護予防福祉用具購入費	493	409	0	451	451	451	451
介護予防住宅改修費	1,262	1,199	0	819	819	819	819
介護予防 特定施設入居者生活介護	2,593	2,209	1,402	2,133	2,136	2,136	2,136
介護予防支援	2,585	2,407	2,519	2,374	2,377	2,326	2,074
地域密着型サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	4,455	6,563	8,963	9,146	9,157	9,157	9,157
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合 計	22,858	22,892	23,619	26,145	26,172	26,121	25,056

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(2)介護給付事業の給付見込み

第9期計画期間及び令和22年度における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
居宅サービス							
訪問介護	46,620	40,275	42,892	50,577	79,664	79,664	70,600
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	8,197	5,733	3,047	6,874	6,883	6,883	5,668
訪問リハビリテーション	1,856	2,161	2,473	3,471	4,075	5,058	5,058
居宅療養管理指導	1,430	1,614	1,972	1,784	1,786	1,786	1,564
通所介護	2,546	892	1,873	2,384	2,387	2,387	2,387
通所リハビリテーション	23,230	16,570	25,252	21,814	23,283	25,428	24,397
短期入所生活介護	8,260	3,251	7,149	4,853	2,998	801	801
短期入所療養介護（老健）	12,696	4,625	7,001	4,453	4,459	4,459	4,459
福祉用具貸与	10,832	8,386	9,432	9,005	9,005	9,005	8,230
特定福祉用具購入費	522	773	0	1,162	1,162	1,162	1,162
住宅改修費	680	702	0	795	795	795	795
特定施設入居者生活介護	19,926	22,833	25,641	28,933	28,970	28,970	26,996
居宅介護支援	25,503	21,414	21,575	19,211	19,235	19,235	17,324
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1,404	0	748	2,612	2,615	949	949
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	23,344	21,209	23,289	22,171	24,168	26,676	24,872
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	175,421	164,928	175,967	172,699	197,036	219,131	201,350
認知症対応型共同生活介護	38,541	36,405	39,145	40,451	40,502	40,502	40,502
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
施設サービス							
介護老人福祉施設	171,891	167,145	159,386	144,009	97,291	50,123	16,140
介護老人保健施設	247,801	228,769	230,830	238,307	238,609	238,609	208,599
介護医療院	1,216	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	1,102	0	0				
合 計	823,018	747,685	777,671	775,565	784,923	761,623	661,853

※端数処理により合計が合わない場合があります。

(3) 総給付費の見込み

第9期計画期間及び令和22年度における総給付費の見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	実績値		見込み	推計値			
	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 22年度 (2040)
①予防給付事業費	22,858	22,892	23,619	26,145	26,172	26,121	25,056
②介護給付事業費	823,018	747,685	777,671	775,565	784,923	761,623	661,853
総給付費 (①+②)	845,875	770,577	801,290	801,710	811,095	787,744	686,909

※端数処理により合計が合わない場合があります。

第5節 保険料の算定

1 標準給付費見込額

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	第9期 合計	令和 22年度 (2040)
①総給付費	801,710	811,095	787,744	2,400,549	686,909
②特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (③+④)	39,416	39,777	39,466	118,659	34,277
③特定入所者介護サービス費等給付額	38,867	39,174	38,867	116,908	34,277
④制度改正に伴う財政影響額	549	603	599	1,751	0
⑤高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後) (⑥+⑦)	20,516	20,458	20,414	61,389	17,732
⑥高額介護サービス費等給付額	20,191	20,104	20,061	60,356	17,732
⑦高額介護サービス費等の利用者負担の見直し等に伴う財政影響額	326	354	353	1,033	0
⑧高額医療合算介護サービス費等給付額	2,886	2,874	2,868	8,628	2,535
⑨算定対象審査支払手数料	505	503	502	1,510	444
標準給付費見込額 (①+②+⑤+⑧+⑨)	865,034	874,707	850,994	2,590,735	741,896

※端数処理により合計が合わない場合があります。

2 地域支援事業費

第9期計画期間及び令和22年度における地域支援事業費の費用見込みは下記のとおりです。

(単位：千円)

	令和22年度(2040)				令和22年度(2040)
	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	第9期合計	
①介護予防・日常生活支援総合事業費	31,104	31,062	31,041	93,207	25,462
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	37,154	36,996	36,916	111,066	32,629
③包括的支援事業（社会保障充実分）	8,725	13,224	13,723	35,672	12,622
地域支援事業費計（①＋②＋③）	76,983	81,281	81,680	239,945	70,714

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

3 保険料収納必要額の推計

介護保険事業に必要な事業費をもとに、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下のとおりです。

(単位：千円)

	令和22年度(2040)				令和22年度(2040)
	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	第9期合計	
①標準給付費見込額	865,034	874,707	850,994	2,590,735	741,896
②地域支援事業費見込額	76,983	81,281	81,680	239,945	70,714
③事業費合計（①＋②）	942,017	955,988	932,674	2,830,680	812,610
④第1号被保険者負担割合	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%	26.0%
⑤第1号被保険者負担相当額（③×④）	216,664	219,877	214,515	651,056	211,278
⑥調整交付金相当額	44,807	45,288	44,102	134,197	38,368
⑦調整交付金見込額	66,583	65,578	63,330	195,491	68,755
⑧準備基金取崩額				32,400	0
⑨保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				0	0
⑩保険料収納必要額（⑤＋⑥－⑦－⑧－⑨）				557,362	180,891

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

4 所得段階別被保険者の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数					基準額に対する割合
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	第9期 合計	令和22年度 (2040)	
第1段階	482	472	464	1,418	335	0.455
第2段階	337	329	324	990	234	0.685
第3段階	273	267	263	803	190	0.690
第4段階	199	195	192	586	139	0.900
第5段階	289	282	278	849	201	1.000
第6段階	413	404	398	1,215	288	1.200
第7段階	297	290	285	872	206	1.300
第8段階	153	149	147	449	106	1.500
第9段階	73	71	70	214	51	1.700
第10段階	24	24	23	71	17	1.900
第11段階	21	21	21	63	15	2.100
第12段階	11	10	10	31	7	2.300
第13段階	41	40	39	120	28	2.400
第1号被保険者数	2,613	2,554	2,514	7,681	1,817	
補正後第1号被保険者数	2,555	2,497	2,457	7,509	1,776	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

5 保険料基準額の算定

保険料収納必要額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料（月額）の基準額は6,280円となります。

項 目	令和6～8年度 (2024～2026年度)	令和22年度 (2040年度)
①保険料収納必要額	557,362千円	180,891千円
②予定保険料収納率	98.50%	98.50%
③補正後第1号被保険者数	7,509人	1,776人
④保険料基準額（月額）（①÷②÷③÷12）	6,280円	8,616円

※保険料は端数調整を行っています。

6 所得段階別保険料

今回の制度改正では、介護報酬の引き上げとともに国の標準段階が9段階から13段階に多段階化されます。

本町では第8期計画期間において特例段階を設け多段階制を実施し、保険料段階を10段階に設定するとともに負担能力に応じた設定を行ってきました。

第9期計画期間は今回の制度改正に合わせて、保険料段階及び保険料基準額に対する割合を国基準に準じる形で設定します。

■所得段階別介護保険料

保険料段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に対する割合	保険料月額(円)	保険料年額(円)
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	家族全員非課税	0.285 (0.455)	1,790 (2,860)	21,480 (34,320)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	家族全員非課税	0.485 (0.685)	3,050 (4,310)	36,600 (51,720)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	家族全員非課税	0.685 (0.690)	4,310 (4,340)	51,720 (52,080)
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	本人非課税	0.900	5,650	67,800
第5段階 (基準額)	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	本人非課税	1.000	6,280	75,360
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	本人課税	1.200	7,540	90,480
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	本人課税	1.300	8,160	97,920
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	本人課税	1.500	9,420	113,040
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上420万円未満	本人課税	1.700	10,680	128,160
第10段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が420万円以上520万円未満	本人課税	1.900	11,930	143,160
第11段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が520万円以上620万円未満	本人課税	2.100	13,190	158,280
第12段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が620万円以上720万円未満	本人課税	2.300	14,440	173,280
第13段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が720万円以上	本人課税	2.400	15,070	180,840

※カッコ内は公費による保険料負担軽減前の値

資料編

1 本別町健康長寿のまちづくり条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、障害者及び高齢者等が健康で安心して快適に暮らせる社会を目指し、町、事業者及び町民（以下「町等」という。）の責務を明らかにするとともに、本別町健康長寿のまちづくり会議に関し必要な事項を定めること等により、保健福祉施策への町民の参加と共同連帯による長寿のまちづくりを推進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉施策 障害者に関する福祉計画、高齢者等に関する保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びにそれに基づき実施する事業をいう。
- (2) 町民の参加 障害者、高齢者等及びサービス利用者とそれらに関係する町民の意見反映を推進し、町等が相互に補い合い、協力することをいう。

(町の責務)

第3条 町は、保健福祉施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、保健福祉施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) この条例の町民参画規定を活用し、町民参加の機会を提供すること。
- (2) この条例の果たす重要性にかんがみ、本別町健康長寿のまちづくり会議への情報提供及び運営に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）に対する適切な指導等を行うこと。

(事業者の責務)

第4条 介護サービス事業者は、適切なサービスの提供に努め、その事業の実施に当たっては、町が実施する介護に関する施策に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護サービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で、同意を得ること。
- (2) サービス利用者からの苦情を未然に防止するよう努めますとともに、この条例に基づく苦情処理に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、保健福祉施策の策定、実施及び評価に関して積極的に参加し、意見を述べるよう努めますとともに、町民相互の連帯に努めなければならない。

（介護相談員との連携）

第6条 町は、サービス利用者又はその家族、介護サービス事業者その他の者からの相談又は苦情に対応し、これを解決するための相談窓口を設置し、介護相談員と連携して迅速な解決に努めなければならない。

第2章 本別町健康長寿のまちづくり会議

（設置）

第7条 第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、本別町健康長寿のまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第8条 まちづくり会議は、次の所掌事務について調査審議する。

- （1） 保健福祉施策の策定に関すること。
- （2） 保健福祉施策の進ちょく状況に関すること。
- （3） 保健福祉施策の事業の評価に関すること。
- （4） 重要な事務事業で町長より諮問されたこと。
- （5） 苦情処理に関すること。
- （6） 在宅介護支援センターの運営に関すること。
- （7） その他設置の目的を達成するために必要なこと。

（苦情の解決）

第9条 まちづくり会議は、相談窓口又は介護相談員等により解決が困難な事例の報告を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該苦情への対応、及びその解決の方法、内容等について速やかに調査審議をするものとする。

- （1） 介護サービスに関わらない苦情
- （2） 判決、裁決等により確定した権利関係に関するもの
- （3） 裁判等で係争中の事案に関するもの
- （4） すでに苦情処理が終了しているもの
- （5） 苦情に関する事実があった日から著しく経過したもの

2 調査審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対し、解決の方法、内容等について意見を述べ、又は国民健康保険団体連合会及び担当部局と連携をとりながら、その相談又は苦情に係る介護サービス事業者に対して是正の措置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 まちづくり会議は、前項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた介護サービス事業者がこれに従わなかったときは、その旨を町長に対して通知するものとする。

4 町長は、前項の通知を受け必要があると認めたときは、当該通知に係る者の氏名又は名称及びその者が勧告に従わなかった旨を公表することができる。

（資料の提出等）

第10条 まちづくり会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要と認めるときは、町長及び介護サービス事業者その他の関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協

力を求めることができる。

（町民の意見）

第11条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議するに当たって必要ある場合には、町民その他の者から意見を聴くことができる。

（意見の具申）

第12条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議した結果必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

（組織）

第13条 まちづくり会議は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町民
- (2) 保健福祉関係者（学識又は経験を有する者を含む。）
- (3) 介護サービス事業者
- (4) その他会議の目的に必要な者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。ただし、第2項第1号の委員については、連続して2期を超えてはならない。

5 町長は、第2項第1号の委員を任命するに当たっては、可能な限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するようにしなければならない。

（役員）

第14条 まちづくり会議に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代理する。

4 事務局長は、会長の指示を受けまちづくり会議の事務処理を掌理する。

（会議）

第15条 まちづくり会議は、会長が招集する。

2 まちづくり会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

3 まちづくり会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第16条 まちづくり会議に第8条第5号に掲げる事務に関する苦情調整部会を設置する。

2 まちづくり会議の運営上必要あるときは、第1項に規定する以外の部会を設置することができる。

3 第1項又は第2項の規定により部会を設置した場合においては、この条例に定めるまちづくり

会議の権限を、規則で定めるところにより、部会に委任することができる。

- 4 部会の審議及び検討事項について、会長が必要と認めるときは、まちづくり会議に報告し、又は議決を受けなければならない。

（守秘義務）

- 第17条 まちづくり会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（会議の公開）

- 第18条 まちづくり会議及び部会の会議は、原則、公開するものとする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして規則に定める事由に該当するとき、又はまちづくり会議及び部会において特に公開しない旨の議決をしたときは、この限りではない。

（規則への委任）

- 第19条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（新条例による委員の任期）

- 2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の本別町健康長寿のまちづくり条例の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の本別町健康長寿のまちづくり条例の規定による任期の残任期間とする。

2 本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿

条例第13条第2項 による区分	団 体 名 等	氏 名 (敬称略)	役 職 名 等
(1) 町 民 4名	一般町民	竹 田 稔	事務局長（事業評価 部会）
		尾 崎 将 寛	地域密着型サービ ス運営部会
		岩 城 幸 宏	苦情調整部会
		柳 澤 真佐美	事業評価部会
2) 保健福祉関係者 (学識又は経験を 有する者を含む) 12名	十勝総合振興局本別地域保健支所	黒 瀧 仁 司	事業評価部会
	本別町民生児童委員協議会	高 橋 哲 夫	会長
	本別町在宅福祉ネットワーク連絡協 議会	山 岡 れい子	地域密着型サービ ス運営部会
	本別町在宅介護者を支える会	北 谷 志津子	副会長（地域密着型 サービス運営部会）
	本別町ボランティアセンター会議	佐 藤 豊 作	苦情調整部会
	本別町国民健康保険運営協議会	三 井 玲 子	事業評価部会
	本別町老人クラブ連合会	品 田 法 子	地域密着型サービ ス運営部会
	本別町介護相談員	藤 井 勝 敏	苦情調整部会
	身体障害者福祉協会本別町分会	布 施 秀 夫	地域密着型サービ ス運営部会
	チャレンジド・ネットワークほんべつ	井 出 直 美	苦情調整部会
	本別町手をつなぐ親の会	千 葉 妙 子	事業評価部会
	本別町社会福祉協議会	稲 守 直 美	事業評価部会
(3) 介護サービス 事業者連絡会 2名	介護老人保健施設アメニティ本別	西 田 拓 己	事業評価部会
	グループホームあさひの里	木 村 正 子	事業評価部会
(4) その他会議の 目的に必要な 者 3名	本別町自治会連合会	山 本 謙 二	地域密着型サービ ス運営部会
	本別調停協会（家裁調停委員）	岡 崎 慶 太	副会長（苦情調整部 会・事業評価部会）
	人権擁護委員	荒 文 枝	苦情調整部会
合計 21 名			

3 計画策定経過

年月日	会議名等	内 容
令和4年10月～11月	高齢者保健福祉・介護保険に関するアンケート調査	○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ○在宅介護実態調査 ○第2号被保険者向けアンケート調査
令和5年6月23日	第1回 本別町健康長寿のまちづくり会議	○高齢者保健福祉・介護保険に関するアンケート調査結果の報告
令和5年7月27日	本別町健康長寿のまちづくり会議 第1回事業評価部会	○事業評価の方法について ○事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明 ○事業の評価、今後の方向性に対する意見等
令和5年8月28日	本別町健康長寿のまちづくり会議 第2回事業評価部会	○事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明 ○事業の評価、今後の方向性に対する意見等
令和5年10月4日	本別町健康長寿のまちづくり会議 第3回事業評価部会	○事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明 ○事業の評価、今後の方向性に対する意見等
令和5年10月27日	第2回 本別町健康長寿のまちづくり会議	○第8期銀河福祉タウン計画の事業評価部会による事業評価部会報告 ○第9期銀河福祉タウン計画（骨子案）についての審議
令和5年12月22日	第3回 本別町健康長寿のまちづくり会議	○第9期銀河福祉タウン計画（素案）についての審議
令和6年2月1日 ～2月22日	パブリックコメント	○第9期銀河福祉タウン計画への意見募集
令和6年2月13日 ～2月15日	地域説明会 （勇足地区・仙美里地区・本別地区）	○第9期銀河福祉タウン計画について
令和6年2月29日	第3回 本別町健康長寿のまちづくり会議	○第9期銀河福祉タウン計画（最終案）についての審議

第9期銀河福祉タウン計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

《令和6年度～令和8年度》

令和6年3月発行

発 行 本別町

編 集 本別町保健福祉課

住 所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別 6-15

電 話 0156-22-8520

FAX 0156-22-6811

E mail kourei@town.honbetsu.hokkaido.jp

URL <https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>